

独立行政法人工業所有権情報・研修館の
令和7年度における業務の実績に関する評価

令和8年

1. 全体の評価				
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		A	-	-
評価に至った理由	「経済産業省独立行政法人評価基本方針」に基づき、項目別評価は「知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援」業務はA、「知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用」業務はA、「知財エコシステムを支える人材育成」業務はA、「世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献」業務はA、「業務運営の効率化に関する事項」はB、「財務内容の改善に関する事項」はB、「その他業務運営に関する重要事項」はBとし、全体の評価をAとした。			

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>項目別評価を総合的に勘案した結果、法人全体として中期計画における所期の目標を達成しているものと評価。主な成果は以下のとおり。</p> <p>「知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援」については、困難度高が目標値の100%以上、かつ困難度高以外の定量的指標も目標値の120%以上を達成し、その他定性指標も達成した点、さらには以下に示すような観点を踏まえ、当該項目の評価はAとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財総合支援窓口は、INPITと地域の関係支援機関との連携の要にもなっており、中小企業等に対する知財経営の推進に向けた質の高い支援の実施を行うため、関係の支援機関等との連携が重要。INPITでは、よろず支援拠点をはじめとした中小企業等支援機関との連携を重要施策として掲げており、その現場である各地域では当該窓口が中心となって、よろず支援拠点、中小企業支援センター、商工会議所、金融機関等との連携を通じて、中小企業の課題解決に寄与する効果的な支援を実施した。 ・知財総合支援窓口等の支援対象となった中小企業、スタートアップ企業等のうち、成長が期待できる有望企業に対して、事業の具体的な成長を図るため、経営上の課題を抽出し、支援計画を定め、弁理士、弁護士、中小企業診断士、デザイン専門家、ブランド専門家等の多様な専門家からなるチームで助言する伴走支援（加速的支援）を62社に対して実施した。 ・知財戦略エキスパートによる助言が、経営・事業又は研究成果の社会実装に関する方針決定に寄与したかどうかをアンケート調査したところ、アンケート送付先155者（継続的に助言を受けている者）のうち回答のあった78者すべて（100%）から「寄与した」と回答があった。 ・INPIT 外国出願補助金の INPIT での運用開始にあたり、特許庁からの事業移管前は一定の時期のみの公募を行っていたが、事業移管後は受付から交付決定までの一連の過程をシームレスに実施し、切れ目なく公募及び補助事業実施期間を設け、令和7年度は年度内4回の公募を遅滞なく実施した。 <p>「知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用」については、困難度高が目標値の100%以上、かつ困難度高以外の定量的指標も目標値の120%以上を達成し、その他定性指標も達成した点、さらには以下に示すような観点を踏まえ、当該項目の評価はAとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財情報提供サービス利用者の知財情報利活用スキル向上に向け、J-PlatPatによる検索の一連の理想的な手順である標準フローを作成し、動画教材としてIP ePlat およびYouTubeで公開するとともに、同標準フローの内容を反映したオンライン講習会及びJ-PlatPat個別説明会（両者計24回、969名）を実施した。 ・利用者のすそ野拡大を目指し、個別説明会を通じて得られた各企業の活用事例（個別説明会で訪問した各企業にインタビューして得られた生の声を対話形式に編集）を活用事例集「J-PlatPat 活用のススメ」とし取りまとめ、Webで公開し、未利用層の利用を促した。 ・J-PlatPatを通常は利用しない者の関心を引きつけるため、話題性のある内容を含むJ-PlatPatの検索ランキングの公表を初めて行い、通常時のプレスリリースの平均閲覧数が500回程度のところ、約20倍の9,656回と過去最大級を記録し、一般の幅広い層にJ-PlatPatの訴求を図った。 ・INPITの支援事例を経営判断の5ステップに分類し、中小企業等の経営者にとって、その経営戦略への活用方法がわかりやすく伝わるような事例集「5ステップで学ぶ 課題解決のためのIPランドスケープ実践ワークブック」を作成した。 ・IPランドスケープ支援事業の利用価値の普及活動（セミナーを2回、439名参加）や知財総合支援窓口においてIPインテリジェンスの活用につながる特許情報分析ツール・J-PlatPatを活用した支援（508回）を行った結果、支援への利用希望者数が増加（7年度190件、6年度144件）し、IPインテリジェンスの有効性の普及につながった。 ・IPランドスケープ支援事業の効果等を特許庁にフィードバックすることで、特許庁の以下の施策検討などに活用した。 <p>①中堅企業の知財経営の実態に関する調査や大学における共同研究先の探索等のIPインテリジェンスの活用といった政策立案の検討の場面においてINPIT事業のニーズや活用事例等を活用。</p> <p>②特許庁は知財等無形資産の事業性評価を促進し、企業の成長支援に貢献する施策（知財金融）を進めており、INPITのIPランドスケープ支援事業が企業の事業戦略を後押しすることに役立ち、知財金融施策の更なる向上に活かすことができた。</p>

	<p>「知財エコシステムを支える人材育成」については、困難度高が目標値の100%以上、かつ困難度高以外の定量的指標も目標値の120%以上を達成し、その他定性指標も達成した点、さらには以下に示すような観点を踏まえ、当該項目の評定はAとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IP ePlat については、新規コンテンツを計 20 本開発（達成度 125%）するとともに、日本商工会議所等との「知財経営支援ネットワーク」の枠組みを活用し、経営指導員向けや若年層向けなど、対象のニーズに応じた教材を開発した。加えて、商工会議所との意見交換等を通じて、実効性の高いコンテンツ改善を行った。 ・ 若年層や教育分野への展開として、パテントコンテストや知財力開発校支援事業等の他事業と連動した周知活動を実施するとともに、高専等の教育現場への働きかけや高専機構との意見交換を行い、対象層の拡大を図った。加えて、大阪・関西万博における中高生・高専生の登壇を含むステージイベント等を通じ、知財学習に触れる機会の創出にも取り組んだ。これらの取組の結果、知財力開発校支援事業に係る授業が業界誌（食品新聞）や中高生新聞で紹介されるなど、これまで知財学習に接点のなかった層への認知拡大にもつながった。 ・ INPIT で作成した知財マネジメント人材育成教材を活用し、支援機関・大学・高専・金融機関等職員を対象とした知財マネジメント研修を行った結果（受講者 916 名）、企業支援における知財の重要性が認識され、窓口との具体的な連携支援に結び付いた。 <p>例：2025 年 9 月 9 日に香川県で実施した研修受講後に、経営指導員が支援先企業の相談内容から知財課題に気づき、香川県知財総合支援窓口へ連携した結果、2 社への支援（著作権リスクへの対応及び商品開発・製造における知財トラブルへの対応支援）につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者用教材ダウンロード者への調査により、弁理士、行政書士、教員等の幅広い層による自立的な知財教育への活用が確認された（INPIT の教材を利用した外部研修の受講者数：6 年度 4,994 人、7 年度 5,024 人）。INPIT が提供した教材やセミナーを使用して外部人材が自律的に知財教育を行うことで知財人材の裾野の拡大に貢献した。 <p>「世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献」については、困難度高が目標値の100%以上、かつ困難度高以外の定量的指標も目標値の120%以上を達成し、その他定性指標も達成した点、さらには以下に示すような観点を踏まえ、当該項目の評定はAとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁職員の能力向上に最大限貢献することに重点を置き、特許庁研修計画に基づく特許庁職員として業務に必要な知識の習得のための法定研修及び特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を提供する研修を、特許庁研修企画専門官等との協働により、研修内容、研修手法（対面、オンライン、ハイブリッド）、実施スケジュール、講師選定（外部専門家）、日程調整等について、アンケート結果や職員のニーズを踏まえ改善、提案等の工夫を行い実施した。その結果、503 科目、総受講者数 15,485 名の研修を実施することができ、特許庁職員研修担当者の平均 70%から、最上位の評価を得た。さらに、受講者アンケートでも、すべての研修で、有意義であったとの回答が 99%以上だった。 ・ 弁理士、弁護士、大学教授、企業研究者等の多様なバックグラウンドを有する専門家を講師として約 80 科目に及ぶ講義を実施した。単なる知識提供にとどまらず、最新の技術動向や研究内容、講師と特許庁職員が双方向で意見交換できる構成とすることで、専門家と行政双方の考え方や問題意識について相互理解を深める場となるよう工夫した。 ・ 入庁 2～4 年目の特許・意匠審査官補を対象に、今後のキャリアにおいて実践的に活用できる能力の育成を目指して「行政官のためのミーティング、ファシリテーション」研修を実施した。座学中心ではなく、実際の業務場面を想定した演習やグループワークを取り入れることで、ロジカルシンキング能力の向上と同時に、会議運営や合意形成における実践力を養えるよう工夫した。受講者からは「話し合いをする際になんとなく行っていたファシリテーションの役割を講義を通して言語化することができ、重要性を認識することができた」との意見があるなど職員の能力向上に寄与した。 <p>「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」についても、それぞれ計画で定められた内容を適切に実施したため、評定は「B」とした。以上を踏まえ総合的に勘案した結果、法人全体として中期計画における初期の目標を上回る成果が得られているものと評価し、全体の評定を「A」とした。</p>
<p>全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項</p>	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
<p>項目別評定で指摘した課題、改善事項</p>	
<p>その他改善事項</p>	
<p>主務大臣による改善命令を検討すべき事項</p>	

4. その他事項

監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書 No	備考
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
1. 知財エコシステムを支える知財 課題発掘—知財形成—知財の戦 略的活用のワンストップ支援	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○			I-1	
2. 知財エコシステムを支える産業 財産権情報インフラの整備とそ の利活用	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○			I-2	
3. 知財エコシステムを支える人材 育成	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○			I-3	
4. 世界最速・最高品質審査を始め とする特許行政への貢献	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○			I-4	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 令和7年度は自己評価結果。

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書 No	備考
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項	B	B			II	
III. 財務内容の改善に関する事項	B	B			III	
IV. その他業務運営に関する事項	B	B			IV	

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I-1	知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援		
関連する政策・施策	知的財産政策	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 五 工業所有権に関する相談に関すること。 六 中小企業者及び試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言を行うこと。 七 中小企業者及び試験研究機関等に対するこれらの者の工業所有権の保護及び利用を図るため必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。 十 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十五及び第三十四条の二第一項の規定による助言並びに同条第二項の規定による助成を行うこと。
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】【困難度：高】	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート（予算事業ID：3902）

2. 主要な経年データ											
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
関係機関との連携件数	中期目標期間中、毎年度 12,000件以上 （令和7年度変更 13,300件以上）	12,000件以上 （令和7年度変更 13,300件以上）	15,468件 （128.9%）	16,459件 （123.8%）			予算額（千円）	6,349,286	6,946,109		
関係機関との連携による課題解決に相当程度寄与した割合【重要度高・困難度高】	中期目標期間中、毎年度のサンプル調査でサンプル数の50%以上	50%以上	59.6%	53.8%			決算額（千円）	5,306,744	5,904,841		
伴走型支援を行った企業数	中期目標期間累計200社以上 【令和6年度：50社以上】 【令和7年度：50社以上】	223社 （前中期目標期間 累計値）	60社 （120.0%）	62社 （124.0%）			経常費用（千円）	5,618,868	6,259,838		
伴走型支援により事業成長上の効果が認められた企業数	中期目標期間終了時まで に累計50社以上	54社 （前中期目標期間 最終年度値）	-	-			経常利益（千円）	1,079,508	1,072,386		
							行政コスト（千円）	5,618,868	6,259,838		
							従事人員数	30人	34人		

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従事人員数：令和7年4月1日時点の数字。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
	主な業務実績等	自己評価	評価																		
<p><主な定量的指標></p> <p>【1-1】関係機関との連携件数:毎年度13,300件以上</p> <p>【1-2】関係機関との連携により、経営や事業戦略上の課題解決に相当以上寄与した割合:サンプル調査でサンプル数の50%以上【重要度高・困難度高】</p> <p>【1-3】伴走型支援を行った企業数:中期目標期間累計200社以上、令和7年度50社以上</p> <p><その他の指標></p> <p>【1-6】関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する(関連指標:【1-1,1-2】)。</p> <p>【1-7】関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増やし、事例を用いた研修、知財セミナーの実施、周知活動等を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ(知財人材育成)に貢献する(関連指標【1-1,1-2】)。</p> <p>【1-8】伴走型支援の成功事</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【1-1】関係機関との連携件数について、令和7年度は、目標値13,300件に対して16,459件(123.8%)の連携を行った。</p> <p>【1-2】関係機関との連携により、経営や事業戦略の解決に相当程度寄与したケースについてサンプル調査を行い、令和7年度は、目標値50%に対して53.8%を達成した。</p> <p>【1-3】伴走型支援を行った企業数について、令和7年度は、目標値の50社に対して62社(124.0%)の支援を実施した。</p> <p>INPITのミッションである「「知」を芽吹かせ、共に価値にする」のための基幹的業務として、知財課題発掘・知財の戦略的活用のワンストップ支援を以下のように実施した。</p> <p><a> 中小・スタートアップ企業等における知財の課題発掘から知財の戦略的活用まで支援する知財総合支援窓口を47都道府県に設置し、知財経営支援の核として、弁理士、弁護士、中小企業診断士等の専門家も活用しつつ相談対応を実施した。その中で、次項以降に述べる、(1)関連機関との連携、(2)伴走支援などのより特化した事業も実施した。</p> <p>【相談実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>窓口対面</td> <td>22,823回</td> </tr> <tr> <td>電話相談</td> <td>30,101回</td> </tr> <tr> <td>メール・FAX</td> <td>31,805回</td> </tr> <tr> <td>出張訪問</td> <td>19,314回</td> </tr> <tr> <td>その他(Webでの対応)</td> <td>12,454回 (5,859回)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>116,497回</td> </tr> </table> <p> 企業、大学、研究機関等からの海外展開、営業秘密管理、産学連携及びスタートアップに関する専門的な相談に対応するため、これらの知財戦略について高度な知識及び経験を備える専門人材(以下「知財戦略エキスパート」という。)を本部に16名、近畿統括本部に4名配置し、相談を受け付ける体制を維持した。そして、知財総合支援窓口とも連携しつつ、海外展開知財支援窓口、営業秘密支援窓口、アカデミア知財支援窓口及びスタートアップ知財支援窓口、近畿統括本部に設置した関西知財戦略支援専門窓口への相談を受け付ける体制を整備し、専門性の高い助言(関連指標【1-9】)を伴う支援を以下のように実施した(他のINPITの事業に関連した助言実施実績については(3)(d)にも記載)。</p> <p>【支援実績(窓口別)】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">INPIT 本部</td> <td>海外展開知財支援窓口</td> <td>517件</td> </tr> <tr> <td>営業秘密支援窓口</td> <td>331件</td> </tr> </table>	窓口対面	22,823回	電話相談	30,101回	メール・FAX	31,805回	出張訪問	19,314回	その他(Webでの対応)	12,454回 (5,859回)	合計	116,497回	INPIT 本部	海外展開知財支援窓口	517件	営業秘密支援窓口	331件	<p><評価と根拠></p> <p>評価:A</p> <p>根拠:困難度高が目標値の100%以上、かつ困難度高以外の定量的指標も目標値の120%以上を達成し、その他定性指標も達成した点、さらには以下に示すような観点を踏まえ、当該項目の評価はAとした。</p> <p>☆1. 全国47都道府県に設置している知財総合支援窓口は、知財に関する各種相談の最初の入り口として、ごく初歩的な相談から高度な相談、さらには加速的支援対象の発掘まで、多様な相談メニューへの対応が期待されている。さらに、地域の関係機関との連携の要という役割も担っている。こうした業務を円滑に行うために、窓口の担当者やその統括である各窓口の事業責任者に対しては、INPITの担当部署の指揮の下、窓口機能強化事業の委託事業者が、しっかりとした研修と丁寧なマニュアルとオンラインシステムによる管理を行っている。それが、今年度の相談実績(→業務実績<a>の表)、知財戦略エキスパートへのスムーズな支援依頼のつながり(→の表)、そして関係機関との連携数や加速的支援数(→指標【1-1,1-2】)にも表れた。</p> <p>☆2. 知財経営の様々な課題に対し、高度な専門的知識と長年の経験に基づいて助言を行う知財戦略エキスパートは、INPITの知財経営の支援に欠かせない存在になっている(→)。実際、平均で約108件/人・年の個別支援での助言(うち、平均約20件/人・年が関係機関との連携支援案件→(1)①(b))に対しては、支援を受けた企業だけでなく、関係機関からの評判も高く、それが関係機関からの175件もの知財戦略エキスパートのセミナー講師派遣の依頼に表れている。</p> <p>☆3. 関係機関との連携による支援に関しては、互いの支援先の紹介による支援先の効率的拡大だけでな</p>		
窓口対面	22,823回																				
電話相談	30,101回																				
メール・FAX	31,805回																				
出張訪問	19,314回																				
その他(Webでの対応)	12,454回 (5,859回)																				
合計	116,497回																				
INPIT 本部	海外展開知財支援窓口	517件																			
	営業秘密支援窓口	331件																			

例を収集し、単に支援実績をホームページで公表するだけに留めず、経営者の考え方の変化や、専門家チームとのやり取り等のプロセスを分かりやすく示し、「稼ぐ力」の向上に貢献する（関連指標【1-3】）。

【1-9】中小企業者・試験研究機関等に対して、知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、「知的財産経営」の自走や研究開発成果の社会実装の促進に貢献する。

【1-10】産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者及び特定新需要開拓事業者に対して、知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、イノベーションの促進に貢献する。

【1-11】工業所有権の保護及び利用を図るための助成事業については、INPITの既存の支援施策とのシナジーによる知財の戦略的活用支援の強化と、効率的な事業実施の両立を考慮しつつワンストップ知財支援の実現及びイノベーションの促進に貢献する。

	スタートアップ知財支援窓口	509件
	アカデミア知財支援窓口	264件
近畿統括本部	関西知財戦略支援専門窓口	535件
合計		2,156件

注) ・関連機関との連携支援の実績(内数)は(1)①(b)に記載
 ・INPITの事業に関連した助言実績(内数)は(3)(d)に記載

その他に、知財戦略エキスパートを講師とした企業、大学、研究機関等に対するセミナーの開催(13回)、中小企業等の支援機関が実施するセミナーへの講師派遣(175回)を実施した。さらに、知財の重要性や知財戦略エキスパート支援の普及・啓発を図るために、活動内容と支援・講演事例を紹介するホームページを新設するとともに、IP ePlat用動画を3本作成した。さらに、広く産業界に知財の普及啓発を行うため、それら読者層が多い日刊工業新聞へ10本の知財に関するコラムの寄稿を行った(関連指標【3-1】)。

【知財に関するセミナー開催】

	令和7年度
INPIT 本部	4回
近畿統括本部	9回
合計	13回

○INPIT 本部

- ・起業家必見！ライバルに差をつけるスタートアップの成長戦略(特許庁/中小機構/INPIT)
- ・海外ビジネスを成功に導く！～実務経験者から学ぶ、知財リスクマネジメント～(特許庁/JETRO/INPIT)
- ・「技術流出対策セミナー」～中小企業経営を巡る経済安全保障上の脅威から身を守る、知財リスクマネジメント～(警察庁/公安調査庁/INPIT)
- ・九州水素フォーラム 2026(九州経済産業局/九州大学/福岡県/九州知的財産活用推進協会/INPIT)

○近畿統括本部

- ・海外展開における事業を守るための商標・意匠の活用方法(大阪弁護士会)
- ・営業秘密保護の現状-裁判所の判断からみた技術的営業秘密の保護・管理-(日本弁理士会関西会)

【セミナーへの講師派遣】

	令和7年度
INPIT 本部	134回

く、支援の質の向上にも貢献していることが、指標【1-2】のためのヒアリング調査でわかってきた(→(1)①(c))。貢献自体はかなり個別的で、総合的な分析は今後の課題だが、たとえば、以下のような例が特徴的である：

- ・金融機関との連携：金融機関が事業発展のための幅広い視点での対象企業の課題整理を先導したため、INPIT側は、その中の知財に関する課題に焦点を絞ることができ、短期間で成果につながった。
- ・よろず支援拠点や商工会議所との連携：商品開発において、商品のターゲットをどのように定めるのか等の販売戦略策定に関するアドバイスをよろず支援拠点の専門家から頂いたことで、商品のネーミングやデザインの議論が進み、効果的な商標や意匠の戦略を立てることができた。

☆4. 関係機関の支援人材に対する知財経営に関する研修では、地域や関係機関、ならびに受講者の経歴やレベルに応じた研修を実施した。また、成功事例だけでなく、失敗事例の紹介や、参加者に合わせた仮想事例を用いたワークショップ型の研修の実施など、研修内容にも工夫を加えた。その結果、以下のような評価を頂いた：(関連指標【1-7】)

- (商工会議所)
- ・知財に関して意識していなかったリスク(例：展示会出展時、海外展開時のリスク)を知ることができた。
- ・産業財産権に関して、色々な対応方法(例：商標権の先使用権など)があることを知ることができた。
- ・知財について意識しないことが多かったが、知財が経営戦略の重要な鍵の一つであることが実感できた。
- ・受講を通じて知的財産権制度への理解が深まるとともに、経営相談の中に知財課題が身近に存在することに気づくことができた。
- ・商標を検索できるツール(J-PlatPat)があることを知り、相談があった際に、権利の説明と併せて紹介したいと思った。
- ・知的財産権というと著作権、特許権くらいしか分かっていなかったのですが、複数種類があることを知って驚いた。それぞれの違いがあやふやな所がある

近畿統括本部	41回
合計	175回

- INPIT本部
- ・海外進出における知財の重要性について（JETRO新潟）
 - ・弁護士・知財の専門家と考えるワークショップ～企業等に求められる情報管理～（九州経済産業局）
 - ・スタートアップ創業者のための勉強会（農工大・多摩小金井ベンチャーポート）
 - ・OKINAWA バイオコミュニティ Meet UP2025（沖縄バイオコミュニティ）
- 近畿統括本部
- ・社会実装に向けた戦略（知財戦略とリスクマネジメント）（未来医療推進機構）
 - ・A Case Study of IP Strategies in Japan（神戸医療産業都市推進機構）
 - ・経営ツールとしての知的資産・知的財産～中小企業への支援を通して～（大阪府中小企業診断士協会）

【日刊工業新聞への寄稿】

- ①オープン&クローズ戦略 ～拡大市場で高収益守る～（10/2掲載）
- ②経営視点の模倣品対策 ～eコマース戦略見直しを～（10/9掲載）
- ③生成AIめぐりリスク ～利用時のルール作りカギ～（10/16掲載）
- ④創薬ベンチャーの戦略 ～競争力強化、カギは特許～（10/23掲載）
- ⑤開示と秘匿の境界線～万博出展を支援して～（10/30掲載）
- ⑥産学連携活動の落とし穴～専門家に相談、トラブル回避～（12/11掲載）
- ⑦新エネ・再生エネの戦略 ～素材開発、事業発展のカギ～（12/18掲載）
- ⑧デザインから体験価値 ～顧客接点まで知財権取得～（1/8掲載）
- ⑨中小の海外販売戦略 ～独自価値でブランド確立～（1/15掲載）
- ⑩スタートアップの価値形成 ～無形資産で資金調達を加速～（1/22掲載）

<c> 中小企業等における「知財の気付き」を促し、知財総合支援窓口等の活動を周知するため、INPITの知財総合支援窓口ホームページ（以下、知財ポータルという。）において支援の好事例を91件紹介した。さらに、地域団体商標の権利者団体に対して地域団体商標カードを53種類新規発行し（累計233種）、インバウンド向けに新たに英語版の地域団体商標カードを17種類発行し、地域団体商標カードのさらなる普及を図るべく、カードを作成した内藤とう

のでさらに勉強してみたい。

- ・実際の事例をもとに知的財産に関する課題や対応策を学ぶことができ、日常の支援業務に直結する知識を得ることができた。
- （金融機関）
- ・知財は無形資産であり、その中には特許権のような産業財産権だけでなく、営業秘密として守るべき知財も重要であることが実感できた。
 - ・J-PlatPatという無料ツールを使えば、既往取引先や新規開拓企業の知財情報を得られる事を知った。
 - ・中小企業や小規模事業者において、知的財産（無形資産）の承継の必要性を改めて認識した。
 - ・知財に接することが少なかったが、企業の経営にとって知財の必要性と失敗事例などを聞き、非常に参考になった。

☆5. 加速的支援の効果に関する事例集作成にあたり（→(2)(b)）、加速的支援が終了した企業を対象に、事業成長を確認するためアンケートとヒアリングを実施し、売上向上、新製品の上市、社内体制構築などの観点からの変化、そしてそれに伴っての経営者の意識変化（支援開始時、支援中、支援終了後）を調査した。その結果、変化をもたらす手法とその効果について、次に列挙するようなヒントが得られ、それをアピールする代表的な5社を事例集、2社を動画として発信した。

<加速的支援を受けての効果>

【事例集】

○日東建設株式会社

※当社は知財、マーケティング、営業、情報管理体制が未整備であったところ、INPITの加速的支援によりこれらを整備。国際展開を目指すための体制整備ができたことで、ボルト・ナットの非破壊検査における国際標準化に向けた事業戦略を明確にすることができた。

https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase-etc/files/pdf_supportcase_nittoukensetsu.pdf

○株式会社アトリエMay

※INPIT加速的支援によりヨシの繊維化に関する特許権を取得。またライセンスビジネスに繋げる知財戦略

がらしプロジェクト及び豊川市観光協会の取組を紹介する動画の制作、YouTube INPIT channel、SNSでの配信、及び特許庁商標課が開催した地域団体商標権者を対象とする地域ブランドフェスタに協力した。

<d> 新たな国際標準戦略（令和7年6月知的財産戦略本部決定）の実現に向けて設置された「標準エコシステム検討会（経済産業省、令和7年11月～8年3月の計4回）」にオブザーバーとして参加し、知財戦略策定支援等の観点から伴走組織における役割・機能に係る議論に参画した。また、国際標準・ルールを通じた社会経済の変革を目指す「国際標準化に係る官民ハイレベルフォーラム」に参加し（令和8年3月の第2回から）、地域の中小企業等の標準化を含む知財活動を支援することで貢献する旨を表明するとともに、提言の策定に関与した。

<e>知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行う「知的財産取引適正化ワーキンググループ（公正取引委員会・中小企業庁・特許庁、令和7年8月～8年2月の計4回）」にオブザーバーとして参加し、既存のガイドライン等を踏まえながら、適正な取引を実現する契約や、業界ごとの慣行の是正、中小企業等の知財リテラシー向上等に係る議論に関わり、報告書の作成に貢献した。

(1) 関係機関との連携

①地域関係機関と連携した支援の強化

(a) 知財総合支援窓口のネットワークを活用し、特許庁、経済産業局、日本弁理士会地域会及び各地の商工会議所と協力してきた実績に基づき、令和5年度に特許庁・INPIT・日本弁理士会・日本商工会議所で締結した「知財経営支援ネットワーク」構築のための連携協定に、令和6年度にはさらに中小企業庁も加わり（以下、五者連携という。）、よろず支援拠点とINPIT知財総合支援窓口との連携強化等をはじめとして以下のような活動を行った。

- ・地域ブロック（複数の都府県の知財総合支援窓口の統括）の特徴を生かした「地域知財経営支援ネットワーク」の活動を促進させるため、各知財総合支援窓口の連携会議に経済産業局、日本弁理士会地域会、商工会議所及びよろず支援拠点等に参加いただくとともに、「各地域の商工会議所と知財総合支援窓口の相互訪問」等を実施し、ネットワーク活動促進に向けた議論と中小企業等に対する連携支援を実施した。INPIT本部でも日本弁理士会及び弁護士知財ネットと定期的な会合を開催し、知財総合支援窓口に配置する専門家の推薦体制、及びその運営状況の把握や課題等の解決について協議した。また、日本商工会議所と更なる連携強化及び商工会議所経営指導員等の知財リテラシー向上について協議した。
- ・中小企業庁のよろず支援拠点や中小企業基盤整備機構との相談案件の受渡しや双方担当者同席による支援などの連携を進めることで、地域企業等の知的財産の活用促進及び経営の更なる強化、支援を推進するための体制構築ができ、多くの支援を共同で実施した。
- ・地域知財経営支援ネットワークの連携強化を図り、中小企業等への一気通貫の伴走支援等を行う特許庁「知財経営支援モデル地域創出事業」に参加し、事業目的の達成に寄与した。
- ・北海道経済産業局との連携案件では、北海道経済産業局が協業相手の探索を支援し、知財戦略エキスパートが知財面の助言を行った。

・(b) その他の機関との連携に関して

・関係機関との連携の中で、海外展開、営業秘密管理、産学連携、スタートアップ創出等における知財戦略などの高い専門性が必要となる支援に関しては、知財戦略エキスパートが参画

の検討やアトリエMay独自の事業モデルである、ヨシを刈り取り繊維化して商品化し、全国へ展開する前例のないモデル（ヨシモデル）の確立をサポート。将来の事業継承の基盤を確立することができた。

https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase-etc/files/docs/pdf_supportcase_ateliermay.pdf

○森羽紙業株式会社

※INPIT加速的支援により製品価値を改めて整理。社内の意識も大きく変わり、自信をもって製品の強みをアピールできるようになった結果、販売量が大きく拡大。従業員の増員や製造方法の工夫、製造ラインの見直しを行い、全社的にモチベーションの向上、組織力の向上につながった。

https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase-etc/files/docs/pdf_supportcase_morihashigyo.pdf

○まねき食品株式会社

※ブランド構築や商標の活用、営業秘密管理など、「攻め」と「守り」の両面に関するサポートにより、新しい挑戦への仕組みと基盤づくりが完成。万博では、創業100年を超える弁当屋として海外でのブランディングも強く意識することができた。

https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase-etc/files/docs/pdf_supportcase_manekisyokuhin.pdf

【動画】

○株式会社伊藤

※事業戦略のブラッシュアップ、知財戦略の構築及び知財の取得、ブランディングやマーケティング戦略の構築、知財管理体制の強化について支援。特許取得により信頼度が向上し、アウトソーシングも可能になるとともに、支援前から比較して売上が増加。知財だけでなく事業全体を体系的にみる視点を獲得することができた。

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase-movies/>

【事例集及び動画】

○高知駅前観光

※知財戦略、事業戦略、マーケティング戦略、技術開発戦略、契約関係など多岐にわたる支援により、社内体制が強化されるとともに、経営者だけでなく幹

し助言を行った。

【知財戦略エキスパートの参画件数】

特許庁	16件	中小機構	38件
経済産業局	76件	NEDO	1件
地方自治体	67件	その他	149件
JETRO	27件		
		合計	374件

注：記載の実績の内数

- ・特許庁、JETROと合同で全国セミナー「海外ビジネスを成功に導く！～実務経験者から学ぶ、知財リスクマネジメント～」を令和7年11月5日に実施し、参加者の内3者に対する個別支援に繋がった。
- ・令和7年6月24日に開催された「第11回営業秘密官民フォーラム」において、営業秘密支援窓口の相談・支援実績を説明するとともに、INPITで制作した動画を用いて、INPITの営業秘密支援について紹介した。
- ・再生医療、ゲノム、AI等、次の時代を担う医療技術の開発・実用化を推進する未来医療の国際拠点「Nakanoshima Qross：中之島クロス」（一般財団法人未来医療推進機構）と連携協定を締結し、グローバルに活躍するスタートアップ創出を目的とした事業化支援プログラムへの実施協力や、産官学医のプレイヤーとのさらなる交流を通じて、未来医療の産業化・実用化の加速に貢献している。
- ・知財を稼ぐ力にして経営を行う企業を関西で多く創出することを目的に近畿経済産業局、日本弁理士会関西会及びINPIT近畿統括本部の3者による伴走支援（関西知財活用支援プラットフォーム）を実施している。令和7年度は5社に対して支援を実施した。支援の成果については、成果発表会を令和8年2月に実施、支援事例集「知的財産活用BOOK Vol. 05」を公表。・政府機関等との連携において、知財戦略エキスパートは、支援先企業等の相談に対して、知財面の助言を行った。また、経済産業省が主催する経済安全保障：技術流出対策の定例会にメンバーとして、令和7年度から新たに参加し、必要な情報の共有を図るとともに、警察庁、経済産業省、地方経済産業局等と連携したセミナー・講演会の共催など、技術流出対策の普及活動を図るなど、技術流出対策のアウトリーチ活動を進めた。
- ・令和8年1月には、厚生労働省の医療系ベンチャー・トータルサポート事業であるMEDISOの第1回ステアリングコミッティに参加し、今後、参加機関同士が連携した支援を行うこととした。上記ステアリングコミッティ後は、毎月の定期連絡会にも参加して、各機関の支援施策や有望な支援候補者等の情報共有を行っている。
- ・令和8年3月には、スタートアップ支援機関プラットフォーム「Plus」の勉強会において、INPITの知財戦略エキスパートが知財に関する講演を行うとともに、その後の交流会では各機関同士で情報共有を行った。

(c) 以上の取り組みの結果、関係機関との連携に関して以下のような実績を挙げることができた（関連指標【1-1】）。

【連携実績（機関別）】

部社員が知財の重要性を認識。再構築した事業戦略をもとに、知財戦略やライセンスの考え方、模倣品対策などこれまで十分に意識してこなかった領域も検討することで経営強化につながった。

https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase-etc/files/docs/pdf_supportcase_kochiekimaekanko.pdf

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase-movies/>

☆6. 上記の加速的支援の事例紹介は、中小企業等に知財経営の重要さとノウハウを伝えることを目標に作成したが（関連指標【1-7】）が、知財総合支援窓口の担当者を含め、関係機関の支援者にも重要な気付きを与える教材であると考え、今後の支援者の研修会等でも利用する計画である（関連指標【1-5, 1-6】）。

☆7. 研究成果の社会実装に向けた公募型の支援事業では、その支援対象者から以下のような評価を得たこともあり、十分な成果を挙げられたと考えられる。

- ・iAca：2月に実施したアンケート調査では、ほとんどの支援対象者から、研究成果の社会実装に向けての活動を進展させるために役立った又はある程度役に立ったと回答があった。その理由として「特定した研究者への個別ヒアリングを行うにあたっての事前準備やヒアリングの進め方等について、知的財産コーディネーター及び産学連携コーディネーターに、実践を通じて経験やナレッジの共有をしていただけたため。」等のコメントを頂いた。
- ・iNat：2月に実施したアンケート調査では、すべての支援対象者から、研究成果の社会実装に向けての活動を進展させるために役立った又はある程度役に立ったと回答があった。その理由として「プロジェクト最終年度になり、創成される知財の件数が増え、これらを知財ポリシーに従って管理するにあたって知財PDへの相談やアドバイスは大変有益であった。」等のコメントを頂いた。
- ・IPAS：支援後に実施したアンケート調査では、令和7年度に支援したスタートアップ22社のすべてが、IPASのメンタリングに「とても満足」または「満

よろず支援拠点	3,651件	公設試	904件
中小企業支援センター	3,257件	金融機関	1,396件
商工会議所	2,139件	その他	3,352件
商工会	1,760件		
		合計	16,459件

- ・こうした実績の効果についても調べるため、以下のようなサンプル調査を行った結果、ヒアリングを行った450社のうち242社（53.8%）の企業から「経営課題解決へ相当程度の貢献」があったとの回答を得た（関係指標【1-2】）。
 - 調査対象：令和6年度と7年度の両方で知財総合支援窓口が支援をしており、少なくともいずれかの年度で連携支援が行われた企業の3,016社のうち、統計的に有意な数の450社を任意に抽出してヒアリングを行った。
 - 「経営課題解決へ相当程度の貢献」の判断基準：以下の観点に基づく定量情報の把握と対外的効果等の把握をもって判断基準とした。①売上の向上、②利益の向上、③資金調達等、④設備投資又は雇用の拡大、⑤契約・共同開発等の具体化、⑥販路等の拡大、⑦製品・サービスの上市、付加価値向上等、⑧海外展開、⑨知財戦略具体化、⑩体制・規程整備、⑪知財制度への理解促進、⑫事業戦略の設定・見直し。
- ・関係機関との連携支援を普及させるため、支援対象の増加ならびに関係機関の方々への啓発を目的とした動画を2本制作し、知財ポータル及びYouTube INPIT channelで発信した（関連指標【1-6】）。制作にあたっては、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた特徴的な連携支援事例を2件厳選し、支援内容や連携支援の具体的なメリットなどについて明解に説明する内容となるよう工夫した。

②連携促進のための情報発信・人材育成

- (a) 関係機関において知財経営に理解を持った支援人材を増やすことを目指し、関係機関の担当者を対象とする研修を221回実施した。うち、中小企業の経営面の支援を担っている商工会議所経営指導員に対しては88回、金融機関の職員に対しては51回、自治体職員に対しては44回実施した。こうした研修では、知財制度の解説から踏み込んで、地域事情や各関係機関の担当者によく寄せられる相談事項に関連する事項を念頭に置き、相談の仮想事例及び中小企業の事業戦略や海外展開において知財マネジメントが重要な役割を果たした事例等をもとにした教材を使ったワークショップを行い、関係者の知財マインドの醸成を目指した工夫を行った。また、今年度は、経験年数の浅い経営指導員等に対して、知財マネジメント、ブランディング研修など中小企業への経営支援に活かせる内容のセミナー、ワークショップも実施した。（関連指標【1-6】）
- (b) 関係機関が行っている中小企業等向けのセミナーに対する講師派遣及びセミナーの共同開催を447回実施した。セミナーでは連携によって課題解決に導くことができた成功事例／失敗事例を用いた説明や仮想事例を用いたワークショップ等を行い、受講者だけでなく、関係機関の担当者も知財の重要性に関する気づきを得られる機会を提供した。
- (c) 地域の関係機関等との間で連携活動の拡大を図り、中小企業等に対する支援機能を相互補完しつつ、総合的な支援体制を構築することを目的として、知財総合支援窓口による関係機関との連携会議を65回開催した。会議では各地域の特徴を踏まえた課題等に対して、参加し

足」と回答した。その理由として、「中長期でのIPポートフォリオの構築に必要な考え方を理解することで、自社に足りていない部分を具体的に考えることができた。」等のコメントを頂いた。

た関係機関と情報交換を実施することにより、各々の支援活動の在り方をワークショップなど実施することによる情報の共有と交換等ができ、各地域での連携強化を図ることができた。

- (d) WIPO（世界知的所有権機関）が運営するWIPO GREENにパートナーとして参加し（令和7年8月）、環境技術に係るシーズ・ニーズを有する中小企業・スタートアップをWIPO GREENのデータベースに接続するための検討を開始した。

(2) 伴走支援と知財経営成功事例の創出

- (a) 知財総合支援窓口等の支援対象となった中小企業、スタートアップ企業等のうち、成長が期待できる有望企業に対して、事業の具体的な成長を図るため、経営上の課題を抽出し、支援計画を定め、弁理士、弁護士、中小企業診断士、デザイン専門家、ブランド専門家等の多様な専門家からなるチームで助言する伴走支援（以下、加速的支援という。）を62社に対して実施した。
- (b) 加速的支援では、事業成長に向けた①経営課題の抽出、②それに対する知財戦略を含む経営戦略の実施計画書の作成、③計画書に基づく適切な専門家の活用、といった知財経営の模範的実施を（専門家の派遣を含め）数か月集中的に行う伴走支援を実施した。こうした知財経営の重要性を多くの中小企業等に認識してもらい、自ら適切な専門家を活用しながら知財経営を実施するためのツールとなるべく、加速的支援の紹介資料を作成した。資料作成にあたっては、加速的支援終了の企業の中から著しい成長が認められた企業を5社選び、資料にまとめた。令和7年度作成資料では、支援先、知財総合支援窓口支援担当者及び事務局統括担当者の鼎談方式でのヒアリングをもとに、事業における知財活用に係るケイパビリティの向上、経営者の意識の変化等が読者に具体的に伝わるように内容をまとめる改善を行った。また、動画を2本制作した。これらについては、知財ポータル及び各知財総合支援窓口で公表し、各経済産業局、日本弁理士会のメルマガ、日商メルマガでの配信、さらには、「つながる特許庁」などのイベントでの配布など、様々な方法で周知を実施した（関連指標【1-7】）。
- (c) 産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者からの依頼があった場合に、知財戦略エキスパートが、必要に応じ指定金融機関、中小機構、計画認定省庁と連携して、知財活用に関する助言を行う体制を維持した。なお、令和7年度は事業再編計画の認定を受けた者からの依頼がなかった。

(3) 大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援

- (a) 大学等における研究成果の社会実装に向けた活動を支援するiAcaにおいて、シーズの発掘と出口戦略の策定を支援するスキーム①、優れたシーズの事業化に向けたスタートアップの創出を支援するスキーム②、企業との共同研究における適切な知財マネジメント等に関する支援を行うスキーム③を設け、各スキームに対して知財戦略プロデューサー（以下「知財PD」という）を派遣し、令和6年度派遣開始分（2024年8月～2025年5月）と令和7年度派遣開始分（2025年6月～2026年3月）を合わせて計64件（36大学・2国研）に対して助言を行った。なお、令和6年度派遣開始分のうち、令和7年度も継続支援を希望した31件に関して継続審査を実施し、16件の支援継続を決定し支援を実施したため、上記64件中16件は継続して支援しているものである。(b) 競争的な公的資金が投入され革新的な成果が期待される研究開発プ

プロジェクト（以下、国プロという。）等における研究成果の社会実装のための知財支援事業 iNatにおいて、国プロを推進する大学等の研究開発機関等に知財PDを派遣する「研究機関派遣型」（スキーム①）、国プロの資金提供元として国プロをマネジメントするファンディングエージェンシー（以下「FA」という）に知財PDを派遣する「FA派遣型」（スキーム②）と、令和5年度に実施した知的財産プロデューサー派遣事業で支援したプロジェクトのうち、INPITが支援継続を認めた研究開発機関等に知財PDを派遣する「指定継続プロジェクト派遣型」（スキーム③）を設け、各スキームに対して知財PDを派遣し、計50件（19大学・9国研、2技術研究組合）に対して助言を行った。なお、令和6年度4月に派遣開始したスキーム①及び②のうち、令和7年度も継続支援を希望した9件に関して継続審査を実施し、9件の支援継続を決定した。

(c) 創業期スタートアップにおける知財戦略構築を支援するIPASにおいて、ビジネスモデルや成長戦略の構築、それに即した知財ポートフォリオの構築や権利化などの知財戦略等に関する助言を行うために、ビジネスの専門家及び知財の専門家で構成される知財PDのチームを派遣し、22社の創業期スタートアップを支援した。また、令和7年11月、令和8年3月に支援成果を発表するフォーラム（DemoDay）を開催し、支援を行ったスタートアップが自社PRを行い、ベンチャーキャピタル等のスタートアップ支援関係者と出会える機会を提供した。

【採択状況】

	令和7年度 派遣開始分	
	採択件数	申請件数
第一回公募	12件	37件
第二回公募	10件	39件

【派遣先スタートアップ】

・第一回採択先企業（2025年度第1期）
 イマクリエイト株式会社（東京）、株式会社サウスウッド（徳島）、サウンドウェーブイノベーション株式会社（東京）、株式会社Theta Therapeutics（東京）、Star Signal Solutions 株式会社（東京）、3D Architech 合同会社（宮城）、株式会社 DELISPECT（千葉）、プレジジョンイメージング株式会社（東京）、株式会社 Blocq, Inc（東京）、株式会社 Peds3（東京）、VentEase 株式会社（大阪）、株式会社ミーバイオ（神奈川）

・第二回採択先企業（2025年度第2期）
 アイラト株式会社（宮城）、株式会社 ECE テクノ（岐阜）、株式会社 Ovenus（東京）、トレジェムバイオフーマ株式会社（京都）、株式会社 Next Semiconductor（大分）、BioPhenolics 株式会社（茨城）、SYNRA 株式会社（東京）、ミルンダ株式会社（東京）、モルミル株式会社（奈良）、リードファーマ株式会社（大阪）

（具体的な助言例）

・ある派遣先において、他社（製品）に対するPRポイントをより明確化するとともにパイプラインに可視化した事業計画を策定するため、競合分析用星取表（成分-物性マトリックス）に基づく議論を通じて、各候補成分を用いる場合の強みと差別化ポイントの洗い出し、ビジ

ネス戦略案を助言した。

【派遣先からの評価・要望】

(令和7年度派遣先スタートアップ22社を対象としたアンケートヒアリング総評)

- ・全てのSUが、IPASでの支援は、自社の事業を発展させるために役に立った、または、ある程度役に立ったと回答した。と
- ・メンタリングの頻度や時間については、適切であるとの声が多数であるが、SUの状況を踏まえて、メンタリング1回当たりの時間やメンタリングの頻度を調整してほしいとの要望もあった。
- ・IPASの成果として、ビジネスモデルの構築とそれに関連した知財の取り扱いをより深く理解できるようになったことや、事業を持ってアライアンスを組むにはどうしたらいいか、知財の考え方、資金調達の方法などを身につけられたことなどが挙げられた。
- ・Demo Dayについて、パブリックに発信されると成果の詳細を話せないため、一般向けと関係者向けに分けて実施する案が提案された。

(d) iAcaの採択審査では、知財戦略エキスパートから推薦のあった7件を審査対象とした。更に、各知財支援事業で不採択となった者のうち、スポット的な支援を希望した59件(iAcaスキーム①:13件、iAcaスキーム②:9件、iNat:1件、IPAS:36件)のフォローアップとして、知財戦略エキスパートが産学連携やスタートアップ創出に関する専門的支援、スタートアップのビジネスモデルに沿った知財戦略策定支援等を行った。

(e) 産業競争力強化法における特定新需要開拓事業活動計画(OCEAN)の認定を受けた12企業・大学のうち助言の求めのあった8企業・大学に対して、知財戦略エキスパートが経済産業省、NEDO、JSA等と連携して、当該企業・大学が構想する事業戦略等を踏まえつつ、権利取得や知財活用の方針も含むオープン&クローズ戦略の策定に関する助言を行った(関連指標【1-9】)。

【助言を行った企業・大学】

認定事業者	共同実施者
株式会社 IHI	北海道大学
株式会社 TOWING	名古屋大学
石原産業株式会社	広島大学
株式会社みらいリレーションズ	東京科学大学
株式会社島津製作所	名古屋大学
株式会社日本総合研究所	東北大学
株式会社 TriOrb	九州工業大学
ユニ・チャーム株式会社	九州大学

(f) 「特許情報を活用した大学及び大学発スタートアップの企業連携促進調査研究事業」という調査事業を実施した。当該調査事業は過年度実施した「特許情報を活用したスタートアップ等のオープンイノベーション支援調査研究事業(令和5年度)」及び「特許情報を活用した大学等の企業連携促進調査研究事業(令和6年度)」を発展させたものであり、それまでの調査事

	<p>業で実施していなかった海外企業への連携提案手法の調査を実施した。具体的には海外企業との連携実績のある国内大学及びそれらを支援する機関（TLO や VC を含む。）5 機関、米国内で技術移転活動が活発な米国の 5 大学にヒアリングを行い、海外企業との連携に有効な手法を調査し、調査報告書としてまとめた。</p> <p>また、過年度調査事業の成果で得られた連携提案マニュアル・手法を用いて実際の大学及び大学発 SU のシーズについて、企業への連携提案の支援を行うことで、本調査事業に係る手法の有用性や改善点を調査した。得られた知見は調査報告書にまとめるとともに、連携提案マニュアルの改訂にも活用した。</p> <p>(4)工業所有権の保護及び利用を図るための助成</p> <p>(a) 令和7年度4月、知財活用支援センターの業務として助成業務が新たに加わったことを受け、助成事業担当を新設の上職員を増員した。事業の円滑な実施のため、公募要領や審査基準等の整備を行うとともに、事務局事業の委託事業者と協力の上事業の立ち上げ及び実施に必要な措置を行った。INPIT外国出願補助金に関しては、当初のスケジュールどおり年度内4回の公募を遅滞なく実施し、累計627件の申請を受け付けた。また、事業を実施するにあたっては、各INPIT知財総合支援窓口へ採択企業等リストを提供し、窓口担当者が採択企業等を訪問し、海外展開支援等の支援策を紹介する等、INPITの既存の支援施策とのシナジーによる知財活用支援の強化に努めた。</p> <p>(b) INPIT事業再編計画支援事業補助金に関しては、令和7年4月から交付申請の受付を開始し、令和7年12月に交付申請受付を終了した（今年度申請件数は0件）。本事業実施に際しては、経済産業省所管課とも連携の上、経済産業省ウェブサイト(INPIT支援策)を掲載するとともに、令和7年5月に九州経済産業局が創設した全国初の省庁横断型地域中堅企業向け支援ネットワークとなる「Mid KYUSHU共創サポーターズ」に支援機関としてINPITも参画し、九州経済産業局ウェブサイトにてINPIT支援事業を紹介するとともに、INPIT知財総合支援窓口の支援担当者が参画中堅企業を訪問する等働きかけを行った。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I-2	知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用		
関連する政策・施策	知的財産政策	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。 四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】【困難度：高】	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート（予算事業ID：3902）

2. 主要な経年データ											
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
J-PlatPat の普及状況 （①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数）	中期目標期間中、毎年度 22,000 件以上	令和 2～4 年度の平均値合計	43,962 件 (199.8%)	34,824 件 (158.3%)			予算額（千円）	1,674,993	1,732,485		
J-PlatPat の企業活動等における利活用状況について、利活用できた割合 【重要度高・困難度高】	中期目標期間中、毎年度のサンプル調査でサンプル数の 2/3 以上	利用者が J-PlatPat を企業等の知財活動に有効に利活用した割合	83.6%	83.2%			決算額（千円）	1,488,908	1,602,463		
IP ランドスケープ支援件数	中期目標期間中、毎年度 80 件以上	支援可能な専門人材の人的リソースを最大限活用した場合の年間実績可能件数	99 件 (123.8%)	101 件 (126.3%)			経常費用（千円）	1,686,678	1,790,846		
IP ランドスケープ支援企業の中で、企業の戦略策定に活用できた件数【困難度高】	中期目標期間中、毎年度 40 件以上	支援目標件数の過半数の 40 件以上	44 件 (110.0%)	46 件 (115.0%)			経常利益（千円）	209,097	135,778		
							行政コスト（千円）	1,686,678	1,790,846		
							従事人員数	17 人	17 人		

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従事人員数：令和 7 年 4 月 1 日時点の数字。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価
<p><主な定量的指標></p> <p>【2-1】特許情報プラットフォーム J-PlatPat の普及状況 (①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数)：毎年度 22,000 以上</p> <p>【2-2】J-PlatPat が企業活動等で具体的に利活用できた割合：サンプル調査でサンプル数の 2/3 以上【重要度高・困難度高】</p> <p>【2-3】IP ランドスケープの支援件数：毎年度 80 件以上</p> <p>【2-4】IP ランドスケープ支援企業の中で、企業の戦略策定に活用できた件数：毎年度 40 件以上【困難度高】</p> <p><その他の指標></p> <p>【2-5】J-PlatPat の「プッシュ型」の普及活動を強化し、ユーザーの声に基づき、マニュアル等を常時改善していく。(関連指標：【2-1】)</p> <p>【2-6】IP ランドスケープ支援が有効であった事例を分析し、「自走モデル」として公表する準備を実施するとともに、IP ランドスケープ実施における課題等について、特許庁の政策立案へのフィードバックを充実させる。</p>	<p><定量的指標に対する業務実績></p> <p>【2-1】特許情報プラットフォーム (以下、J-PlatPat という。) の普及状況について、令和 7 年度は、マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数を合わせて、目標値 22,000 に対して 34,824 (158.2%) を達成した。</p> <p>① マニュアルの配布件数：9,826 件</p> <p>② 講習会受講者数：969 名</p> <p>③ 動画コンテンツ再生数：24,029 回</p> <p>【2-2】J-PlatPat の企業活動における利活用状況を把握するためのサンプル調査を 1/14～2/13 の期間で実施。回答において、母集団は回答者全員とし、J-PlatPat で得られた情報を用いて J-PlatPat を利活用している目的を達成できていると回答し、かつ J-PlatPat で提供している機能を有効利用できていると回答した割合を具体的に利活用が出来た割合として集計。その結果 83.2%となり、目標の 2/3 以上を達成した。</p> <p>【2-3】知財情報の重要な活用の一つである IP ランドスケープ (企業等の経営において、知財情報も活用して分析し、企業の強みを生かした事業戦略や課題解決策を策定すること、以下、IPL という。) の支援を、目標値 80 件に対し、101 件 (126.3%) 実施した。</p> <p>【2-4】上記の IPL 支援実施企業に対し、ヒアリング形式によるフォローアップ調査を行い、46 社の企業において支援の結果が企業の戦略策定に活用できたことを確認できた。</p> <p>(1) 産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供</p> <p>①特許情報プラットフォーム等による安定した情報提供</p> <p>(a) 安定的な運用に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス中断の恐れがあるインシデント等を常時モニタリングし、運用会議等において対応方針の決定、対応状況の確認等を行うことによって、安定的なシステムの稼働を行った。 システムやソフトウェアの脆弱性に関する最新情報を常時チェックし、関係する情報を得た際には、迅速かつ適切な対策を講じた。 その結果、今年度通じて特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) の年間稼働率は計画停止 (メンテナンス) を除き 99.9% (小数第 2 位四捨五入)、画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) の年間稼働率は、計画停止 (メンテナンス) を除き 100.0% (小数第 2 位四捨五入) であった (関連指標【2-2】)。 <p>(b) J-PlatPat の改修及びシステム更新計画のための準備に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> マドプロ商標審判書類実体取得対応及び特許庁システムにおけるファセットと展開記号の同時付与に伴う対応について、特許庁と連携しつつプロジェクトに遅延がないよう開発を進め、令和 7 年 6 月及び 12 月にそれぞれリリースを行った。 ユーザーニーズの高い改造要望を取りまとめ、知財情報利活用スキル向上の観点で費用対効果の高いものについて機能改善を行った。具体的には、サーチのための参考情報として、改正前の古 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>根拠：困難度高が目標値の 100%以上、かつ困難度高以外の定量的指標も目標値の 120%以上を達成し、その他定性指標も達成した点、さらには以下に示すような観点を踏まえ、当該項目の評価はAとした。</p> <p>☆1. INPIT の産業財産権情報提供の基幹となる J-PlatPat を中心とした情報提供システム群の安定運用とユーザーからの要望も取り入れた改善を行ったことにより (→業務実績 (1)①(a) (b), (1)③(a))、ユーザーからの高い信頼と利活用への高い評価を得た (関連指標【2-2】)。</p> <p>☆2. J-PlatPat については、これまでの調査結果や検討結果を踏まえ、次期 J-PlatPat に要求される機能要件、非機能要件、ユーザー・インターフェース等要件を取りまとめ、次期 J-PlatPat の調達仕様書・要件定義書の原案を作成した。RFI の実施及び参考見積の取得後、調達仕様書・要件定義書を修正し、令和 8 年 3 月より調達手続を開始した。</p> <p>☆3. J-PlatPat の活用に関する啓発活動 (→(1)①(d)) では、J-PlatPat を利用していない層 (未利用層) への周知活動と共に、利用者が所望の法域について充実した内容を習得できるように、法域別・レベル別 (特許・実用新案は初級・中級の 2 段階) にオンライン講習会を開催 (10 回) するとともに、より発展的な内容を説明する個別説明会を実施 (14 回) した。また、教材提供 (マニュアル等作成、理想的な J-PlatPat を</p>	

	<p>い特許分類（旧 FI）や旧 FI に対応する最新 FI を参照したいといった高いユーザーニーズに応えるために、J-PlatPat 上で旧 FI の一覧や移行先を表示できるよう機能改善し、令和 8 年 3 月にリリースを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの調査結果や検討結果を踏まえ、次期 J-PlatPat に要求される機能要件、非機能要件、ユーザー・インターフェース等要件を取りまとめ、次期 J-PlatPat の調達仕様書・要件定義書の原案を作成した。RFI の実施及び参考見積の取得後、調達仕様書・要件定義書を修正し、令和 8 年 3 月より調達手続を開始した。 <p>(c) 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> Graphic Image Park において、特許庁の要請に基づいて引き続き、迅速かつ安定的な情報提供を行った。 <p>(d) 知財情報提供サービスの利用者の拡大・知財情報利活用スキル向上に関して（関連指標【2-1, 2-5】）</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財情報提供サービス利用者のすそ野を拡大するべく、J-PlatPat 及び Graphic Image Park の機能、操作方法又は活用事例等を記載したマニュアル、パンフレット等を作成し、知財総合支援窓口をはじめ、大学、高等専門学校等の教育機関を通じて広く配布するとともに、ホームページを通じた電子的な提供を行った。特にマニュアルについては、初心者理解を深めるため、新たに簡易検索及び J-PlatPat における基本原則の章を追加する等の改訂を行った。 J-PlatPat 等の利用方法を具体的に紹介するオンライン講習会が、実のあるものとなり、知財情報提供サービス利用者の知財情報利活用スキル向上に資するものとなるべく、利用者が初心者レベルから段階的に理解できるように学習体系を見直してテキストを改訂した。また、利用者が所望の法域について充実した内容を習得できるように、講習会自体を法域別に実施する形態に変更し、開催回数を増やした。さらに、需要に応じる形で、一開催あたりの定員を令和 8 年 2 月より拡充し、外部機関等のメールマガジンを通じた周知の強化を行った。 企業等個々の水準に則し、より発展的な内容を説明する個別説明会について、知財総合支援窓口、特許庁の産業財産専門官、館内の他事業とも連携を図って周知した結果多くの要望を受け、計 14 回開催（受講者 269 名）し、併せて、J-PlatPat の機能及び利活用法に係るニーズ並びに活用事例の収集を行った。活用事例については、知財情報提供サービス利用のきっかけとなり、当該サービスの利用者のすそ野拡大に資するものとするべく、ホームページを通じた電子的な提供を令和 8 年 3 月に開始した。 オンライン講習会、個別説明会及び動画コンテンツの更なる周知を図るべく、これらを紹介するチラシを新たに作成し、知財・情報フェア&コンファレンス、Food 展等のイベントで（900 部）配布した。加えて、よろず支援拠点への配布（30×47=1,410 部）を行い、周知の協力を依頼した。 知財情報提供サービスの利用者がより適切に J-PlatPat を用いた検索を行うことができるように、理想的な J-PlatPat を利用した検索の一連の手順である標準フローを、外部有識者の意見等を参照しながら作成するとともに、これを紹介する動画を新たに作成し、INPIT の e-ラーニングサービス（以下、IP ePlat という。）上で公開するとともに、YouTube INPIT channel でも配信した。 Graphic Image Park に関しては、オンライン講習会で操作方法を紹介するとともに、知財総合支援窓口でパンフレットを配布したほか、特許庁のイベントでもパンフレットを配布して周知に努め、ユーザーの利用を促した。 <p>(e) マニュアル、講習会テキスト、及び動画コンテンツの改善並びに普及活動に関して（関連指標【2-5】）</p>	<p>利用した検索の一連の手順である標準フローを紹介する動画 3 本を作成）を行った。それは指標【2-1】の普及目標数 150%を超える量的成果や、より個別な事例では、たとえば、以下のような成果に結びついた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各講習においても、利用者が初心者レベルから段階的に理解できるように学習体系を見直してテキストを改訂し、受講者自身が当事者意識を持って学べるように見直しを行った。これにより、参加者の 90%以上の方から、満足との評価を得るとともに、「分かりやすく、今後の実務に役立つことが多くありました」、「非常にわかりやすく、おかげさまですぐに業務に活かせました」といった声を得た。 <p>☆4. IPL の支援を今年度は 101 社に対して実施し、中でも 46 社においては、支援の結果が経営戦略策定に有効に活用できたことを、当該企業の経営層からの回答として確認できた（関連指標【2-4】）。</p> <p>☆5. 支援実施企業に対する丁寧なヒアリング調査と、その結果を類型化して分析した結果（→(2)(b)）、IPL において、企業の課題に対してどのような支援が有効となるかが明確となった（以下に例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独自性の検証が必要な場合：自社製品の独自性を、機能や技術、用途にまで踏み込んで詳細に検討できた。 新市場の探索が必要な場合：OEM から ODM を目指す社等においては、自社技術・製品の発揮する機能に着目し、同様の機能が求められる市場の探索を行うことで、展開可能性のある新たな分野を確実な情報とともに示すことができた。 連携相手の探索が必要な場合：大学発スタートアップ等では、研究シーズの実用化に向けた連携パートナー候補を比較的自由度の高い、開発初期段階の企業の中から明確に絞り込めた。 	
--	--	---	--

- ・マニュアルについては初心者の理解を深めるため、新たに簡易検索及び J-PlatPat における基本原則の章を追加する等改定を行った。
- ・講習会で使用するテキストについて、法域別に作成するとともにユーザーからのフィードバックを逐次反映を行った。
- ・個別説明会テキストについては事前のヒアリングで聴取したテーマについて検索項目や観点毎の整理を重視したケーススタディ形式を実施するとともに、今後の検索の効率化のため論理式及び 3 単語近傍検索についての説明を追加した。
- ・オンライン講習会、個別説明会、J-PlatPat の利活用等を促す動画の活用促進のチラシを作成し、イベント及びよろず支援拠点への配布を行った。

②中央資料館としての情報提供等

- (a) 特許庁が発行する公報について、休館日を除き発行日即日に全件閲覧可能とするとともに、高度検索閲覧用機器を公報閲覧室に設置し、来訪者の利用に供した。
- (b) 高度検索閲覧用機器の利用状況低下を踏まえ、設置台数の削減(研修部への機器移設)、検索指導員体制の 1 名減、組織体制再構築による図書担当機能の特許庁分室移転・図書類配架等事務作業の効率化等、閲覧室の縮小化と共に業務効率化を図った。
- (c) 検索指導員体制の縮小に伴い、検索指導員不在時の対応体制を整えた上で、検索指導サービスを低下させることなく閲覧室を運営した。
- (d) 毎月の高度検索閲覧用機器講習会も応募状況に応じつつ開催した。
- (e) 特許庁の審査・審判で用いられる内外国の図書、雑誌、カタログ等について、事前申込制で来訪者の利用に供した。
- (f) ユーザーの満足度を測るアンケート調査を実施し、公報閲覧室の利用について約 88%の利用者から「満足/非常に満足」との回答が得られた。

③知的財産活用に資する情報提供

- (a) 海外における権利取得、事業展開に寄与する情報を提供するため、新興国等知財情報データベースについて、令和 6 年 4 月に運用開始したシステムを安定的に運用した。また、各コンテンツのページビュー数から、どの国・地域に関するコンテンツが多く読まれているか分析してユーザーニーズを把握するとともに、ユーザーニーズ及び海外の法令改正等を踏まえて、150 件のコンテンツを更新・新規掲載した。

【実績】

	令和 7 年度
更新記事掲載数	122 件
新規記事掲載数	28 件

- (b) 開放特許情報データベースのシステムを安定的に運用した。また、データベースの紹介パンフレットや操作マニュアルの各知財総合支援窓口、イベント等での配布等、データベースの利用促進に向けた周知活動を行うとともに、開放特許登録調査員を活用して、大学および企業に直接アプローチし開放特許情報データベースへの開放特許情報の登録促進を行った。

【実績】

	令和6年度	令和7年度
新規登録件数	1,914件	2,175件
アクセス数	460,287件	512,539件

(c) グローバル知財戦略フォーラムの企画・運営案の検討過程においては、特許庁との意見交換を重ね、企業等の特徴的な動向、過去のフォーラム参加者のアンケート結果等も踏まえ、プログラム企画及び運営を行った。令和7年度においては、新たな取り組みとして、知財戦略エキスパートを講師とした、知財を実践的に学べるワークショップを設置した。参加者を対象に実施したアンケートでは、全ての講演、パネルディスカッション及びワークショップで95%以上の参加者から「有意義な考え方や情報が多く得られた」「有意義な考え方や情報がある程度はあった」との回答が寄せられ、内容面でも参加者の高い評価を得られた。

総登録者数：2,562名（前年度2,549名）
 来場者数：229名（前年度235名）
 ライブ配信視聴者数：1,798名（前年度1,310名）
 録画配信再生回数：2,291回（前年度2,781回）

【グローバル知財戦略フォーラム2026の概要】

[基調講演1]
 アシックスの経営改革と知財戦略
 登壇者：株式会社アシックス 廣田 康人 氏

[基調講演2]
 経営戦略における知財の活用～ボリュームゾーンから逃げない～
 登壇者：株式会社村田製作所 中島 規巨 氏

[パネルディスカッション1]
 知財業務におけるAI活用の最新動向
 モデレータ：よろず知財戦略コンサルティング 萬 秀憲 氏
 パネリスト：エイターリンク株式会社 羽矢崎 聡 氏
 株式会社島津製作所 阿久津 好二 氏
 iCraft 法律事務所 内田 誠 氏

[パネルディスカッション2]
 知財部の変革者が語る実践事例
 モデレータ：株式会社シクロ・ハイジア 小林 誠 氏
 パネリスト：三和酒類株式会社

林 圭 氏
株式会社ニデック
石井 友也 氏
Heartseed 株式会社
太田 幸子 氏
マルハニチロ株式会社
初谷 泰夫 氏

[ワークショップ 1]

営業秘密の漏洩を防ぐ：基礎知識とケーススタディ

講師：安藤 治孝 (INPIT・知財戦略 EX)

ファシリテーター：井上 尚幸 (INPIT・知財戦略 EX)

能川 勝男 (INPIT・知財戦略 EX)

竹市 博美 (INPIT・知財戦略 EX)

[ワークショップ 2]

海外展開に伴う知財リスクに関するケーススタディ

講師：井上 尚幸 (INPIT・知財戦略 EX)

ファシリテーター：安藤 治孝 (INPIT・知財戦略 EX)

能川 勝男 (INPIT・知財戦略 EX)

竹市 博美 (INPIT・知財戦略 EX)

(d) 知財や INPIT に関する情報発信に関して

・知財や INPIT に関する情報発信を行い、中小企業、大学、支援機関等の方々の交流を促進することを目的とした事業「いんぴっと ONE」を実施した。会員登録者に向けた定期的なメールマガジンの発行や、セミナーを 11 回開催し、参加者に対して情報発信を行った。また、対面での交流会を大阪、福岡、宮城、東京で 4 回開催し、中小企業、大学、支援機関等が対面で情報交換できる機会を提供した。

【セミナー・交流会開催実績】

		セミナー	交流会
2025 年 4 月 25 日	第 5 回	166 名	-
2025 年 5 月 25 日	第 6 回	176 名	33 名
2025 年 6 月 25 日	第 7 回	251 名	-
2025 年 7 月 29 日	第 8 回	94 名	-
2025 年 8 月 29 日	第 9 回	79 名	44 名
2025 年 9 月 29 日	第 10 回	83 名	-
2025 年 10 月 29 日	第 11 回	57 名	-
2025 年 11 月 27 日	第 12 回	54 名	22 名
2025 年 12 月 22 日	第 13 回	314 名	-
2026 年 1 月 23 日	第 14 回	266 名	-
2026 年 2 月 25 日	第 15 回	63 名	17 名

- ・研究支援者である URA が多く加入している RA 協議会の年次大会、技術移転を行う TLO が多く加盟している UNITT のアニュアルカンファレンス、研究者や研究支援者が出展する大学見本市へ参加して、それぞれ講演・出展等を通して、広く大学関係者向けに知財の普及啓発を行った。また、NINEJP の知財懇談会に初めて参加等して INPIT の施策紹介、意見交換を行った。

さらに、これまで大学と比べて接点が少なかった、大学以外のアカデミア機関への知財の普及啓発を強化するため、高等専門学校機構及び複数の高等専門学校並びに国立研究機関に対して INPIT の施策紹介を行うとともに意見交換を行った。

なお、その結果、令和 8 年度の iAca に、これまで公募申請が無かった高等専門学校や国立研究機関から申請があり、審査を経て支援対象として採択されたため、令和 8 年度に支援予定である。

(e) 近畿統括本部のメーリングリストに登録している企業や支援機関等に対して、月 2 回程度イベントや INPIT に関する情報をメールマガジンやウェブサイト等により発信した。また、地域の中小企業や支援機関の要望を受け、施策に関する情報提供の実施及び知財戦略エキスパートや検索指導員を講師とした知財セミナーを実施した。また、今年度は大阪・関西万博でのイベント出展により、学生や女性起業家が登壇してアイデア×ビジネスをテーマとする発表・トークセッションを開催し、のべ 12,000 人を超える多くの来場者に対し、知財の役割・重要性を発信した。単にステージ発表に留まらず、発表までの 1 か月間に各登壇者に対しプレゼン指導を行い、内容に関する知財留意点やデザイン、話し方などのメンタリングを実施した。また、中小・スタートアップ出展企画推進委員会（公益財団法人大阪産業局・大阪商工会議所共同設置）に協力し、出展企業に対する事前の EX によるブランディングや営業秘密管理に関する講演や、大阪商工会議所や金融機関と連携し、パビリオン出展企業に対し情報管理、共同開発契約などの知財留意点について助言を行った。

(2) 中小企業等における経営課題解決のための知的財産の有効活用の促進

(a) 中小企業等に対する IPL の支援実施に関して

- ・中小企業等に対して、経営課題の解決に資する知財情報や市場・事業等の情報を提供する IP ランドスケープ (IPL) 支援事業を実施した。令和 7 年度は、全 5 回の公募で 96 件採択し 95 件（令和 6 年度に採択し、令和 6 年度中に支援未完であった 6 件を含めると、101 件）の支援を完了した。

(b) IPL 支援事例の調査と分析に関して

- ・令和 7 年度に IP ランドスケープ支援を完了した 101 者を対象として、ヒアリング形式によるフォローアップ調査を行い、支援の結果が中小企業等の経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等、課題解決に向けた戦略策定に具体的かつ有効に活用された事例を 46 者から確認できた。

- ・46 者から確認できた有効な事例は、以下の行動などに結びついたものが挙げられる。

- ① 経営判断の加速・事業方針の転換 (36 件)
- ② 知財・特許戦略の実行化 (21 件)
- ③ パートナー・連携先への具体的アプローチ (26 件)
- ④ 資金調達・外部支援への効果的活用 (7 件)
- ⑤ 研究開発計画の策定・具体化 (21 件)

	<p>(c) 中小企業等への IP ランドスケープの有効性の周知に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等へ IP ランドスケープの有効性を伝え、活用を促すため、IP ランドスケープに関するセミナーを 2 回開催し、のべ 439 名（第 1 回 260 名、第 2 回 179 名）の参加者に対して周知を行った。さらに J-Startup NIIGATA (2025/8/7)、J-Startup Local Alliance (2025/11/27)、Kanto Local Startup Frontier (2025/12/17) 等のイベントにおける講演や、知財総合支援窓口（新潟県：2025/8/7、大阪府：2025/9/18、奈良県：2025/12/2、長野県：2025/12/12、）、中小企業庁財務課・事業承継引継ぎ支援センター（2025/11/20）、中小機構中部本部支援推進課（2025/4/11）、中小機構関東本部企業支援課（2025/8/18）、特許庁企画調査課（2025/9/24）等への説明会や意見交換会、JETRO の「新輸出大国コンソーシアムだより（9 月号）」、特許庁・経済産業省・スタートアップ・エコシステム共創プログラムの主幹大学を有するメーリングリストでの展開を依頼するなどの周知活動を実施した。これらの周知活動を通じて、IP ランドスケープ支援事業の概要や、令和 5 年度に作成した「市場・戦い方・連携相手を見極める IP ランドスケープマニュアル」や、令和 7 年度に作成した「令和 6 年度支援事例集」を周知した。 <p>(d) IP ランドスケープを目的とした支援が有効であった事例の分析及び特許庁へのフィードバックに関して（関連指標：【2-6】）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度に作成したマニュアルを踏まえ、令和 7 年度に作成した自走モデル（ワークブック）では、中小企業等の経営者にとって分かりやすい形式となるよう留意しつつ、支援が有効であった事例のうち、専門家の工夫等により IP ランドスケープを成功に導いた事例を抽出、これらの事例を経営判断の 5 ステップに分類することで、より IP ランドスケープの自走に資するように取りまとめた。 ・令和 7 年度に作成した令和 6 年度支援事例集を用いて、中小企業等が自ら IP ランドスケープを実施するための課題等を特許庁にフィードバックするため特許庁企画調査課との意見交換を開催（2026/2/12）した。意見交換では、INPIT からは、①令和 6、7 年度事業での課題点、②これら課題点を踏まえた令和 8、9 年度事業での変更点、③中小企業等の IPL の自走化（IPL を中小企業等が自ら行うこと）を目指す中小企業等向けのワークブック（意見交換時点では作成中）の紹介、④過年度事業で支援した案件のうち、アウトカムの向上に繋がった事例の紹介などを行った。企画調査課からは、「経営に刺さる IPL の事例を求めているので参考になった」等のコメントをいただいた。 		
--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I-3	知財エコシステムを支える人材育成		
関連する政策・施策	知的財産政策	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 九 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】【困難度：高】	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート（予算事業ID：3902）

2. 主要な経年データ											
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
IP ePlat の知財人材育成教材の新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）の開発本数	中期目標期間累計 66 本以上 【令和 6 年度：16 本以上】 【令和 7 年度：16 本以上】	16 本以上	20 本 (125.0%)	20 本 (125.0%)			予算額（千円）	373,751	354,413		
INPIT が開発した知財人材育成教材の活用状況（INPIT 主催のセミナー等での利用者及び IP ePlat 等を通じてダウンロードした者）【重要度高・困難度高】	中期目標期間累計 28,000 者以上 【令和 6 年度：7,000 者以上】 【令和 7 年度：7,000 者以上】	7,000 者以上	13,758 者 (196.5%)	12,169 件 (173.8%)			決算額（千円）	206,912	223,871		
							経常費用（千円）	333,271	347,306		
							経常利益（千円）	192,951	140,782		
							行政コスト（千円）	333,271	347,306		
							従事人員数	14 人	15 人		

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従事人員数：令和 7 年 4 月 1 日時点の数字。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
<p><主な定量的指標></p> <p>【3-1】 IP ePlat の知財人材育成教材の新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）の開発本数：中期目標期間累計 66 本以上、令和 7 年度 16 本以上</p> <p>【3-2】 INPIT が開発した知財人材育成教材の活用状況（INPIT 主催のセミナー等での利用者及び IP ePlat 等を通じて教材をダウンロードした者）：中期目標期間累計 28,000 者以上、令和 7 年度 7,000 者以上【重要度高・困難度高】</p> <p><その他の指標></p> <p>【3-3】 中小企業支援機関、企業・団体・大学・高等学校等に対し INPIT が開発した知財人材育成教材に関する情報提供を強化し、かつ、ニーズを把握してコンテンツを改善する。</p>	<p><定量的指標に対する業務実績></p> <p>【3-1】 知的財産に関する動画教材を提供するINPITのeラーニングサービス（以下、IP ePlatという。）に掲載する知財人材育成教材の新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）の開発数について、令和 7 年度は20本の開発が完了し、年度計画に対して125.0%を達成した。</p> <p>【3-2】 知財人材育成教材をダウンロードした者は、令和 7 年度は、12,169 者を達成し、年度計画に対して173.8%を達成した。</p> <p>参考：令和 6 年度 13,758 者（196.5%）</p> <p>(1) 多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進</p> <p>①IP ePlatの充実化と利活用の推進</p> <p>(a) IP ePlatのコンテンツ開発に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規教材の開発においては、昨年度に引き続き、連携協定締結機関である日本商工会議所と連携して、経営指導員向けの動画を2本開発した。ここでは、日本商工会議所との意見交換並びに昨年度実施した広島及び新潟の商工会議所との意見交換を踏まえて、経営指導員における知財の知識を考慮し、「特許」と「商標」に関する基礎に立ち返った内容のドラマ形式動画を開発した。 若年層向けには、日本政策金融公庫と連携し、同公庫が主催する高校生ビジネスプラン・グランプリに参加する高校生、高専生向けに、同公庫からの要望を踏まえて、ビジネスプランの策定及び同プランのプレゼンテーションの際に気を付けるべき知財の注意点を伝えるオンラインセミナーを開催するとともに、同セミナーのアーカイブ動画をIP ePlatのコンテンツとして開発した。同セミナーの質疑応答の時間には、ビジネスプランを作成する過程で生じる知財上の留意点について具体的な質問が参加者から寄せられ、知財を意識しながら事業アイデアを検討しようとする姿勢がうかがえた。 従前から提供する既存コンテンツについても、最新情報を反映した内容とするべくコンテンツを更新した。その結果、新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）の開発数については、目標の16本を上回る20本を開発した（関連指標【3-1, 3-2】）。 <p>(b) IP ePlatの利活用促進に関して（関連指標【3-3】）</p> <ul style="list-style-type: none"> コンテンツリリース情報の発信として、令和6年度までに引き続き以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> INPITホームページへの掲載、SNS（X、Facebook）への投稿 中小機構、日本商工会議所等関係機関及び各経済産業局知的財産室のメルマガ等への掲載依頼 知財・情報フェア&コンファレンス(2025)への出展 従来の出展先（例：知財・情報フェア&コンファレンス）に加えて、地方でのIP ePlatの普及を目的とし、福岡で開催されたモノづくりフェア2025及び北海道で開催された北海道ビジネスEXPO2025に初出展した。これら地方での出展に際しては、各経済産業局知的財産室及び各知財総合支援窓口と連携し、事前広報及び当日の出展内容、ブース対応において協力を得た。 福岡の展示会では、デモ体験を通じてIP ePlatを説明した結果、企業の従業員から社内研修で 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>根拠：困難度高が目標値の100%以上、かつ困難度高以外の定量的指標も目標値の120%以上を達成し、その他定性指標も達成した点、さらには以下に示すような観点を踏まえ、当該項目の評価はAとした。</p> <p>☆1. IP ePlat への掲載動画を 20 本（年度計画の125%）開発したが（関連指標【3-1】）、知財人材育成および知財学習機会の拡充に向け、コンテンツ開発・普及、並びに関係機関との連携強化を一体的に推進した。（→業務実績(1)①(a)）</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本商工会議所や各地域で中小企業支援を行う経営指導員との意見交換を踏まえ、「特許」及び「商標」に関する基礎に立ち返った内容を題材としたドラマ形式の動画を制作した。それを実際の地域の商工会議所の経営指導員等に視聴していただいたところ、内容は分かりやすいという高評価であったのに対し、知財の失敗事例や INPIT へのつなぎ方など実務に即した要素を期待する意見が寄せられ、次年度の教材開発に反映させる計画である。 日本政策金融公庫とは、公庫が主催している高校生ビジネスプラン・グランプリへの応募の際の知財の注意点をまとめたコンテンツを開発した。その結果、「学校から一つ外に出る際に注意すべき点が整理できた」「気になった場合に J-PlatPat で調べられることが分かった」「事例を踏まえての説明で分かりやすかった」といった声が寄せられ、知財に対する漠然とした不安が軽減され、次の行動につながる具体的な気づきを提供できた。 		

	<p>の活用を検討したいとの声が寄せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の展示会では、コンテンツの充実度に加え、倍速機能や資料ダウンロード機能などシステム面についても高い評価を得ることができた。 ・いずれも総合産業展示会であり、知財を目的とした来場者は限定的であったが、説明を行うことでIP ePlatに関心を示す来場者が多く、新規層への認知拡大につながった。 ・若年層の掘り起こしを目的に、専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表する全国産業教育フェアにも昨年に引き続き出展した。来場した高校生を中心に169名がブースを訪れ、IP ePlatのデモンストレーションを通じて知財のeラーニングサービスを体験してもらうことで、若年層への認知向上と利活用促進につなげた。 ・大学関係者向けには、東京大学産学協創推進本部との共催でIP ePlatを紹介するオンラインセミナーを開催し、未利用ユーザーへのアプローチを図った。 ・日本商工会議所と連携して開発した動画について、奈良及び香川の商工会議所を訪問し、実際に動画を視聴した上で、経営指導員に対して説明と意見交換を行い、現場への普及とコンテンツ改善に向けたフィードバックの収集を行った。訪問先からは、内容は分かりやすいとの評価がある一方で、現場の経営指導員に対しては、知財の失敗事例やINPITへのつなぎ方など、より実務に即した要素を盛り込むことで学習効果が高まるとの意見が寄せられた。なお、訪問先は、動画内で紹介した知財活用企業の所在地を選定し、関心喚起につなげた。 <p>(c) 令和6年度に引き続き、次期IP ePlatのシステム更新の準備として、eラーニングシステムのあり方の検討を行った。「知財知識を有する人材のすそ野拡大を図るとともに、主体的な知財学習を支援すること」及び「外部向け研修等INPIT各種事業において活用すること」の2つの目的のもとにeラーニングシステムを構築するものと整理し、当該目的を達成するために必要な機能要件を検討した。その結果及び令和6年度に行ったユーザーヒアリングの結果も踏まえ、次期知財eラーニングシステムに必要な機能要件等を詳細に検討し、eラーニングシステムを取り扱う各システムベンダーへの実施可能性調査を実施し、次期知財eラーニングシステムの調達に必要な仕様書等を作成するための準備を行った。</p> <p>②知財マネジメントに関する知財人材育成教材の活用と充実化（関連指標【3-2】）</p> <p>(a) 各地の支援機関や商工会議所との連携セミナーや、大学や広く一般を募集した知財マネジメントセミナーについて、以下のような取組のもと、15か所（うちオンライン1回）で開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での利活用促進に繋がるよう、地域支援部地域ブロック担当を通じて知財総合支援窓口が開催する連携会議（支援機関が参加）におけるセミナー開催を促し全体のうち6か所（北海道・愛媛・山形・香川・佐賀・青森）で開催した。このうち、北海道、山形、佐賀及び青森では、金融機関からの参加も得られ、従来の参加者層に加え、中小企業等を支援する新たな主体へのアプローチにつながった。さらに、こうした連携会議でのセミナー開催を契機として、金融機関向けの個別のセミナー開催へと発展し、参加者からは「今後の顧客対応において、知財を絡めた案内を検討したい」との具体的な感想が寄せられた。 ・連携会議に参加した支援機関の担当者からは、知財に対する新たな気づきを得て、今後の支援業務に活かしたいとの声があり、知財の視点を各支援現場に浸透させる効果が確認された。あわせて、各窓口担当者に対しては、窓口主催の独自セミナー開催が継続的に行われるよう、教材の紹介からセミナー運営手順までを説明し、現場での自発的な取組を後押しした。 ・当該年度の窓口での教材利活用状況アンケートを実施し、支援機関・大学・高専・金融機関向 	<p>☆2. 開発した各種教材の利活用を進めるため、チラシの作成・配布、イベント等でのIP ePlatのデモ紹介、そして様々な研修・セミナーの実施など周知活動を幅広く行った。それらは、たとえば以下のような成果につながった：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財人材育成教材をダウンロードした者数は、困難と予想されていた7,000者を大きく上回り、12,169者（173.8%）を達成した（関連指標【3-2】）。 ・若年層や教育分野への展開として、パテントコンテストや知財力開発校支援事業等の他事業と連動した周知活動を実施するとともに、高専等の教育現場への働きかけや高専機構との意見交換を行い、対象層の拡大を図った。これらの取組の結果、知財力開発校支援事業に係る授業が業界誌（食品新聞）や中高生新聞で紹介されるなど、これまで知財学習に接点のなかった層への認知拡大にもつながった。 <p>☆3. 学習教材の開発では、各地域・組織で、各々の状況に応じて人材育成活動ができるように工夫した。また、支援人材育成のための研修や、INPITの研修へ連携機関の支援者にも入って頂いて、現場で研修のやり方を身に付けてもらう工夫もした。その成果は、たとえば以下のように表れてきている：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財マネジメントに関するセミナー講師育成研修を実施することで（→(1)②(b)）、知財マネジメント人材育成教材の伝道師を育成することができた。 ・知財マネジメント人材育成教材の指導者用教材のダウンロード者に指導者用教材の利活用状況についてアンケートを実施したところ、大学教員による講義での利用、企業の知財担当者による部内職員への利用、弁理士による支援機関等での利用など、自主的にセミナー等を企画し、実施するなど、約5,000者への利活用を確認できた。 	
--	---	--	--

けに合計470者へのセミナー実施報告が寄せられた。さらに、知財への気づきが具体的な行動につながった事例として、香川での連携会議セミナーを受講した商工会議所の経営指導員が、支援先企業の相談内容に知財が関係していることに気づき、香川県知財総合支援窓口への連携を行ったとの報告があった。これは、セミナーを通じて得られた理解が、実際の支援行動に結びついた好例であり、知財に関する気づきが具体的な連携行動として表れたものといえる。

(b) 日本弁理士会と連携し、以下のような取組のもと、講師養成研修を3回（うちオンライン1回）行った。

- ・本研修は教材の伝道師育成を目的としているため、受講者の中から講師役を募りセミナーを実施、参加者役からのフィードバックを講師役に行う形式で開催し、研修効果の向上を図った。また、弁理士の活動地域や社内研修での教材の利活用を促した。
- ・指導者用教材のダウンロード者を対象に、令和7年度中の利活用状況のアンケートを実施した。教材を活用した動機としては、企業担当者からは「経験が浅い企業知財担当者に疑似体験の機会を提供するとともに、ベテラン担当者から若手への技能伝承につなげるため」との声が寄せられ、企業内における人材育成の実践的な手段として活用されている状況がうかがえた。また、大学関係者からは「座学中心の知的財産教育では臨場感に欠け、受動的になりがちであったため、臨場感があり、受講者が能動的に学ぶことができる教材を探していた」との意見があり、教育現場において学習意欲や理解を高める教材として評価されていることが確認できた。

(c) 知財支援人材向けスキルマップを踏まえて、昨年のヒアリング結果から既存教材にない3つのテーマ（大学での知財管理、標準化を意識した知財戦略、大学でのブランディング戦略）を選定し、新規事例3件を開発した（令和8年度初頭に公表済み）。公表に向けては教材の精度を上げるため、パイロット版にて模擬セミナーを2期に分けて計7回実施し、フィードバックを受け教材をブラッシュアップ、整合性も確認し開発を完了した。加えて教材の更なる普及・利活用促進を促すため、教材全体の読みやすさ、親しみやすさを重視した改訂作業を実施し、令和8年度に公表する準備を行った。

③企業・行政機関等の人材に対する研修（関連指標【3-2】）

(a) 民間企業・行政機関等に対する各種研修に関して

- ・年度を通して個別研修を8回実施した。なお、幅広い層への研修機会の提供のため、研修を原則オンラインにて実施した。
- ・（上級）特許調査研修として、高度検索端末の使用による対面実地研修を2回実施（上記8回に含まれる）した。高度検索端末は特許庁審査官が審査業務に用いるのと同等の機能を有する専用端末であり、同端末を使用しての実地研修環境を受講生に提供した。当該研修のアンケートでは「審査官端末を使用できたため有意義だった」「端末に触れて演習することで、審査官の思考を疑似体験することができた」といった声が寄せられ、実務に直結した学習機会として評価を得た。
- ・その他の各研修においても、アンケートにおいて「知的財産についての基礎知識に加え、産学官連携や知的財産戦略について学ぶことができ参考になった。ワークショップも自ら考える力の実践の場となった（（初級）知的財産権研修）」、「多角的な視点で調査に臨むための実践スキルを学ぶことができ、日常業務への意識づけにつながった（特許調査実践研修）」、「ケーススタディやハンズオンを通じて、より実践的に学べた（（初級）商標調査研修）」、「意

・窓口独自に支援機関・大学・高専・金融機関等職員を対象とした知財マネジメント研修を行った結果、企業支援における知財の重要性が認識され、受講者による窓口との具体的な連携支援に結び付いた（→(1)②(a)）。

☆4. 知財力開発校支援事業では、若年層への知財普及拡大を目指し、昨年度に引き続き普通科校も対象とした。そのため、知財教育や本事業に始めて参加する学校が多くなることを想定し、新規参加校向けオリエンテーションの実施等の工夫を行った。その結果、対象校へのアンケートでは、教員・生徒の知財意識の高まった割合が教員100%、生徒96.9%という成果が得られた（→(2)②(a)）。その評判、ならびに知財教育の周知活動（→(1)①(b)、(2)①(b)）を利用した本事業の周知の結果、令和7年度の知財力開発校事業への参加校数大幅増加（令和6年度48校に対し、65校へ増加）となった。

☆5. 知財人材の育成活動は、関係機関との連携の醸成にも、たとえば以下のように役立っている：

- ・日本商工会議所や日本政策金融公庫などのニーズに基づいて動画や教材を共同制作し、各々が持つチャンネル（各機関のHP、SNS等）や各地域の商工会議所における幹部会での周知、さらには共同で研修等を行うことで、関係機関の担当者だけでなく、幹部も含めたより広い層に対して、INPITの人材育成の活動、さらにINPITの様々な事業を理解してもらうことができた。
- ・知財力開発校支援事業の一環として、若年層への知財学習に前向きな民間企業等を調査し、協力依頼をした結果、全国で86者からの協力の申し出を頂いた。それらの企業からは、知財力開発校支援事業の参加校の授業への協力（講師派遣や企業訪問）について登録を頂き、生徒・学生たちが実際のビジネスの現場で知的財産がどのように活用され、保護

	<p>匠全体の考え方から調査時の留意点までを総合的に理解できた（意匠調査研修）」などの回答があり、各研修が受講者の実務理解や実践力の向上に寄与していることが確認された。</p> <p>(b) 特許庁、その他の省庁が保有する高度な専門性を活用した知的財産人材の研修プログラムを展開するとともに、これまでの研修アンケートで収集した要望事項を踏まえ、時代とともに変化するニーズを汲み取った研修形態にするべく以下のような改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（初級）知的財産権研修における講義時間について、受講生からの意見に応じて、一部講義をIP ePlatでのオンデマンド視聴による受講に変更し、受講時間の適正化を行った。また、各研修募集時に過去開催時の受講生の声をホームページに掲載し、申込者に受講レベル等を分かりやすく伝えることで研修内容と受講者の期待する内容とのミスマッチをなくす取組を行った。これらの取組の結果、全研修において研修実施後のアンケートで高い評価を得ることができた（研修の受講者アンケートにおける研修の総合評価について、「有意義でなかった」とした回答7%以下を達成）。 ・加えて、令和6年度及び令和7年度に実施した（初級）商標調査研修の受講者アンケートにおいて、初級研修に続く内容の研修を受講したいとの要望が複数寄せられた。こうしたニーズを踏まえ、調査経験者向けのアドバンス的な内容を備えた新たな商標調査研修の企画に着手し、経験や習熟度に応じた段階的な研修体系の構築に向けて、講義内容の検討、テキスト案の作成等、新規研修立ち上げに向けた準備を行った。 <p>④産業財産権制度説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェビナー形式、対面形式で初心者向け知的財産権制度説明会を開催した。特許庁産業財産権専門官や経産省知的財政策室職員が知財制度を説明し、各種支援策等も紹介した。 ・対面形式は約6年ぶりの開催であったこともあり、今後の継続可否を判断するため、アンケートを実施したところ、対面参加者の過半数以上（約54%）が対面継続を希望していた。 ・受講者からは、「知財は管理業務と思っていたが、戦略的に活用できるということが知れて大変勉強になった」「会社でオンライン受講だと多忙で集中できないため、対面はありがたい」「法務として弁理士に依頼する身だが、考え方が学べて今後に活かせる」「様々な支援ツールが提供されていることを知り参考になった。相談窓口に伺いながら自社のビジネスを発展させていきたい」など、当該説明会に対する好意的な感想が多数寄せられた。 ・各地域のよろず支援拠点から講師を招き事業紹介を行っていただいたところ、約45%の者から「（よろず支援拠点を）知らなかったが今後利用したい」との回答が寄せられており、よろず支援拠点の利用者拡大に貢献できたと思料する。 ・4月と5月の2回開催したウェビナー形式の初心者向け知的財産権制度説明会についても、約84%が「満足/非常に満足」と高評価を得ることができた。 <p>(2) 若年層に対する知財学習支援</p> <p>①パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト</p> <p>(a) 日本の次世代を担う若い高校生、高等専門学校生、大学生、専修学校生及び大学校生の知財マインドの醸成及び知的財産制度への理解深化の一助となるべく、文部科学省、特許庁、日本弁理士会及びINPITの共催によるパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを実施し</p>	<p>されているのかを学ぶ貴重な機会へのアクセスを容易にすることができたとともに、これらの連携を通じて、インターンシップの受入や大学との連携につながった事例も生まれ、生徒のキャリアや進路にも波及する動きがみられた。あわせて、協力企業数の増加により、企業側においても知財の重要性に対する認識が高まる機会となった。</p>	
--	---	---	--

た。応募件数は両コンテスト併せて1316件（前比年-30件）であった。参加校数は延べ154校（前年比+2校）と過去最多となった。また、Webフォームの改良により、オンライン応募率は件数ベースで47%（前年19%）、学校ベースで78%を達成した。

(b) 学生、生徒等に向けたコンテストの情報発信として、仙台、東京、岡山及び長崎の4地域で発明体験ワークショップを開催し、51件、22校（うち新規応募校15校）の応募につながった。また、発明/デザインが生まれたストーリーや、イメージしづらい出願支援（本コンテストの副賞であり、制度理解につなげる取組）の内容をわかりやすく伝えるため、過去のパテントコンテスト受賞者のインタビュー記事を作成し、民間のプレスリリース配信サービス（PR TIMES STORY）で配信した。インタビューでは、出願支援を経験した受賞者から、発明や知財制度を自分事として捉える意識の変化や、その後の行動への影響が語られた。「特許を認める通知を受け取ったことで、自らの取組が評価されたと実感できた」といった声に加え、出願プロセスを通じて、自身の考えを整理し説明する力が身についたこと、アイデア創出の段階から知財制度の活用を意識するようになったことが示された。また、これらの経験が進学・就職活動において挑戦の成果を客観的に示す材料となり、将来の進路選択にも影響を与えたことがうかがえた。こうした声を発信することで、本コンテスト及び出願支援が、学生・生徒の意識や行動の変容につながる取組であることを具体的に示すことができた。

②未来の産業人材の育成に向けた知財学習支援

(a) 「未来の産業人材」である学生、生徒等の総合的な知財マインドを育むため、知財学習に取り組む高等学校及び高等専門学校を支援する知財力開発校支援事業を実施した（全参加校65校。うち普通科高校17校）。事業参加校を対象に、年3回のイベント（事業説明会、研究会、年次報告会）後にアンケートを実施し、事業の成果の把握、分析及び改善を行った。具体的には、改善事項として、新規参加校向けオリエンテーションの実施、研究会において、教員の関心に合わせたテーマ別分科会のテーマ選定・実施（生成AIを活用した知財学習のヒント、生成AIで読み解く特許公報、商標の活用方法考察から考えるブランディング等）を行い、成果の把握・分析として、年次報告会後には教員・生徒の知財意識の高まった割合が教員100%、生徒96.9%との状況を確認した。

(b) 知財学習に取り組む高等学校等における知財学習環境の整備を促進するため、昨年度に引き続きこれらの取組に協力的な事業を実施している民間企業等の調査及びリストの情報更新を行い、新たに14者20件の情報を追加し、86者104件のリストとし、これを公表した。本事業参加校では、参加65校中、32校がリストの活用を検討し、うち8校において実際の取組につながった。実際にリストを活用・活用を検討した教員からは「非常に役立つリストだった」「教科書を超えた実践的な学びにつながった」「生徒が商品開発に興味を持つ機会にできた」「生徒が具体的に知財に取り組める内容を提供してもらえた」等の声が寄せられ、学校現場における知財学習の充実に資する取組であることが確認できた。これらの連携を通じて、インターンシップの受入や大学との連携につながった事例も生まれ、生徒のキャリアや進路にも波及する動きがみられた。あわせて、協力企業数の増加により、企業側においても知財の重要性に対する認識が高まる機会となった。さらに、リストを活用した知財授業の様子が業界誌（食品新聞）に掲載され、これを契機として読売中高生新聞での知財特集にも発展するなど、本事業に未参加の層に対しても気付きを与える機会となった。

	<p>(c) 知財学習の普及・発展に資するため、工業高等学校長協会、大阪府教育庁の教員研修会に登壇し、知財学習の有効性や知財の教材等の情報発信を実施、また、知財学習メルマガを通じた知財時事ネタやイベント情報等の提供を行うことで、知財学習実践者の拡充を図った。(メルマガ発信記事数：42記事)</p> <p>(d) 普通科高校での知財学習を促進するため、普通科特有の課題や学校側の状況及びニーズ等を調査し、普通科におけるより実践的な知財学習への深化に必要な支援策を取りまとめるとともに、ニーズに応じたコンテンツ等(総合的な探究の時間のガイダンス向け動画教材、ワークシート、指導案等)1セット「『総合的な探究の時間』ガイダンス 探究の基本&知財でSTEP UP」を作成した。当該コンテンツは、学校教員ら有識者の意見を基に、短尺動画×複数本の構成にするなど、学校現場の実情にあわせて利用しやすいと考えられる形式・内容に取りまとめた。</p> <p>(3) 海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p>(a) 日中知財人材育成機関会合(9/9 於中国北京)及び合同セミナー(9/10 オンライン)を行い、知財人材育成に関するノウハウの相互提供等を行った。また、日中韓3か国間の知財人材育成機関会合(11/11-12 於韓国済州)及び合同セミナー(9/26 オンライン)を行い、eラーニング研修コンテンツ開発に関するノウハウの相互提供等を行った。</p> <p>(b) 中国国家知識産権局(CNIPA)との意見交換(11/7 於東京)を実施した。また、韓国国際知識財産研修院(IIPTI)との意見交換を3回(9/2 於東京, 11/11 於韓国済州, 12/9 於東京)実施した。また、三国協力事務局(TCS)と中国知的財産権研修センター(CIPTC)が共同開催する日中韓IPスタートアップキャンプ(11/3-7 於中国北京)を後援するとともに、INPITから代表者を派遣した。</p> <p>(c) ベトナム国家知的財産庁(NOIP)とJICAとのプロジェクトの一環で開催する「特許商業化セミナー」へ講師を派遣し、「日本政府の知財商業化支援施策」の紹介および「アカデミア研究成果の商業化のための特許活用と秘密情報マネジメント」の講演を実施した。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I-4	世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献		
関連する政策・施策	知的財産政策	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 二 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを開覧させること。 五 工業所有権に関する相談に関すること。 八 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。 九 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】【困難度：高】	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート（予算事業ID：3902）

2. 主要な経年データ											
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
特許庁職員に対する、研修の科目数	中期目標期間中、毎年度400科目数以上	令和2～4年度における平均必須科目数	490科目 (122.5%)	503科目 (125.8%)			予算額（千円）	1,390,860	1,326,205		
INPITが提供した特許庁職員向け研修に対する特許庁の職員研修担当者の評価【重要度高・困難度高】	中期目標期間中毎年度行うヒアリングにおける最上位指標の平均割合が25%以上	各項目において実施する4段階評価のうち最上位評価の平均割合について、四半分である25%以上	40%	70%			決算額（千円）	994,004	1,001,026		
							経常費用（千円）	1,188,423	1,207,375		
							経常利益（千円）	373,035	314,601		
							行政コスト（千円）	1,188,423	1,207,375		
							従事人員数	20人	22人		

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従事人員数：令和7年4月1日時点の数字。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
<p><主な定量的指標></p> <p>【4-1】特許庁の職員に対して行う法定研修や能力向上研修の実施件数：毎年度 400 科目以上</p> <p>【4-2】INPIT が提供した特許庁職員向け研修についての、特許庁の職員研修担当者の評価（能力向上への貢献度と研修運営の満足度）：毎年度のヒアリングにおける各項目の最上位指標の平均割合が 25% 以上【重要度高・困難度高】</p> <p><その他の指標></p> <p>【4-3】特許庁職員への研修で、弁理士・弁護士等の実務家や大学・企業研究者等が有する、特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を提供し、職員の能力向上に貢献する。</p>	<p><定量的指標に対する業務実績></p> <p>【4-1】特許庁の職員に対し、法定研修や職員の能力向上に資する研修を、目標値の 400 科目に対して 503 科目（125.8%）実施した。</p> <p>【4-2】特許庁の職員研修担当者に対し、INPIT が提供した特許庁職員向け研修について、A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの 2 つの評価項目に関するヒアリングを行い、それぞれ最上位評価指標の平均割合について、目標値の 25%を上回る 70%を達成した。</p> <p>(1) 特許庁職員に対する研修</p> <p>(a) 市場環境の急激な変化や AI に代表される技術の進展に伴い、経営とは不可分の知財戦略も同時に変化しており、特許庁職員には、より高度な能力が求められるようになってきている。このため、特許庁策定の「研修基本方針」及び「令和 7 年度研修計画」等に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を着実に実施するため、以下の工夫を行いながら柔軟に研修運営を実施したことにより、503 科目の研修を実施した（関連指標【4-1】）。</p> <p>【研修運営にあたり工夫した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務など職員の働き方の変化に対応した研修を実現するため、対面、オンライン、ハイブリッド及び e ラーニングといった複数の研修形式を採用し、柔軟に研修運営を行った。例えば、初任者研修、方式審査業務研修等において研修科目の一部を e ラーニング化し IP ePlat を用いて実施し、受講生の利便性を図った。 特許庁の要望、各研修のアンケート結果及び講師等の意見を踏まえ、講義時間や講義内容の見直しを随時検討し、効果的な研修実施に努めた。特に、初任者研修においては、審査官・事務官の職種の垣根を超えたコミュニケーションの活性化を重視しディスカッション形式のカリキュラムへ急遽変更となったが迅速に対応し、研修生から高評価を得た。 オンラインを含む研修では、通信トラブルが発生しないよう事前の通信テストを行い、かつ、開始 5 分前には各研修生の接続状況（映像・音声）を確認した。また、万が一に備え、常時 2 名以上が講義に同席しトラブル発生時の対処が可能な体制で実施した。 研修環境の改善及び更なる充実化を図るため、研修設備（スピーカー、マイク、ディスプレイ、プロジェクター等）の更新や採用人数増加に対応したレイアウト変更を実施したほか、教室後方の研修生に配慮し、ディスプレイの増設、ホワイトボード画面を投影して表示するなどの工夫をしながら研修を実施した。 研修出張関係の業務改善として、旅費の法律改正に伴う事務処理業務の増加に対し、旅費工程表様式を改善し特許庁職員へ提供することで、INPIT 及び特許庁職員双方の負担軽減を図った。また、新人の福島現場実習について、令和 6 年度まで出張者ごとに乗車券・特急券のチケットを発売日に個別購入させていたが、一括調達に変更することで事務負担の軽減や経費の節減に寄与した。 <p>(b) 研修毎の受講者アンケートの実施ならびに、特許庁で適時に開催される研修企画専門官会議へ</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>根拠：困難度高が目標値の 100%以上、かつ困難度高以外の定量的指標も目標値の 120%以上を達成し、その他定性指標も達成した点、また、研修を受講した受講者の 99%以上（平均）から研修が有意義であったとの回答を得た点（→業務実績(1)(b)）、さらには以下に示すような観点を踏まえ、当該項目の評価は A とした。</p> <p>☆1. 特許庁職員に対する研修を実施するにあたり、職員の働き方の変化にも対応すべく、研修手法や環境の整備の他、過去の研修アンケートから研修内容の見直しや提案を積極的に行い、より効果的な研修運営が行えるよう工夫しながら研修を着実に実施した。その結果、503 科目、総受講者数 15,485 名の研修を実施することができ、特許庁職員研修担当者の平均 70%から、最上位の評価を頂いた（関連指標【4-1, 4-2】）。さらに、受講者アンケートでも、すべての研修で、有意義であったとの回答が 99%以上だった。</p> <p>☆2. 特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を提供し、特許庁職員の能力向上に貢献するため、外部専門家を招いた研修を様々な内容で約 80 科目実施した（→(1)(c)）。このような積極的な研修運営を実施した結果、研修受講者総数が、令和 6 年度（11,238 名）に対し、15,485 名となり、以下のように、多数の参加者から良い反響を得られた。</p> <p>・日本商工会議所、日本弁理士会との協力に基づいた科目に関しては、受講者のアンケートで、「商工会議所の方からお話を聞く機会が無いので、大変有意義だった。」「時代の変化と</p>		

	<p>の出席により、受講者と特許庁の双方からの研修への要望の把握に努めた。加えて、講師等の意見も取り入れながら、研修の運営等に関しては、以下に示すような改善、提案ならびに取り組みを行った。なお、令和7年度研修の総受講者は15,485人（令和6年度は11,238人）で、受講者を対象としたアンケート（総数5,731件）の結果では、有意義であったとの回答が平均で99.3%に達した。また、特許庁の職員研修担当者（研修企画専門官会議メンバー10名）に対し、今年度実施した研修結果を総括したプレゼンを年度末に行うとともに2つの評価項目（A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか。B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているか）に関するヒアリングを実施し、特許庁の職員研修担当者に評価をいただいた。その結果、それぞれの項目について最上位指標の平均割合について70%を達成した（関連指標【4-2】）。</p> <p>【各研修における改善、提案及び取り組み】</p> <p>(審査系研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判官コース研修の「口頭弁論傍聴」は令和6年度に知財高裁から要請のあった開催時期の変更を確実に反映し実施した。 ・ 先端技術研修・学会派遣等を継続的に実施し、審査の質・迅速性向上に寄与した。 <p>(事務系研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「方式審査業務研修」の受講対象者について、従前は所属からの推薦制であったところ、関心や興味のある研修科目の受講を可能とした選択制に変更し、受講済み者も再受講できるよう幅広い層に研修機会を拡大した。この取り組みにより、令和6年度の受講人数は20人であったところ、令和7年度の受講人数は66人に増加し、独学では得られない知識の習得や復習の機会を提供できた。 ・ 事務系の係長研修の新規科目として、「デザイン思考研修」を取り入れた。 <p>(実務研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「Excel Microsoft365 マクロ/VBA」及び「Excel Microsoft365 VBA プログラミング実践」の研修時間について、アンケート結果や講師からの意見を踏まえ、より理解が深まるよう6時間から8時間に見直した。 <p>(語学研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループ型（半年・通年コース）研修について、令和6年度のアンケート結果を踏まえた改善として、プレゼンテーションスキル（業務紹介）向上のためのカリキュラムの新規導入やレッスン開始時間の変更を契約事業者と調整の上実施した。 ・ 特許審査官及び商標審査官が入庁2年目で義務的に受講する「グループ型オーラル半年コース」について、審査官の受講負担を軽減するため、特許審査官の義務研修である審査官前期研修と時期が重ならないよう受講期間を変更し、また、商標審査官は入庁1年目の受講へと変更して、次期調達内容に反映した。 ・ 「オンライン英会話コース」におけるレベルチェックは、私用PCのほかに、タブレット端末及びスマートフォンからの受験を可能とし、受講生の利便性向上を図った。 ・ 英語研修の短期集中型として、引き続き語学能力向上の研修を実施したのみならず、海外知財庁との様々なシンポジウムへの対応や海外赴任者等のプレゼンテーションスキル向上を図るコースなど様々な英語研修の機会を提供した。 <p>(新人研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新人の福島現場実習について、福島第一原発等の施設見学を組み込み、経産省職員としての継続的な被災地支援の必要性や行政官の役割について考える場を提供した。また研修の活動内容につ 	<p>ともに弁理士の方々の役割もより重要になってきているというお話と、実際の事例がとても印象に残りました。」等、有意義だったとする意見が多数寄せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業のデザイナー等を講師として招いて行った「デザインのチカラ」研修に関しては、総受講者数約9,000名となり、受講者アンケートでは、「ブランドの哲学を伺うことができ、貴重な機会でした。」、「この1年間、毎回すばらしい企画をありがとうございました。今後も続きますことを願っております。」、「初めて参加しましたが、参加者の多さに驚きましたが、受講して良くわかりました。」等、評価する意見が多く寄せられた。 ・ AIに関する研修には126名と多数が参加し、研修実施後のアンケートでも、「わかりやすい概説を信頼できる専門家から聞ける機会は非常に貴重だった。」等の意見が多く寄せられた。 	
--	--	--	--

	<p>いてはHP等で報告・公開し広く周知した。</p> <p>(c) 特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を提供し、特許庁職員の能力向上に貢献するため、講師として弁理士、弁護士、大学教授、企業研究者等の外部専門家を招いた研修を約80科目実施し、職員等の気づきや能力向上に貢献した。例えば、以下のような研修を実施した。</p> <p>(関連指標【4-3】)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査応用能力研修2の討論科目において、特許、意匠、商標の各特許庁審査官に加え、弁理士や企業関係者など外部の者(60名)も参加する形式としたことで、特許庁審査官及び外部参加者双方の考え方の理解が深まり、特許庁審査官のみの研修では得られない学びの場を提供した。 ・事務系職員を対象としていた階層別研修の一部科目を廃止し、新たに特別研修として「中小企業支援関連研修」を設けた。本研修は、企業における知的財産の役割や戦略的な知財経営、特許庁やINPITをはじめとする関係機関による知財経営支援の現状を学び、知財利活用の環境整備に関する業務の専門性を強化することを目的として、弁理士、企業担当者、商工会議所職員等の外部講師を招聘し、全8回のシリーズ研修として実施した。また、受講対象者についても、特許庁職員およびINPIT職員と職種を限定せず幅広く受講できる機会を提供した。 ・AI、デザイン思考、その他の最新技術(NLP、光ファイバ・海底ケーブル、ゲームUX等)等といった比較的新しい技術分野をテーマとした特別研修の科目を新設し、スキルアップの機会を提供した。 ・特許審査官を対象とし、審査実務に直結するテーマ設定のもと、外部講師を招いてワークショップや座学を取り入れながらデザイン思考・デザイン態度を身に着けるデザイン思考実践研修を開催した。 ・企業等における最新のデザイン創作実態やトレンドを修得するため、民間企業のデザイナー、デザイン部門責任者等を講師として招き、「デザインのチカラ」研修を全15回実施した。研修対象を特許庁職員に限定せず経済産業省全体に周知を行い、すべての経済産業省職員が日常のデザインを知り・触れる機会として、経済産業省職員全体のデザインリテラシー向上に貢献した。各回ともBBL(Brown Bag Lunch)形式によるオンライン開催としたことから、多くの参加者があり、延べ9000名以上が受講するなど令和6年度に引き続き好評を得た。 ・知的財産権法その他の業務に関連する最新の法律知識を習得することを目的に、弁理士、弁護士等を講師として招聘し、民事訴訟法をはじめとする9科目、延べ92時間の研修を提供した。特に、法定研修内で実施した審決取消訴訟の科目については、講師である弁理士が実際に担当した事例に基づく内容が好評であったことから、更に講師と再企画を行い、受講対象者を拡大して実施したところ約260名が受講し好評であった。 <p>(2) 調査業務実施者の育成研修</p> <p>(a) 特許庁の「調査業務実施者育成研修実施方針」に従い、先行技術文献の調査を実施する調査業務実施者を育成する法定研修を4回実施した。また、調査業務実施者に対する指導を行う調査業務指導者育成研修を1回実施した。</p> <p>(b) 特許庁の審査官のニーズに適切に対応できる文献調査能力及び対話能力を有する調査業務実施者を育成するため、受講者個人に対してeラーニング講義の受講後に確認の小テストを実施、筆記試験で基準に達しなかった者への追試に備えた面談、補講を実施するなど研修期間中に自らの課題を認識させるためのフィードバックを実施した。また、研修効果の更なる向上を期待し、</p>		
--	---	--	--

2日間グループディスカッションを実施したが、より多くの意見交換が可能となるようメンバー構成を組み換えるなど工夫して実施した。

- (c) 研修が修了する毎に研修生の受講状況や面接試問での評価基準の均一性などの観点等において評価委員会を開催し、委員から問題がないと評価された。なお、以下のような取り組みにより研修内容や研修運営の改善を図った。
- ・4回の法定研修について、受講生からのアンケート結果を踏まえ、講師（弁理士）と調整し、より研修効果が高まるような内容（文献等）となるよう既存テキストを見直し、第2回から新テキストを使用した。
 - ・サーチ専用端末（高度検索端末）の初回講義において、実習時間を「講義4時間後に実習2時間」から、「講義2時間後に実習1時間」を2回実施する構成に変更した。これにより、説明直後に操作実習を行うことが可能となり、講義内容の理解促進と定着度向上、操作理解の抜け漏れ防止につながった。
 - ・科目ごとの詳細説明資料が多く、研修生の理解不足による混乱が生じていたため、研修全体の流れを示すフロー図を表紙に掲載するとともに、各講義の共通点・相違点を整理した対比表を追加した。その結果、研修生からの重複した質問が減少し、職員の対応時間削減につながり効率化された。
 - ・研修日誌について、科目ごとにQRコードを作成して提出を促し、期限内提出を徹底する仕組みを導入したことで、督促業務の事務負担を軽減した。

(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等

- (a) 特許庁の審査・審判において国内外の最新の技術水準を把握できるよう、特許協力条約に規定する文献（ミニマムドキュメント）を収集し、特許庁の審査・審判部に提供した。また、特許庁の審査官等を含めた図書選定の担当者会議（年4回）を実施して、審査・審判で必要となる国内外の図書・雑誌等を選定し、本会議にて選定されたタイトルを全て収集し、特許庁に提供した。なお、内外国の雑誌については、商用オンラインへの変更や雑誌の休刊により収集件数は減少した。また、意匠審査に必要な商品カタログを収集し、特許庁意匠課に提供した。

【内外国図書・雑誌の収集（提供）実績】

令和6年度	令和7年度	対前年度比
13,018冊	12,074冊	93%

【意匠公知資料（カタログ）の収集状況】

令和6年度	令和7年度	対前年度比
10,555冊	10,208冊	97%

※令和6年度、令和7年度共に意匠課要望数である10,000冊を収集した。残りは寄贈カタログ数である。

- (b) 非特許文献の電子化について、以下の取組を行った。
- ・特許庁が審査・審判で引用した技術文献を計画通りに適切に電子化をし、特許庁の文献データベースに迅速かつ確実に蓄積した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・保管・請求等について、適切かつ確実に対応した。廃棄は特許庁側の廃棄計画通りに対応した。 ・担当者不在時も対応ができるように、詳細なマニュアルを整備した。 <p>(c) 閲覧サービスの提供について、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁の行政文書である出願書類（包袋等）を適切かつ確実に保管し、特許庁からの貸し出し要求に対して迅速に対応した。また、特許庁からの包袋廃棄依頼に基づき 36,905 件の抽出作業を行い、3/3 までに特許庁へ引き渡した。 ・包袋保管・出納管理業務事業者の二者入札対応として、契約等監視委員会から指摘のあった団体や関連企業との意見交換を行い、当該事業にかかる周知活動を行うとともに、参入障壁に関する調査を行った。 <p>(d) 産業財産権相談窓口に関する業務について、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者の産業財産権手続等に関する相談に対して、窓口・電話等において、迅速・的確に対応した。 ・IP ePlat 提供コンテンツ、審査業務部が開催した業務説明会等を受講することで、相談員として必要な知識・能力の向上を図った。 ・電話受付時間を特許庁の受付時間に合わせる対応を行い、受付時間外の時間を活用して出勤段階毎に定期的にミーティングを実施し、相談員として必要となる知識や相談対応方法等に関する情報共有を図った。 ・特許庁内関係各課室や東京都知財総合支援窓口、日本弁理士会関東会等との意見交換を行い、相互の業務の情報共有及び要望、認識のすり合わせを行った。結果については、相談員に情報共有し相談対応に活用した。 ・相談者のニーズを収集し相談員の相談対応の品質向上を図るため、ユーザーの満足度を測るアンケート調査を実施し、例年と遜色のない高い評価を得た。 ・知的財産相談・支援ポータルサイトについては、ポータルサイト内のコンテンツ見直しを継続しつつ、安定したサービスを提供した。アイコンの変更等を行い、サイトの操作性、サイトへのアクセス・誘導のしやすさを改善した。 <p>(e) 外国における我が国出願人の権利を的確に保護するため、特許庁が令和 7 年 12 月までに発行した公開特許公報について、その全件である 187,172 件の英文抄録（PAJ）を作成し、外国の工業所有権庁へ電子交換システムにより PAJ の電子データを送信するとともに、CD-R による提供依頼のあった 34 の国・機関の工業所有権庁等に PAJ（CD-R）を提供した。また、一般ユーザーが、公開特許公報の英文検索をできるよう、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に蓄積した。なお、PAJ の作成については、特許庁と事業の見直しについて検討した結果、令和 8 年 1 月以降に発行される公開特許公報は特許庁において機械翻訳により英文抄録を作成することになったため、令和 7 年度を以て INPIT による作成は終了した。</p> <p>(f) 公報検索に必要な特許分類情報（FI、F ターム）について、英文に翻訳したデータを作成し、J-PlatPat の英語版により外国の諸外国のユーザーへ提供した。また、特許情報標準データの一部として、外国の工業所有権庁へ電子交換システムにより電子データを送信した。</p>		
--	---	--	--

	<p>(g) 「三極データ交換」の取り決めに基づき、特許庁が発行する公報（公開、公表、登録）全件の公報書誌データを作成し、外国の工業所有権庁へ電子交換システムにより電子データを送信した。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
II	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビューシート	—

2. 主要な経年データ						
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終 年度値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充を除き、第六期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上（毎年度、前年度比1.3%程度）の効率化を図る【中期計画】	—	— ※当初年度のため実績なし				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価											
	主な業務実績等	自己評価	評価											
○一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充を除き、第六期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上(毎年度、前年度比1.3%程度)の効率化を図る。	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標及び年度計画の達成、延いては法人としてA評価を取りにいくため、令和6年度に作成したKPIに対する取組状況をガントチャートによる進捗管理を引き続き行った。役員会において業務の進捗状況等を共有し、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努めた。特に、政策要請の高い中期目標に掲げられる主要指標については、毎月の達成見込みを把握し、未達が懸念された場合には、速やかに対策を講じ、目標達成に努めた。また、役員会に加えて、経営会議(旧幹部会)、定例会、調達検討会等を通じて業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を日常的に把握し、遅れや課題が顕在化したときには迅速に改善策を講じた。また、第六期で導入された定性指標の評価については昨年度、事前に各部署ごとに認識共有のための打合せを実施したが、管理職の人事異動等があった場合、認識のずれがないよう打ち合わせを実施した。 <p>(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度は、以下のように外部有識者等の知見とノウハウを活用し、業務の効果的な実施を図った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>iAca、iNat、IPAS、IPランドスケープ支援事業に係る外部有識者委員会</td> <td>外部有識者から成る推進委員会を設置し、iAca、iNat、IPAS、IPランドスケープ支援事業における支援先の選定等について助言を頂いた。</td> </tr> <tr> <td>知財力開発校支援事業推進委員会</td> <td>外部有識者からなる推進委員会を設置し、知財力開発校支援事業の採択校の選定に関する審議を行うとともに、支援事業の事業内容等の見直し、目標の設定等支援事業のあり方等について審議を実施。</td> </tr> <tr> <td>日本弁理士会、弁護士知財ネットとの意見交換</td> <td>日本弁理士会及び弁護士知財ネットとの意見交換を実施し、窓口に配置する専門家の推薦を受けるとともに、知財総合支援窓口の窓口派遣専門家等の活動状況や活動改善課題の共有を図り、中小企業等に対する支援内容の向上を図った(今年度は、日本弁理士会と計6回、弁護士知財ネットと1回開催)。</td> </tr> <tr> <td>知財総合支援窓口運営に係る関係機関との連</td> <td>知財総合支援窓口、よろず支援拠点、商工会議所、及び各地域の中小企業支援組織等が参画する「連携会議」を開催</td> </tr> </tbody> </table>		実施内容	iAca、iNat、IPAS、IPランドスケープ支援事業に係る外部有識者委員会	外部有識者から成る推進委員会を設置し、iAca、iNat、IPAS、IPランドスケープ支援事業における支援先の選定等について助言を頂いた。	知財力開発校支援事業推進委員会	外部有識者からなる推進委員会を設置し、知財力開発校支援事業の採択校の選定に関する審議を行うとともに、支援事業の事業内容等の見直し、目標の設定等支援事業のあり方等について審議を実施。	日本弁理士会、弁護士知財ネットとの意見交換	日本弁理士会及び弁護士知財ネットとの意見交換を実施し、窓口に配置する専門家の推薦を受けるとともに、知財総合支援窓口の窓口派遣専門家等の活動状況や活動改善課題の共有を図り、中小企業等に対する支援内容の向上を図った(今年度は、日本弁理士会と計6回、弁護士知財ネットと1回開催)。	知財総合支援窓口運営に係る関係機関との連	知財総合支援窓口、よろず支援拠点、商工会議所、及び各地域の中小企業支援組織等が参画する「連携会議」を開催	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：計画に定められた内容を適切に実施したため。</p>		
	実施内容													
iAca、iNat、IPAS、IPランドスケープ支援事業に係る外部有識者委員会	外部有識者から成る推進委員会を設置し、iAca、iNat、IPAS、IPランドスケープ支援事業における支援先の選定等について助言を頂いた。													
知財力開発校支援事業推進委員会	外部有識者からなる推進委員会を設置し、知財力開発校支援事業の採択校の選定に関する審議を行うとともに、支援事業の事業内容等の見直し、目標の設定等支援事業のあり方等について審議を実施。													
日本弁理士会、弁護士知財ネットとの意見交換	日本弁理士会及び弁護士知財ネットとの意見交換を実施し、窓口に配置する専門家の推薦を受けるとともに、知財総合支援窓口の窓口派遣専門家等の活動状況や活動改善課題の共有を図り、中小企業等に対する支援内容の向上を図った(今年度は、日本弁理士会と計6回、弁護士知財ネットと1回開催)。													
知財総合支援窓口運営に係る関係機関との連	知財総合支援窓口、よろず支援拠点、商工会議所、及び各地域の中小企業支援組織等が参画する「連携会議」を開催													

携会議	し、他の公的支援機関との連携活動の促進を図った。
加速的支援アドバイザーボード	加速的支援候補の計画書案に対し、より効果の高い支援を行うため、内容及び方向性について、外部有識者（弁護士、弁理士、中小企業診断士、大学教授）から成る会議を実施。（年11回開催）

(3) プロパー職員・専門人材の採用と育成

- プロパー正規職員として、令和7年6～8月に3名を採用した（うち、総合職2名、情報システム職1名）。令和7年度以前にテニユアトラック制度による採用を行った契約職員について、一定期間の業務経験を積ませながら、採用から6ヶ月ごとに能力・業績評価を実施し、その評価結果を踏まえ総合的に判断した上で、令和7年度に総合職4名を正規職員として登用した。

【令和8年4月1日現在】

プロパー職員：30名 （内訳：総合職23名、情報システム職5名、経理職2名）

- 人材育成方針に基づき全プロパー職員と役員との面談を実施し、モチベーションの維持、向上等の状況確認を行うとともに、事業運営に係る問題意識の共有を図った。また、職場におけるOJTを基本としつつ、体系的な研修の一環として階層別研修（部長代理級・主査級・係員級）を実施した。また、人材育成委員会を発足し、プロパー職員の人材育成方針の再策定を行った。
- 特許庁が実施する研修の聴講、スキルアップ研修や自己啓発支援制度（資格取得、自己啓発及び語学力向上支援）を通じた職員の自律的なスキルアップを支援した。
- INPITが知財経営支援の中核機関としての役割を果たすため、知財と企業経営を上手く結びつける専門的な知識を有する知財戦略エキスパートを、INPIT本部に16名（令和6年度末に2名退職、令和7年度に2名採用）、近畿統括本部に4名、配置した体制を維持した。
- 新たに採用した知財戦略エキスパートを育成するために、各人が習得すべき知財支援スキルを特定して、座学やOJTによる研修を実施した。
- 知財戦略エキスパートの知見の向上のため、INPIT外部の知財の有識者を招いた知財戦略エキスパートとの意見交換会を計4回、知財戦略エキスパート同士の営業秘密にかかる判例報告会を計4回、実施した。

2. 業務運営の合理化

- アンケート調査で得られた情報を外部有識者と協働して分析し、新製品開発やプロセス改善などの企業のイノベーション活動の積極性や成果に関して、支援事業の方向性についての示唆を得られた。
- 部横断的な連絡、発注はメールベースのやり取りが主であったが、できるだけTeams上のやり取りに移行し、案件ごとの管理や履歴の確認を容易にする等、効率化を

	<p>施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年4月～9月に、全部署から1、2名を選定して一部職員を対象とした生成AIサービスの検証導入を実施。検証結果をうけて令和8年1月より全職員に対象を拡大し、本運用を開始した。 <p>3. 業務の適正化</p> <p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度は第六期の2年度に当たるため、昨年度に引き続き業務見直しにより効率化を図った。 <p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達に当たっては、真にやむを得ないものを除き、引き続き競争性等の確保を図るため、仕様書条件の見直し、説明会から入札等の締切りまでの十分な期間確保等、事業者の入札参加の拡大を図り、競争的手法を取り入れた調達を実施した。 「調達合理化計画」及び契約監視委員会に基づき、応札検討機会の拡大のため、入札関係書類について、引き続きINPITホームページからダウンロード出来るよう対応した。また、入札説明会においては、来館による参加に加え、インターネットによる非対面式の方法を取り入れたハイブリッド方式を実施した。さらに、調達予定情報を作成し、当該入札公告が案内されるより前にホームページにて公表することにより、事業者が計画的に入札への準備が出来るよう事前の情報提供を行い、入札参加者の拡大を図った。透明性と公平性を確保のため、競争入札及び随意契約に係る情報の公表を実施した。 <p>4. 給与水準の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与関係規程について、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員の給与水準（東京都特別区に在勤する国家公務員との比較では104.2）と同程度を維持した。なお、給与水準の検証結果及び取組状況を令和8年6月末に公表した。 <p>5. 情報システムの整備及び管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システムの適切な整備及び管理について、情報システムの調達・運用状況について管理を実施するとともに、新規に調達対象となった2システム（基盤システム、J-PlatPlat）について、調達検討会において投資対効果の精査を実施し、調達可否を決定した。 調達準備として仕様を検討する2システム（J-PlatPat、IP ePlat）について、クラウドサービスの活用を前提とした仕様の検討を実施した。 令和6年度に仕様書を作成した2システム（開放特許情報データベース、知財ポータル）について構築段階で要件を具体化し、画面・機能設計において、利用者に対する操作性や、機能性等の改善を図った。 <p>【指標】</p>		
--	---	--	--

	<p>構築段階で改善を図った対象システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開放特許情報データベース ・ 知財ポータル <p>調達時における、投資対効果に係る精査した対象システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤システム ・ J-PlatPlat <p>クラウドサービスの活用を検討した対象システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J-PlatPat ・ IP ePlat 		
--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政 事業レビューシート	－

2. 主要な経年データ						
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終 年度値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																					
	主な業務実績等	自己評価	評価																																					
	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人会計基準等に準拠し、外部専門機関・人材の知見を積極的に活用し、経理事務処理や財務諸表の作成作業を行った。また財務諸表は、ホームページで公表を行った。 <p>2. 効率化予算による運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部と各事業部は、年度計画を踏まえて詳細な業務実施計画（業務内容、規模、経費の見積もり等）を策定するとともに、予算計画を作成した。当該予算計画を踏まえた執行状況を適確に把握するため毎月予算執行実績を確認し、効率的な予算運営に努めた。なお、今年度の支出に関する予算額と決算額の差額は、約 1,769 百万円(14.6%) となっており、主な発生要因は下表のとおり。 運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行った。 <p>【令和7年度予算額・決算額（百万円）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金</td> <td>12,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td> 複写手数料収入</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 研修受講料収入</td> <td>101</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,102</td> <td>12,072</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 業務経費</td> <td>10,359</td> <td>8,732</td> </tr> <tr> <td> 人件費</td> <td>945</td> <td>859</td> </tr> <tr> <td> 一般管理費</td> <td>798</td> <td>742</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,102</td> <td>10,333</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。</p> <p>【予算と決算の主な差額要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○競争入札効果及び出願件数の変動等：3.8 億円 ○計画変更等により節減に努めたもの：8.0 億円 ○確定減、その他：4.9 億円 		予算額	決算額	収入			運営費交付金	12,000	12,000	複写手数料収入	2	0	研修受講料収入	101	71	その他	-	0	計	12,102	12,072	支出			業務経費	10,359	8,732	人件費	945	859	一般管理費	798	742	計	12,102	10,333	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：計画に定められた内容を適切に実施したため。</p>		
	予算額	決算額																																						
収入																																								
運営費交付金	12,000	12,000																																						
複写手数料収入	2	0																																						
研修受講料収入	101	71																																						
その他	-	0																																						
計	12,102	12,072																																						
支出																																								
業務経費	10,359	8,732																																						
人件費	945	859																																						
一般管理費	798	742																																						
計	12,102	10,333																																						

	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和7年9月29日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとまりごとに予算と実績を管理し、役員会にて実績報告を行い、厳格な執行管理を行った。 <p>3. 業務コストの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年6月には監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を開催し、「令和7年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づく点検・評価の審議を実施した上で、令和8年度計画への反映を行った。加えて、同計画に基づき調達情報等をINPITホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることによって業務コストの削減等を推進した。また、グリーン購入法による調達など持続可能な調達も意識しながら業務を実施した。 <p>4. 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査業務実施者育成研修をはじめとした民間等の人材を対象とする研修であって、受講料を徴収している研修について、受講料の見直しの検討を行い、複数年の収支を勘案したうえで、実費勘案相当の適正な受講料を徴収し自己収入の確保に努めた。 		
--	---	--	--

4. その他参考情報

独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について（平成30年3月30日総務省行政管理局）に基づく「財務内容の改善に関する事項」参考情報については、別紙参照。

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
IV	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビューシート	－

2. 主要な経年データ						
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終 年度値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>(1)内部統制の基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> • INPITの全ての役職員を対象として、内部統制の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)、内部統制の要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応)の理解を促進し、日常の業務への反映を図るための研修を実施した。 • 令和7年度内部監査では、定期内部監査として、公報閲覧・相談部、地域支援部、知財戦略部及び知財活用支援センターの事業を対象に監査を実施した。また、今年度から部内全体のマネジメントも確認するため、部署全般に係る簡易的な監査(部署別監査)も実施する事とした。監査結果については、監査室にて内部監査報告書として取りまとめ後、理事長に提出し、理事長は、監事の意見を聴取した上で、監査室へ必要な措置の指示を行った。 • 原則、偶数月には監査室、奇数月には理事長・理事との意見交換会を開催し、監事の意見等を法人経営及び内部監査に有効かつ迅速に反映するよう努めた。 <p>(2)INPITの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> • 情報システムの調達においては、取り扱う情報の格付けや利用方法に応じて適切なセキュリティ対策が取られるよう、セキュリティ仕様のテンプレートを作成して調達を実施した。 • 情報セキュリティポリシー及び実施手順を全役職員が理解して業務を適切に実施していたかについて、令和7年7月と令和8年1月に自己点検を2回行い、確認した。 • 情報セキュリティポリシー等に関する研修テキストについて、WEB教材形式で作成し、全役職員に対して「INPIT情報セキュリティポリシー研修」を実施した。 • サイバーセキュリティ戦略本部が作成した政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下、「統一基準群」という。)を踏まえて、INPITの情報セキュリティポリシー及び同実施手順の改定を実施した。 • 外部の監査機関と協力して、情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインの政府統一基準への準拠性に関する監査、情報システムの脆弱性に関する監査及びシステム運用に関する政府統一基準への準拠性に関する監査からなる情報セキュリティポリシー監査を実施し、重要な情報システムについては、ペネトレーションテスト、セキュリティ診断等を実施してシステム脆弱性に関する調査を行った。 • INPITが管理・運用する情報システムの責任者・管理者、及び委託先事業者の情報セキュリティ担当者に対して、情報システム部にて令和7年10月にヒアリングを実施し、マルウェア対策、脆弱性検査・実施状況、取り扱っている機密情報の種類、セキュリティ教育等のセキュリティ対策状況の確認を実施した。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：計画に定められた内容を適切に実施したため。</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> IPA（情報処理推進機構）等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報、アタックサーフェスマネジメント事業で収集される情報を定期的にチェックし、INPITに関連する情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、情報システム部より各システムセキュリティ責任者・管理者に対して速やかに情報（対策方法を含む）を周知し、必要に応じて対策を講じるよう指示した。 「INPIT 情報セキュリティポリシー研修」にインシデント発生時の連絡や標的型攻撃メールへの対処について盛り込むとともに、模擬演習として、全役職員を対象とした標的型メール攻撃の訓練を年4回実施した。 <p>2. 広報活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> INPITの知名度及び認知度をさらに向上させるため、令和6年度の広報委員会にて承認された広報戦略及びアクションプランを踏まえた対応を図った。同時に、INPITホームページ、SNS（X、Facebook、YouTube）等の媒体の積極的な有効活用を図った。特に、プレスリリース掲載サービスを利用するなど、新たな広報媒体を活用するなどして広報効果の最大化を図った。また、新たに設定した「知財はここから。」のブランドメッセージやMVVをホームページ、スライド、名刺等の各種広報媒体にて周知することで、対内・対外的のブランドイメージの構築を図った。 これまでのINPITにおける各種事業について、効果的な周知方法の検討を行った上で、全国の知財総合支援窓口、各経済産業局、その他の関係機関等の協力を得ながら広報活動の強化を図った。 <p>3. 大規模災害等発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練を実施し、マニュアル等を再確認した上で、必要に応じてマニュアルの内容等について点検を実施した。 職員数増に伴い不足していた備蓄用防災用品の必要数確保を行うとともに、施錠された執務室外の倉庫に収納されていたため、特に初動に必要となる物品（ヘルメット）について一部を執務室内に移動した。フリーアドレスを契機に執務室内に必要な用品を収納するか検討した。 		
--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>○会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について」における所見について</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書の所見を踏まえ、平成31年3月にリスク対応計画（第1版）を策定し、以降、当該計画を基に統制活動を実施し、モニタリングを行い、必要に応じて計画の見直しを実施することで、法人ミッション遂行の障害となるリスクに対して対応し、適切な内部統制に取り組んでいる。なお、令和8年3月にはリスク管理委員会を開催し、リスク対応計画（第7版）への対応状況の点検を行った。 報告書の所見を踏まえ、監事監査の実効性を担保するべく、令和元年8月以降、内部監査及び監事監査の補助を専任とする職員を配置し、監事補佐体制の強化を図った。

項目別調書NO	対応する中期目標	対応する中期計画	対応する年度計画
<p>I-1 知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援</p>	<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援</p> <p>知財の課題発掘から知財の形成、知財の戦略的活用まで、関係機関とも連携しながらワンストップで支援する支援エコシステムを形成し、優れた技術を持つ中堅・中小・スタートアップ企業等の事業成長、知財の海外流出対策、海外展開における知財戦略の構築や大学等の研究開発成果の社会実装に向けた支援を行う。また、知財活用の成功事例の情報発信を効果的に行い、知財エコシステム形成に寄与する。</p> <p>(1) 関係機関との連携 特許庁、I N P I T及び日本弁理士会は、日本商工会議所と連携して「知財経営支援ネットワーク」の取組を強化し、地域における支援システムのコアを形成する。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人全国中小企業振興機関協会、スタートアップ支援機関連携協定に参加する政府系機関、農林水産省、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）、一般財団法人日本規格協会（JSA）、地方自治体、金融機関等とも連携し、</p>	<p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援</p> <p>中堅・中小・スタートアップ企業等における知財の課題発掘から知財の戦略的活用まで、関係機関と連携しつつ支援する支援エコシステムを担う相談窓口として、知財総合支援窓口を47都道府県に設置し、弁理士・弁護士・中小企業診断士等の専門家も活用しながら相談に対応する。</p> <p>また、海外展開、営業秘密管理、産学連携、スタートアップ創出等における知財戦略について、特に高度な知識・経験を備える専門人材（以下「知財戦略エキスパート」という。）をI N P I T本部及び近畿統轄本部に配置するとともに、専門窓口を設置し、中堅・中小・スタートアップ企業や大学等研究機関の知財戦略策定等を支援できる体制を整備する。</p> <p>さらに、中小企業等に対しては、「知財の気付き」を促しつつ、知財総合支援窓口等を周知するとともに、支援の好事例・成功事例を分かりやすくまとめた情報発信を行い、知財エコシステム形成に資する。</p> <p>(1) 関係機関との連携 ①地域の関係機関と連携した支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財総合支援窓口と、日本弁理士会・日本商工会議所とが連携する「知財経営支援ネットワーク」の取組を推進し、ビジネスと知的財産を組み合わせた支援を実施する。 知財総合支援窓口については、上記「知財経営支援ネットワーク」の取組のほか、地域の実情を踏まえながら、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人全国中小企業振興機関協 	<p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度に引き続き知財総合支援窓口を47都道府県に設置する。また、各地域知財総合支援窓口のこれまで活動した支援実績のデータなどを分析した結果を踏まえ、中堅・中小・スタートアップ企業等における知財の課題発掘から知財の戦略的活用までを弁理士、弁護士、中小企業診断士等の専門家も活用しながら支援を実施する。 企業、大学、研究機関等からの海外展開、営業秘密管理、産学連携及びスタートアップに関する専門的な相談に対応するために、これらの知財戦略について高度な知識及び経験を備える専門人材（以下「知財戦略エキスパート」という。）をI N P I T本部及び近畿統括本部に配置して、海外展開知財支援窓口、営業秘密支援窓口、アカデミア知財支援窓口及びスタートアップ知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口を通じて相談を受け付けるとともに、知財総合支援窓口とも連携しつつ、企業、大学、研究機関等に対して知財に関するセミナーの開催、知財戦略策定等を支援する。 さらに、中小企業等における「知財の気付き」を促しつつ、知財総合支援窓口等を周知するとともに、支援の好事例及び成功事例を分かりやすくまとめた情報発信を行い、知財活用のすそ野を拡大する。また、地域における知財活用を促すために、地域団体商標カードや展示会なども活用する。 <p>(1) 関係機関との連携 ①地域の関係機関と連携した支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財総合支援窓口のネットワークを活用し、経済産業局、日本弁理士会地域会及び各地の商工会議所が協力の下、ブロックの特徴を生かした「地域知財経営支援ネットワーク」の活動を促進させ、知財エコシステムの形成と連携支援の強化を図る。 上記「地域知財経営支援ネットワーク」の取組のほか、地域の実情を踏まえ、よろず支援拠点、独立行政法人中小企業基盤整

<p>地域の中堅・中小・スタートアップ企業等の“稼ぐ力”の向上に取り組む。加えて、INPITの機能の地方展開に取り組む。</p> <p>(2) 伴走支援と知財経営成功事例の創出</p> <p>中小企業、スタートアップ企業等の相談者のうち成長が期待できる有望企業に対して、ビジネスモデル診断から知財戦略構築まで助言する伴走支援を行う。また、その成功事例を創出し、広く情報発信を行い「知的財産経営」の自走に寄与する。</p> <p>さらに、イノベーションの促進及び新陳代謝に寄与するため、産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者に対しても、事業再編時の知財活用の観点から助言を行う。</p>	<p>会、スタートアップ支援機関連携協定に参加する政府系機関、農林水産省、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）、一般財団法人日本規格協会（JSA）、地方自治体、金融機関等との連携の取組を強化する。加えて、関係省庁・自治体、知的財産に関する支援機関等が参加する会議体を構築し、地域の実情に応じた知的財産支援を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財戦略エキスパートによる海外展開、営業秘密管理、産学連携、スタートアップ創出等における知財戦略支援に際しては、必要に応じ関係省庁・自治体・公的支援機関等とも連携する。加えて、INPITの機能の地方展開に取り組む。 <p>②連携促進のための情報発信・人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報提供セミナー等の共同開催及び当該機関が実施するセミナー等への講師派遣を行うこと等により、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、知財活用の重要性の理解増進、知財経営の普及浸透を図る。 関係省庁・自治体・知的財産に関する支援機関等が参加する会議体を構築し、情報発信を行う。 <p>(2) 伴走支援と知財経営成功事例の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財総合支援窓口等の支援対象となった中小企業・スタートアップ企業等のうち、成長が期待できる有望企業に対して、当該企業が抱える課題に対応した弁理士・弁護士・中小企業診断士等複数の専門家から成るチームで助言する伴走支援（以下「加速的支援」という。）を実施する。 加速的支援の成果把握とより効果的な手法の分析のため、加速的支援が終了した中小企業等に対してフォローアップを行う。 加速的支援によって経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた事例について、事業上の成果や経営者の意識の変化等を詳細かつ分かりやすく纏め、これらの情報を専用ウェブサイトである「知財ポータルサイト」やSNS等も活用して効果的に発信し、知財経営の自走に寄与する。 	<p>備機構、公益財団法人全国中小企業振興機関協会、農林水産省、地方農政局、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）、一般財団法人日本規格協会（JSA）、地方自治体、金融機関、自治体等と相談案件の受渡しや双方担当者同席による支援などにより連携を促進し、地域企業等の知的財産の活用促進及び経営の更なる強化、支援を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財戦略エキスパートによる海外展開、営業秘密管理、産学連携、スタートアップ創出等における知財戦略支援に際しては、必要に応じ、特許庁、警察庁、経済産業局等の政府機関、スタートアップ支援機関プラットフォーム「Plus」の参画機関、地方自治体等とも連携して、支援を行う。加えて、INPITの機能の地方展開に取り組む。 <p>②連携促進のための情報発信・人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関が行っている中小企業等向けのセミナーに対する講師派遣及びセミナーの共同開催のほか、経営指導を行っている者に対する勉強会への講師派遣等の協力を行うことにより、中小企業等だけでなく関係機関の各担当者也知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、知財活用の重要性の理解増進、知財経営の普及浸透を図る。 地域の関係機関等との間で連携活動の拡大を図り、中小企業等に対する支援機能を相互補完しつつ、総合的な支援体制を構築することを目的として、知財総合支援窓口ごとに連携のための会議を実施し、情報交換を行う。 <p>(2) 伴走支援と知財経営成功事例の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財総合支援窓口等の支援対象となった中小企業、スタートアップ企業等のうち、成長が期待できる有望企業に対して、事業の具体的な成長を図るため、経営上の課題を抽出し、支援計画を定め、弁理士、弁護士、中小企業診断士、デザイン専門家、ブランド専門家等の多様な専門家から成るチームで助言する伴走支援（以下「加速的支援」という。）を実施する。 加速的支援によって経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた事例について、支援を行った専門家、支援先の経営者等に対してヒアリングを行い、事業における知財活用に係るケイパビリティの向上、経営者の意識の変化等を詳細かつ分かりやすく纏め、これらの情報を専用ウェブサイトである「知財ポータルサイト」、SNS等も活用して効果的に発信し、
---	---	--

	<p>(3) 大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援</p> <p>大学等のシーズの社会実装を促進するため、社会実装までを視野に入れた知財戦略の策定、プロジェクト当事者間の知財の取扱等に関する助言を行う。また、公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等に対し、その成果が事業化・産業化につながるよう、研究開発成果の出口・活用を見据えた知財の管理・権利化等を実現する知財戦略の策定等に関する助言を行う。</p> <p>さらに、イノベーションの促進及び新陳代謝に寄与するため、産業競争力強化法における特定新需要開拓事業者に対しても、オープンクローズ戦略の策定に関し知財活用の観点から助言を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • さらに、イノベーションの促進及び新陳代謝に寄与するため、産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者の依頼に応じて、既存のリソース及びこれまで蓄積してきた支援ノウハウの活用や、必要に応じて外部専門家及び関係機関と連携することにより、事業再編時の知財活用の観点から助言を行う。 <p>(3) 大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> • シーズの発掘、スタートアップの創出、企業との共同研究等に取り組む大学等に対して、知財戦略等に関する高度な専門知識・経験を有する知財戦略プロデューサーを派遣し、研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略の策定等に関する助言を行う。 • 公的資金が投入され革新的な成果が期待される研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関やファンディングエージェンシーに対して、知財戦略プロデューサーを派遣し、研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略の策定等に関する助言を行う。 • スタートアップに対して、ビジネスを専門とする者と知的財産を専門とする者から成る知財戦略プロデューサーのチームを派遣し、ビジネスモデルとそれに応じた知財戦略の策定等に関する助言を行う。 • さらに、イノベーションの促進及び新陳代謝に寄与するため、産業競争力強化法における特定新需要開拓事業者の依頼に応じて、既存のリソース及びこれまで蓄積してきた支援ノウハウの活用や、必要に応じて外部専門家及び関係機関と連携することにより、オープン&クローズ戦略の策定に関し知財活用の観点から助言を行う。 	<p>知財経営の自走に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者の依頼に応じて、知財戦略エキスパートが、必要に応じて外部専門家及び関係機関と連携し、事業再編時の知財活用の観点から助言を行う。 <p>(3) 大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大学等における研究成果の社会実装に向けた活動を支援するための知財支援事業（以下、「iAca」という。）を実施して、知財戦略等に関する高度な専門知識及び経験を有する知財戦略プロデューサーを大学等に派遣し、シーズの発掘と出口戦略の策定、優れたシーズの事業化に向けたスタートアップの創出、企業との共同研究における適切な知財マネジメント等に関する助言を行う。 • 競争的な公的資金が投入され革新的な成果が期待される研究開発プロジェクト等における研究成果の社会実装に向けた活動を支援するための知財支援事業（以下、「iNat」という。）を実施して、知財戦略プロデューサーを研究開発機関及びファンディングエージェンシーに派遣し、事業化及び産業化の実現に向け、研究開発成果の出口、活用を見据えた知財の管理、権利化等に資する知財戦略の策定に関する助言を行う。 • 創業期スタートアップにおける知財戦略構築を支援するための知財支援事業（以下、「IPAS」という。）を実施して、ビジネスの専門家と知財の専門家とで構成される知財戦略プロデューサーのチームを創業期スタートアップに派遣し、ビジネスモデルの構築と、その実施に必要なとされる知財ポートフォリオの構築、知財の権利化及び活用の方針策定等、ビジネスモデルに応じた知財戦略の策定等に関する助言を行う。 • 各知財支援事業（iAca、iNat 及び IPAS）では、知財戦略エキスパートと連携して採択審査、継続審査及びフォローアップ支援を実施するとともに、スポット支援として企業、大学、研究機関等の知財戦略策定等に関する助言を行う。 • 各知財支援事業を効果的且つ円滑に実施し、今後の事業改善に活用するために、提出される活動報告等を通じて支援の実施状況を把握するとともに、派遣先への訪問、Web 会議、アンケート等を活用し、支援活動に対する派遣先の評価、要望を把握する。 • 産業競争力強化法における特定新需要開拓事業者の依頼に応じて、知財戦略エキスパートが、必要に応じて外部専門家及び
--	--	---	---

	<p>(4) 工業所有権の保護及び利用を図るための助成</p> <p>特許法上の中小企業者・試験研究機関等及び産業競争力強化法における認定事業再編事業者等である特定中堅企業者に対する助成について、関係規定等を整備した上で事業を開始し、知財の戦略的活用の支援強化を図る。</p> <p>【指標】 (定量指標)</p> <p>指標 1-1 : 関係機関との連携件数について、令和6年度は、12,000件以上を、令和7年度からは中期目標期間中毎年度、13,300件以上を達成する。</p> <p>指標 1-2 : 関係機関との連携による、経営や事業戦略上の課題解決の状況を踏まえて判断を行う。サンプル調査により、経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合が、中期目標期間中毎年度、50%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <p>指標 1-3 : 伴走型支援を行った企業数について、中期目標期間終了時まで、累計200社以上を達成する。</p>	<p>(4) 工業所有権の保護及び利用を図るための助成</p> <p>• 特許法上の中小企業者・試験研究機関等及び産業競争力強化法における認定事業再編事業者等である特定中堅企業者に対する助成について、適切かつ円滑に実施できるよう関係規程等を整備した上で第六期中期目標期間中に事業を開始し、知財の戦略的活用の支援強化を図る。</p> <p>【指標】 (定量指標)</p> <p>指標 1-1 : 関係機関との連携件数について、令和6年度は、12,000件以上を、令和7年度からは中期目標期間中毎年度、13,300件以上を達成する。</p> <p>指標 1-2 : 関係機関との連携による、経営や事業戦略上の課題解決の状況を踏まえて判断を行う。サンプル調査により、経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合が、中期目標期間中毎年度、50%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <p>指標 1-3 : 伴走型支援を行った企業数について、中期目標期間終了時まで、累計200社以上を達成するため、毎年度の指標を以下のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和6年度：50社以上 ➤ 令和7年度：50社以上 	<p>関係機関と連携し、オープン&クローズ戦略の策定に関し知財活用の観点から助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 今後知財支援事業での助言に活用するために、大学やスタートアップ等がパートナー企業を探す上で、効果的な特許情報を用いた候補企業の探索手法及び候補企業への連携提案手法を調査する。 <p>(4) 工業所有権の保護及び利用を図るための助成</p> <ul style="list-style-type: none"> • I N P I T法第十一条第七号に追加された中小企業者・試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助成業務については、海外への事業展開等を計画している中小企業者等に対して、海外における発明、実用新案、意匠または商標の権利化のための出願等に要する経費の一部を助成する事業を行う。また、I N P I Tの既存の支援施策とのシナジーが発揮されるよう取り組む。 • 産業競争力強化法第三十四条の二及びI N P I T法第十一条第一項第十号に追加された常用従業員数 2,000 人以下の会社等（中小企業者を除く）のうち、特に賃金水準が高く国内投資に積極的な特定中堅企業者により策定された成長を伴う事業再編の計画を主務大臣が認定した場合、当該事業再編計画の実施に必要な知的財産の観点からの調査・分析に要する経費の一部を助成する事業を行う。 <p>【指標】 (定量指標)</p> <p>指標 1-1 : 関係機関との連携件数について、令和7年度は、13,300件以上を達成する。</p> <p>指標 1-2 : 関係機関との連携による、経営や事業戦略上の課題解決の状況を踏まえて判断を行う。サンプル調査により、経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合が、令和7年度は、50%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <p>指標 1-3 : 伴走型支援を行った企業数について、第六期中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計200社以上を支援）を達成すべく、令和7年度は、50社以上を達成する。</p>
--	--	---	---

	<p>指標 1-4 : 伴走型支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間終了時までに、累計50社以上を達成する。(アウトカム指標)【困難度高】</p> <p>指標 1-5 : 助成を受けてなされた海外出願(同一発明等で複数国出願の場合は1件とする。)が、中期目標終了時までに累計720件以上を達成する。</p> <p>(定性指標)</p> <p>指標 1-6 : 認知度を高めるべく、関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する。</p> <p>指標 1-7 : 関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、連携によって課題解決に導くことができた成功事例/失敗事例を用いた研修や知財セミナーの実施や周知活動等を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ(知財人材育成)に貢献する。</p> <p>指標 1-8 : 伴走型支援の成功事例は、知財の戦略的活用は“稼ぐ力”の向上に貢献するというINPIの使命を裏付ける証拠となるもの。単に支援実績をホームページで公表するだけに留めず、経営者の考え方の変化や、専門家チームとのやり取り、意見の相違から腹落ちするまでのプロセス等を詳細に纏め、分かりやすく公衆に示すことにより、“稼ぐ力”の向上に貢献する。</p> <p>指標 1-9 : 中小企業者・試験研究機関等に対して、事業者の経営戦略や試験研究機関等の研究開発の方向性も踏まえつつ知財の活用や課題解決に資する助言を行い、「知的財産経営」の自走や研究開発成果の社会実装の促進に貢献する。</p> <p>指標 1-10 : 産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事</p>	<p>➤ 令和8年度：50社以上 ➤ 令和9年度：50社以上</p> <p>指標 1-4 : 伴走型支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間終了時までに、累計50社以上を達成する。(アウトカム指標)【困難度高】</p> <p>指標 1-5 : 助成を受けてなされた海外出願(同一発明等で複数国出願の場合は1件とする。)が、中期目標終了時までに累計720件以上を達成する。</p> <p>(定性指標)</p> <p>指標 1-6 : 認知度を高めるべく、関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する。</p> <p>指標 1-7 : 関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、連携によって課題解決に導くことができた成功事例/失敗事例を用いた研修や知財セミナーの実施や周知活動等を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ(知財人材育成)に貢献する。</p> <p>指標 1-8 : 伴走型支援の成功事例は、知財の戦略的活用は“稼ぐ力”の向上に貢献するというINPIの使命を裏付ける証拠となるもの。単に支援実績をホームページで公表するだけに留めず、経営者の考え方の変化や、専門家チームとのやり取り、意見の相違から腹落ちするまでのプロセス等を詳細に纏め、分かりやすく公衆に示すことにより、“稼ぐ力”の向上に貢献する。</p> <p>指標 1-9 : 中小企業者・試験研究機関等に対して、事業者の経営戦略や試験研究機関等の研究開発の方向性も踏まえつつ知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、「知的財産経営」の自走や研究開発成果の社会実装の促進に貢献する。</p> <p>指標 1-10 : 産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事</p>	<p>(定性指標)</p> <p>指標 1-6 : 認知度を高めるべく、関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する。</p> <p>指標 1-7 : 関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、連携によって課題解決に導くことができた成功事例/失敗事例を用いた研修や知財セミナーの実施や周知活動等を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ(知財人材育成)に貢献する。</p> <p>指標 1-8 : 伴走型支援の成功事例は、知財の戦略的活用は“稼ぐ力”の向上に貢献するというINPIの使命を裏付ける証拠となるもの。単に支援実績をホームページで公表するだけに留めず、経営者の考え方の変化や、専門家チームとのやり取り、意見の相違から腹落ちするまでのプロセス等を詳細に纏め、分かりやすく公衆に示すことにより、“稼ぐ力”の向上に貢献する。</p> <p>指標 1-9 : 中小企業者・試験研究機関等に対して、事業者の経営戦略や試験研究機関等の研究開発の方向性も踏まえつつ知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、「知的財産経営」の自走や研究開発成果の社会実装の促進に貢献する。</p> <p>指標 1-10 : 産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事</p>
--	---	--	---

	<p>業再編計画の認定を受けた者及び特定新需要開拓事業者に対して助言を行うにあたっては、既存のリソース及びこれまで蓄積してきた支援ノウハウを活用し、当該事業者の経営戦略の方向性も踏まえながら、知財の活用や課題解決に資する助言を行い、イノベーション促進に貢献する。</p> <p>指標 1-11：工業所有権の保護及び利用を図るための助成事業については、I N P I Tの既存の支援施策とのシナジーによる知財の戦略的活用支援の強化と、効率的な事業実施の両立を考慮しつつ、ワンストップ知財支援の実現及びイノベーション促進に貢献する。</p>	<p>業再編計画の認定を受けた者及び特定新需要開拓事業者に対して助言を行うにあたっては、既存のリソース及びこれまで蓄積してきた支援ノウハウを活用し、当該事業者の経営戦略の方向性も踏まえながら、知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、イノベーション促進に貢献する。</p> <p>指標 1-11：工業所有権の保護及び利用を図るための助成事業については、I N P I Tの既存の支援施策とのシナジーによる知財の戦略的活用支援の強化と、効率的な事業実施の両立を考慮しつつ、ワンストップ知財支援の実現及びイノベーション促進に貢献する。</p>	<p>業再編計画の認定を受けた者及び特定新需要開拓事業者に対して助言を行うにあたっては、既存のリソース及びこれまで蓄積してきた支援ノウハウを活用し、当該事業者の経営戦略の方向性も踏まえながら、知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、イノベーションの促進に貢献する。</p> <p>指標 1-11：工業所有権の保護及び利用を図るための助成事業については、I N P I Tの既存の支援施策とのシナジーによる知財の戦略的活用支援の強化と、効率的な事業実施の両立を考慮しつつワンストップ知財支援の実現及びイノベーションの促進に貢献する。</p>
--	--	--	---

<p>I-2 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用</p>	<p>2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用</p> <p>特許公報等の産業財産権情報はイノベーションの基礎となる情報であり、I N P I Tは引き続き産業財産権情報のインフラを整備し、迅速かつ安定的な情報提供を行う。また、産業財産権情報を知的財産経営に有効に活用する方策を広く普及する取組を促進する。</p> <p>(1) 産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供</p> <p>特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)をはじめとした、国内外の産業財産権情報を提供するためのインフラを安定的に提供するとともに、費用対効果の観点も十分に踏まえつつ、更なる利便性向上に向け、現行のシステムの刷新も見据えた必要な見直しを検討・実施する。また、産業財産権情報の有効活用を促すため、全国各地において参加可能なセミナー等の開催や利用方法・活用方法を紹介するマニュアル等の提供活動の充実を図る。さらに、I N P I Tは「工業所有権の保護に関するパリ条約」に基づく「中央資料館」として位置づけられていることを踏まえ、公報閲覧室を設置し、我が国の公報を全件閲覧可能とする。</p>	<p>2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用</p> <p>特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)等を安定的に運営し、インターネットを通じて誰でも容易に産業財産権情報にアクセスできる環境を提供するとともに、「工業所有権の保護に関するパリ条約」に基づく「中央資料館」として、我が国の公報を閲覧に供する公報閲覧室を運営する。</p> <p>また、中小企業等においても活用しやすい経営課題解決のための知的財産情報分析手法を公表し、知的財産情報の有効活用を促進する。</p> <p>(1) 産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供</p> <p>①特許情報プラットフォーム等による安定した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)について、国内外の産業財産権情報を着実に提供するため、安定的な運用を行う。 更なる利便性向上を図るため、費用対効果の観点も十分に踏まえつつ、システムの刷新も視野に必要な見直し及び内容の充実等を検討・実施する。 中小企業等による産業財産権情報の利活用を促すため、全国各地においてセミナー等の開催(オンライン形式を含む)や利活用方法を紹介するマニュアルの作成・配布等、利用促進のための活動を積極的に行う。 	<p>2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用</p> <p>特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)等を安定的に運営し、インターネットを通じて誰でも容易に産業財産権情報にアクセスできる環境を提供するとともに、「工業所有権の保護に関するパリ条約」に基づく「中央資料館」として、我が国の公報を閲覧に供する公報閲覧室を運営する。</p> <p>また、中小企業等においても活用しやすい経営課題解決のための知的財産情報分析手法を公表し、知的財産情報の有効活用を促進する。</p> <p>(1) 産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供</p> <p>①特許情報プラットフォーム等による安定した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)及び画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)の安定的な運用を図ることにより、定期メンテナンス等に必要な期間を除き、年間稼働率100%を目指す。 J-PlatPat等の産業財産権情報を提供する情報システムについて、サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等をモニタリングし、安定的なシステム稼働の目標を達成するように適切な業務管理を行う。また、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、正確に記録を残すとともに、速やかに障害拡大を防ぐ措置をとるなど、適切に対応する。 情報システム及びソフトウェアの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、J-PlatPat等の産業財産権情報を提供する情報システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。 <p><特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)></p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPatにおいて、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」(令和4年10月14日改定)に基づいて特許庁が構築する情報システムとの最適かつ効率的な連携を行い、迅速かつ安定的な情報提供に努める。直近では、ファセットと展開記号の同時付与対応及びマドプロ商標審判書類実体取得対応の開発について、特許庁と連携し、プロジェクトの遅延がないよう進捗管理を行う。また、法改正等が実施される場合は、必要な対応を行う。 システムの刷新も視野に入れつつ、ユーザー体験向上に資するユーザー・インターフェースに必要な調査等を踏まえて、必要
---	--	--	---

		<p>②中央資料館としての情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた中央資料館としての任務を遂行するために公報閲覧室を運営し、我が国の公報を発行日即日に全件閲覧可能とする。 特許審査官が利用する機器と同等の検索機能を有した高度検索閲覧用機器を公報閲覧室に設置し、来訪者の利用に供する。 	<p>な見直し及び内容の充実等を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業による知財経営に資する今後の情報提供等について、ユーザーニーズ及び事業者等の問題意識を把握しつつ、適切な情報提供を行うためのサービス及び機能のあり方について費用対効果も含め検討を行い、必要に応じて開発を進める。 <p><画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) ></p> <ul style="list-style-type: none"> Graphic Image Park において、特許庁の要請に基づいて引き続き、迅速かつ安定的な情報提供を実施する。 <p><産業財産権情報提供サービスの利用者の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPat 及び Graphic Image Park の機能、操作方法又は活用実例等を記載したマニュアル、パンフレット等を作成し、知財総合支援窓口をはじめ、大学、高等専門学校等の教育機関を通じて広く配布するとともに、ホームページを通じた電子的な提供を行う。 J-PlatPat 等の利用者拡大のため、利用方法を具体的に紹介するオンライン講習会を定期的で開催する。さらに、企業等個々の水準に則した個別説明会を、知財総合支援窓口等、館内の他事業とも連携を図りつつ、より実効的に開催（オンライン形式を含む）し、併せて、J-PlatPat の機能及び利活用法に係るニーズを収集する。 J-PlatPat の利活用等を促す動画については、利用者のニーズ、よくある質問、近年の機能改善等を踏まえて、IP ePlat 等のコンテンツを随時更新するとともに、新たなコンテンツも積極的に提供する。 Graphic Image Park においては、講習会を実施する等、特許庁とも連携して周知に努め、ユーザーの利用を促す。 <p>②中央資料館としての情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた中央資料館としての任務を遂行するために公報閲覧室を運営し、我が国の公報を発行日即日に全件閲覧可能とする。 特許審査官が利用する機器と同等の検索機能を有した高度検索閲覧用機器を公報閲覧室に設置し、来訪者の利用に供する。 検索指導員は来訪者の先行技術文献調査、閲覧を支援する。また、高度検索閲覧用機器の機能及び操作方法の理解の促進のため、講習会を原則、毎月開催する。 閲覧室利用者を対象に、閲覧サービスの向上のため、サービス内容に関するアンケート調査を実施する。
--	--	--	---

	<p>(2) 中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進</p> <p>企業が経営戦略や事業戦略を検討する際には、知的財産の情報を加味した上で分析することが重要である。中小企業等に対し、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、課題解決策を提案する支援を行うとともに、支援を通じて有効であった事例を分析し、中小企業等に適した分析モデルとして公表し、知的財産情報の有効活用を促進する。</p>	<p>③知的財産活用に資する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外における権利取得・事業展開に寄与する情報を提供するため、新興国等知財情報データベースを安定的に運用するとともに、利用者のニーズを把握し記事の追加・更新を行う。 開放特許情報データベースを安定的に運用するとともに、その利用が促進されるよう周知活動を行う。 企業・大学等の知財活用の取組事例や知財経営に有用な情報等を発信するために、フォーラムを毎年度開催する。 セミナー等を通じて知財や I N P I T に関する情報発信を定期的に行うとともに、知財に関するステークホルダーが相互に交流する機会を提供する。 <p>(2) 中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業等が抱える経営や事業の課題に対し、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行って、それから導き出される強みを活かした解決策を提案する支援（いわゆる「IP ランドスケープ支援」という。）を行う。 上記支援の事例から、経営判断に資する情報を得るための分析手法を整理・類型化してモデル化し、それを公開し広く周知活動を行うことにより、中小企業等における特許情報等の活用を促す。 	<p>③知的財産活用に資する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外における権利取得、事業展開に寄与する情報を提供するため、新興国等知財情報データベースについて、令和6年度運用開始の新システムを安定的に運用しつつ、ユーザーニーズを継続的に把握し、コンテンツを計画的に充実する。 開放特許情報データベースの安定的な運用に努めつつ、知財総合支援窓口等を活用して利用促進に向けた周知活動を行うとともに、企業等を訪問し、データベースに掲載可能な開放特許の収集活動を行う。 特許庁と協力し、政府の新たな政策、企業等の特徴的な動向、中小企業のニーズ等を踏まえてフォーラムの企画を行い、オンライン配信等も含めて開催形式を検討し、実施する。 知財や I N P I T に関する情報発信を行うため、定期的なメールマガジンの発行、オンラインセミナーの配信などを行うとともに、交流会を開催し、中小企業、スタートアップ、支援機関等が対面で情報交換できる機会を提供する。 近畿統括本部においては、定期的にウェブサイトやメールマガジン等を通じて知財経営の実践に資する情報発信を行うとともに、地域中小企業等のニーズを踏まえて、セミナー、フォーラム等を実施する。また、令和7年度は大阪・関西万博が開催されることから、同会場において、知的財産の普及啓発を図るためのイベントを開催し、知財経営に有用な情報発信を行う。 <p>(2) 中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業等が抱える経営や事業の課題について、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、それから導き出される強みを活かした解決策を提案する（以下、「IP ランドスケープ」という。）支援を実施する。 IP ランドスケープ支援の結果が、中小企業等の経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等、課題解決に向けた戦略策定に具体的かつ有効に活用されたかどうか、ヒアリング等を通じたフォローアップ調査を行う。 中小企業等へ IP ランドスケープの有効性を周知するために、IP ランドスケープに関するセミナーの開催や、令和5、6年度に作成したマニュアル及び事例集の提供を行う。 令和7年度については、令和5、6年度に作成したマニュアル及び事例集も踏まえつつ、IP ランドスケープを目的とした支援が有効であった事例を分析し、中小企業等に適した IP ランドスケープの自走モデル（マニュアル）の作成を行うとともに、中小企業等が自ら実施するための課題等について、特許庁の施
--	---	---	---

	<p>【指標】 (定量指標)</p> <p>指標 2-1 : 知財情報の基盤検索サービスである J-PlatPat の普及状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間中毎年度、①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数を合わせて、22,000以上を達成する。</p> <p>指標 2-2 : J-PlatPat の企業活動における利活用状況 (J-PlatPat を用いた競合他社の先行技術調査、技術動向調査、先願商標調査等により実現できた重複出願の排除、重複研究開発の回避、他社技術に対する侵害調査といった具体的な利活用の状況) を踏まえて判断を行う。サンプル調査に基づき、中期目標期間中毎年度、具体的に利活用が出来た割合が2/3以上を達成する。(アウトカム指標) 【重要度高】【困難度高】</p> <p>指標 2-3 : 「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせて分析を行い、中小企業等の抱える経営や事業の課題に対して、強みを活かした解決策を提供・提案する(以下「IP ランドスケープ」という。)ことを目的とした支援を実施する。中期目標期間中毎年度、80件以上を達成する。</p> <p>指標 2-4 : 中小企業等に対し IP ランドスケープを目的とした支援を実施し、対象企業において課題解決に向けた戦略策定に具体的に有効であった事例を踏まえて判断を行う。経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等に活用できた事例に関し、中期目標期間中毎年度、40件以上を達成する。(アウトカム指標) 【困難度高】</p> <p>(定性指標)</p> <p>指標 2-5 : マニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツに関しては、ユーザーのレベル、ニーズに応じて、内容、説明の方法等をアレンジ、カスタマイズすることが</p>	<p>【指標】 (定量指標)</p> <p>指標 2-1 : 知財情報の基盤検索サービスである J-PlatPat の普及状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間中毎年度、①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数を合わせて、22,000以上を達成する。</p> <p>指標 2-2 : J-PlatPat の企業活動における利活用状況 (J-PlatPat を用いた競合他社の先行技術調査、技術動向調査、先願商標調査等により実現できた重複出願の排除、重複研究開発の回避、他社技術に対する侵害調査といった具体的な利活用の状況) を踏まえて判断を行う。サンプル調査に基づき、中期目標期間中毎年度、具体的に利活用が出来た割合が2/3以上を達成する。(アウトカム指標) 【重要度高】【困難度高】</p> <p>指標 2-3 : 「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせて分析を行い、中小企業等の抱える経営や事業の課題に対して、強みを活かした解決策を提供・提案する(以下「IP ランドスケープ」という。)ことを目的とした支援を実施する。中期目標期間中毎年度、80件以上を達成する。</p> <p>指標 2-4 : 中小企業等に対し IP ランドスケープを目的とした支援を実施し、対象企業において課題解決に向けた戦略策定に具体的に有効であった事例を踏まえて判断を行う。経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等に活用できた事例に関し、中期目標期間中毎年度、40件以上を達成する。(アウトカム指標) 【困難度高】</p> <p>(定性指標)</p> <p>指標 2-5 : マニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツに関しては、ユーザーのレベル、ニーズに応じて、内容、説明の方法等をアレンジ、カスタマイズすることが</p>	<p>策立案に資するように、特許庁に対して、作成した支援事例集の提供や意見交換等を通じたフィードバックを行う。</p> <p>【指標】 (定量指標)</p> <p>指標 2-1 : 知財情報の基盤検索サービスである J-PlatPat の普及状況を踏まえて判断を行う。令和7年度は、①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数を合わせて、22,000以上を達成する。</p> <p>指標 2-2 : J-PlatPat の企業活動における利活用状況 (J-PlatPat を用いた競合他社の先行技術調査、技術動向調査、先願商標調査等により実現できた重複出願の排除、重複研究開発の回避、他社技術に対する侵害調査といった具体的な利活用の状況) を踏まえて判断を行う。サンプル調査に基づき、令和7年度は、具体的に利活用が出来た割合が2/3以上を達成する。(アウトカム指標) 【重要度高】【困難度高】</p> <p>指標 2-3 : IP ランドスケープ支援を実施する。令和7年度は、80件以上を達成する。</p> <p>指標 2-4 : 中小企業等に対し IP ランドスケープを目的とした支援を実施し、対象企業において課題解決に向けた戦略策定に具体的に有効であった事例を踏まえて判断を行う。経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等に活用できた事例に関し、令和7年度は、40件以上を達成する。(アウトカム指標) 【困難度高】</p> <p>(定性指標)</p> <p>指標 2-5 : マニュアル、講習会テキスト、及び動画コンテンツに関しては、ユーザーのレベル、ニーズに応じて、内容、説明の方法等をアレンジ、カスタマイズすることが必要。ユーザーの生声に基づいたマニュアル、</p>
--	---	---	---

	<p>必要。ユーザーの生声に基づいたマニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツの不断の改善を求めるとともに、受身の姿勢でマニュアル、講習会、動画コンテンツを提供することに留まらず、“プッシュ型”の普及活動を強化する。</p> <p>指標 2-6 : IP ランドスケープを目的とした支援が有効であった事例を分析し、中小企業等に適した“自走モデル”として公表すると共に、中小企業等が自ら実施するための課題等について、特許庁の政策立案に資するフィードバックを質・量ともに充実・強化する。</p>	<p>必要。ユーザーの生声に基づいて、マニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツの不断の改善を求めるとともに、受身の姿勢でマニュアル、講習会、動画コンテンツを提供することに留まらず、“プッシュ型”の普及活動を強化する。</p> <p>指標 2-6 : IP ランドスケープを目的とした支援が有効であった事例を分析し、中小企業等に適した“自走モデル”として公表すると共に、中小企業等が自ら実施するための課題等について、特許庁の政策立案に資するフィードバックを質・量ともに充実・強化する。</p>	<p>講習会テキスト、動画コンテンツの不断の改善を求めるとともに、受身の姿勢でマニュアル、講習会、動画コンテンツを提供することに留まらず、“プッシュ型”の普及活動を強化する。</p> <p>指標 2-6 : IP ランドスケープを目的とした支援が有効であった事例を分析し、中小企業等に適した“自走モデル”として公表するとともに、中小企業等が自ら実施するための課題等について、特許庁の政策立案に資するフィードバックを質・量ともに充実・強化する。</p>
--	---	--	---

<p>I-3 知財エコシステムを支える人材育成</p>	<p>3. 知財エコシステムを支える人材育成</p> <p>中堅・中小・スタートアップ企業、大学等における知財の戦略的活用の重要性の高まりを踏まえ、知財担当者にとどまらず、経営層や他機関の支援人材、専門家などターゲットを明確化して研修プログラムを充実させる。そして、特許庁及び I N P I T が有する知識、経験及びノウハウに基づいて開発・作成した知財人材育成教材等について、インターネット経由で広く提供するためのプラットフォーム（IP ePlat）を積極的に活用して知的財産関連人材の量的・質的拡大を図る。</p> <p>（1）多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進</p> <p>企業の知財担当者、研究開発者、弁護士、弁理士、中小企業支援人材等の様々な対象者ごとに、それぞれに適したコンテンツを体系的・計画的に開発し知財人材育成教材の利用拡大を図る。さらに、I N P I T が実施する研修における利用に加え、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等での利活用も促し、普及の拡大を図る。</p>	<p>3. 知財エコシステムを支える人材育成</p> <p>中堅・中小・スタートアップ企業、大学等における知財の戦略的活用の重要性の高まりを踏まえ、知財担当者にとどまらず、経営層や他機関の支援人材、専門家等も含め、ターゲットを明確化した研修プログラムを開発・充実させる。また、特許庁及び I N P I T が有する知識、経験及びノウハウに基づいて開発・作成した知財人材育成教材等を、インターネット経由で提供するプラットフォーム（IP ePlat）を効果的に活用して広く提供し、知的財産関連人材の量的・質的拡大を図ることにより中堅・中小・スタートアップ企業、大学等の自発的な知財の戦略的活用を促す。</p> <p>（1）多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業の知財担当者、研究開発者、弁護士、弁理士、中小企業支援人材等の様々な対象者ごとに、連携パートナー等のニーズを随時把握しつつ、各対象者に適した IP ePlat に掲載する知財人材育成のコンテンツを体系的・計画的に開発、改善する。 • 知財エコシステムの担い手の育成に資するよう、知財マネジメントに関する教材を充実化し、普及拡大を図る。 • 開発した教材のコンテンツ等について、I N P I T が実施する研修における利用に加え、中小企業支援機関等の関係機関や企業・団体・大学・高等学校等での利活用を積極的に促すとともに知財人材育成教材に関する情報提供を適時に実施し、IP ePlat 等を通じて普及拡大を図る。 • 企業・行政機関等の人材を対象として、I N P I T が実施する研修について、研修受講者等のニーズを把握し研修を改善する。 	<p>3. 知財エコシステムを支える人材育成</p> <p>中堅・中小・スタートアップ企業、大学等における知財の戦略的活用の重要性の高まりを踏まえ、知財担当者にとどまらず、経営層や他機関の支援人材、専門家等、ターゲットを明確化した研修プログラムを開発し、充実させる。また、特許庁及び I N P I T が有する知識、経験及びノウハウに基づいて開発、作成した知財人材育成教材等を、インターネット経由で提供するプラットフォーム（IP ePlat）を効果的に活用して広く提供することにより、知的財産関連人材の量的・質的拡大を図るとともに中堅・中小・スタートアップ企業、大学等の自発的な知財の戦略的活用を促す。</p> <p>（1）多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進</p> <p><IP ePlat に掲載する知財人材育成教材のコンテンツ></p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業の知財担当者、研究開発者、弁護士、弁理士、中小企業支援人材等の様々な対象者ごとに、連携パートナー等のニーズを随時把握しつつ、各対象者に適した IP ePlat に掲載する知財人材育成教材のコンテンツを体系的、計画的に開発、改善する。IP ePlat に掲載する知財人材育成教材のコンテンツ開発計画を半年単位で策定し、当該計画に沿ってコンテンツ開発を行い、IP ePlat に掲載する。また、完成したコンテンツは、産業展示会に出展した際にデモンストレーションを行うとともに関係機関の協力も得ながら各方面への普及を図ることで、IP ePlat の利活用を促進する。 • 令和6年度に実施した IP ePlat のシステム面のあり方の検討を踏まえて、次期知財 e ラーニングシステムの調達方針の検討を進める。 <p><知財マネジメントに関する知財人材育成教材></p> <ul style="list-style-type: none"> • 知財エコシステムの担い手の育成に資するよう、関係機関と連携し、I N P I T が開催する知財関連研修において、知財マネジメントに関する知財人材育成教材を活用する。 • 知財マネジメントに関する知財人材育成教材を利用できる者を育成するべく、弁理士等を対象にセミナー講師育成に資する研修を開催し、教材利用者の増加を図る。また、企業、団体、大学等において教材が利用されるよう情報提供を行い、IP ePlat 等を通じて知財マネジメントに関する知財人材育成教材の利用を促す。 • 中小企業等における知財の取組等についてヒアリング結果とともに知財支援人材向けスキルマップの検討を踏まえて、知財マネジメントに関する知財人材育成教材の新規事例を作成す
---------------------------------	---	--	--

	<p>(2) 若年層に対する知財学習支援</p> <p>学生・生徒などの若年層の知財マインドを醸成するため、知財学習に取り組む全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを実施する。また、高校生や高等専門学校学生などへの、知財の創造から保護、活用まで総合的な知財マインドの醸成を目的とした知財学習に対する支援を実施する。</p>	<p>(2) 若年層に対する知財学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生・生徒等の若年層の知財マインドを醸成するため、全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた発明や創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを、共催団体と協力しつつ、毎年度、実施する。 「未来の産業人材」である学生・生徒等の総合的な知財マインドを育むため、知財の創造のみならず、知財の保護・活用についての知識や情意、態度を育む知財学習に取り組む高等学校及び高等専門学校を支援する。 	<p>る。</p> <p><企業・行政機関等の人材に対する研修></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業、行政機関等の人材に対する研修として、①出願品質の向上と効果的な知財戦略を実施できる力を養うことを目的に、特許情報の調査能力向上に資する、審査官のサーチ戦略、進歩性の判断の手法等を共有する研修、②中小・ベンチャー企業の人材を主な対象に知的財産の保護及び活用能力の育成を図るための研修、③知的財産権制度や実務上必要な諸制度に関する知識教授のための研修等を実施する。 <p>I N P I Tが実施する企業、行政機関等の人材に対する研修において、研修受講生に対して、研修内容の評価、改善要望等のアンケート調査を実施し、研修の改善を進める。</p> <p><産業財産権制度説明会></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等の知財部門に新たに配属された社員等を対象として、制度の概要を中心に各種支援策等もわかりやすく解説する初心者向け産業財産権制度説明会を、特許庁と連携しつつ実施する。 実施にあたっては、オンライン及び動画コンテンツの配信に加え、主要都市で対面形式による説明会を開催する。 受講者の意見をアンケートにて収集し、次年度の説明会の充実を図る。 <p>(2) 若年層に対する知財学習支援</p> <p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト></p> <ul style="list-style-type: none"> 学生、生徒等の若年層の知財マインドを醸成するため、全国各地の学生、生徒等の発明や意匠の創作を推奨し、優れた発明や創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを、共催団体と協力し実施する。 コンテストの更なる普及を目指して、複数の地域で発明体験ワークショップを開催し、学生、生徒等に向けてコンテストの情報発信を行い、応募を促す。 <p><未来の産業人材の育成に向けた知財学習支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 「未来の産業人材」である学生、生徒等の総合的な知財マインドを育むため、知財学習に取り組む高等学校及び高等専門学校を支援する知財力開発校支援事業を実施する。事業参加校を対象にアンケート調査を実施し、事業の成果の把握、分析及び改善を行う。 知財学習に取り組む高等学校等における知財学習環境の整備を促進するため、これらの取組に協力的な事業を実施している
--	--	--	---

	<p>(3) 海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p>I N P I Tと中国、韓国及びASEAN諸国等の知財人材育成機関との間で、知財人材育成に関するノウハウの相互提供等に関する連携・協力を引き続き推進する。</p> <p>【指標】 (定量指標)</p> <p>指標3-1: IP ePlatに掲載する知財人材育成教材の新規コンテンツ(既存コンテンツの更新を含む。)の開発状況を踏まえて判断を行う。関係機関との連携の下、中期目標期間終了時まで、累計66本以上を達成する。</p> <p>指標3-2: I N P I Tが開発した知財人材育成教材の利活用状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間終了時まで、I N P I Tが主催する知財関連研修、セミナー等の機会を通じて実際に教材を利用した者及びIP ePlat等を通じて知財人材育成教材をダウンロードした者(以下「教材利用者」という。)の合計、累計28,000者以上を達成する。(アウトカム指標) 【重要度高】【困難度高】</p> <p>(定性指標)</p>	<p>(3) 海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財人材育成の取組を深化させるため、中国・韓国及びASEAN諸国等の知財人材育成機関と、知財人材育成に関するノウハウの相互提供等を行う国際会合や一般公開セミナー等の実施等の連携・協力を引き続き推進する。 <p>【指標】 (定量指標)</p> <p>指標3-1: IP ePlatに掲載する知財人材育成教材の新規コンテンツ(既存コンテンツの更新を含む。)の開発状況を踏まえて判断を行う。関係機関との連携の下、中期目標期間終了時まで、累計66本以上を達成するため、毎年度の指標を以下のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和6年度: 16本以上 ➤ 令和7年度: 16本以上 ➤ 令和8年度: 16本以上 ➤ 令和9年度: 18本以上 <p>指標3-2: I N P I Tが開発した知財人材育成教材の利活用状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間終了時まで、I N P I Tが主催する知財関連研修、セミナー等の機会を通じて実際に教材を利用した者及びIP ePlat等を通じて知財人材育成教材をダウンロードした者の合計、累計28,000者以上を達成するため、毎年度の指標を以下のとおり定める。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和6年度: 7,000者以上 ➤ 令和7年度: 7,000者以上 ➤ 令和8年度: 7,000者以上 ➤ 令和9年度: 7,000者以上 <p>(定性指標)</p>	<p>民間企業等を調査し、これを公表するとともに、知財学習に資する知財人材育成教材等の情報提供を行う。また、普通科高校での知財学習を促進するため、普通科特有の課題や学校側の状況及びニーズ等を調査し、普通科におけるより実践的な知財学習への深化に必要な支援策を取りまとめるとともに、ニーズに応じたコンテンツ等を作成する。</p> <p>(3) 海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 日中の知財人材育成機関会合を行い、知財人材育成に関するノウハウの相互提供等を行う。また、日中韓3か国間の知財人材育成機関会合及び合同セミナーを行う。 ニーズに応じて、ASEAN諸国等の知財人材育成機関と、知財人材育成に関する連携協力を引き続き推進する。 <p>【指標】 (定量指標)</p> <p>指標3-1: IP ePlatに掲載する知財人材育成教材の新規コンテンツ(既存コンテンツの更新を含む。)の開発状況を踏まえて判断を行う。関係機関との連携の下、第六期中期目標に掲げられた成果指標(期間中に累計66本以上)を達成するため、令和7年度は、16本以上を達成する。</p> <p>指標3-2: I N P I Tが開発した知財人材育成教材の利活用状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間終了時まで、I N P I Tが主催する知財関連研修、セミナー等の機会を通じて実際に教材を利用した者及びIP ePlat等を通じて知財人材育成教材をダウンロードした者の合計、累計28,000者以上を達成するため、令和7年度は、7,000者以上を達成する。 (アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <p>(定性指標)</p>
--	---	---	---

	<p>指標 3-3:IP ePlat 自体はプル型のプラットフォームであるが、数多くのコンテンツがインターネットを通じて提供されている事実を認識していない潜在的ユーザーも多数いることから、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等に対し知財人材育成教材に関する情報提供を強化し、かつ、連携パートナー等のニーズを把握してコンテンツを改善する。</p>	<p>指標 3-3:IP ePlat 自体はプル型のプラットフォームであるが、数多くのコンテンツがインターネットを通じて提供されている事実を認識していない潜在的ユーザーも多数いることから、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等に対し知財人材育成教材に関する情報提供を強化し、かつ、連携パートナー等のニーズを把握してコンテンツを改善する。</p>	<p>指標 3-3:IP ePlat 自体はプル型のプラットフォームであるが、数多くのコンテンツがインターネットを通じて提供されている事実を認識していない潜在的ユーザーも多数いることから、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等に対し知財人材育成教材に関する情報提供を強化し、かつ、連携パートナー等のニーズを把握してコンテンツを改善する。</p>
--	--	--	--

<p>I-4 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献</p>	<p>4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献 I N P I Tが実施している特許庁職員等に対する研修及び特許庁の審査資料の整備・提供等の業務は、特許庁の最重要政策である「世界最速・最高品質の審査」の実現を支援するものであり、引き続き着実に実施する。</p> <p>(1) 特許庁職員に対する研修 特許庁職員に対する研修については、特許庁と緊密に連携しつつ、特許庁が定める「研修計画」に則って実施する。また、研修カリキュラムについて、研修効果等を精査・評価し、より効率的かつ効果的な研修となるよう見直しを行い、必要に応じ改善を進める。</p> <p>(2) 調査業務実施者の育成研修 「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」(平成2年法律第30号)に規定されている先行技術文献の調査を実施する調査業務実施者に求められる研修については、特許庁が定める「調査業務実施者育成研修実施方針」に則って実施する。また、特許庁審査官のニーズに応えられるレベルまで文献調査能力を向上させるため、研修カリキュラム等の改善を適宜行う。</p> <p>(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等 特許庁の審査資料として特許協力条約に規定する文献や特許公報以外の技術文献等を収集し、特許庁審査・審判関係部署に提供するとともに、出願書類の保管・出納業務、特許庁庁舎における相談窓口業務を着実に実施する。また、国際協力に関する特許庁の取組を支援するため、引き続き、我が国の産業財産権情報の英訳等の作成を行う。</p>	<p>4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献 特許庁の最重要政策である「世界最速・最高品質の審査」の実現を支援するため、特許庁職員等に対する研修、審査・審判資料の整備・提供等の業務を、引き続き着実に遺漏なく実施する。</p> <p>(1) 特許庁職員に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁と緊密に連携しつつ、「世界最速・最高品質」の審査の実現を始めとする特許行政に必要な研修に重点化を図りながら、特許庁の「研修計画」に則り研修を確実に実施する。 I N P I Tが提供した特許庁職員向け研修について、特許庁研修担当者へのヒアリングを実施して研修の運営状況や効果等を精査・評価し、より効率的な研修となるよう適宜改善を図る。 <p>(2) 調査業務実施者の育成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁の「調査業務実施者育成研修実施方針」に従い、先行技術文献の調査を実施する調査業務実施者を育成する法定研修を確実に実施する。 特許庁の審査官のニーズに適切に対応できる文献調査能力及び対話能力を有する調査業務実施者を育成するため、受講者個人に対して研修期間中に自らの課題を認識させるためのフィードバックを実施する。 より効率的かつ効果的な研修となるよう、評価委員会を開催し、研修カリキュラムの内容を精査・評価し、適宜改善を行う。 <p>(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許審査・審判資料として必要な特許協力条約に規定する文献(ミニマムドキュメント)や特許公報以外の技術文献、意匠及び商標審査・審判に必要な商品カタログや雑誌等の資料を収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供するとともに、出願人等から当該資料の閲覧請求があった場合に閲覧に供する。 特許等の審査・審判で引用した紙媒体の技術文献資料について、特許庁のデータベースに蓄積するための電子化を行う。 出願書類(包袋等)を適切かつ確実に保管し、特許庁からの 	<p>4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献 特許庁の最重要政策である「世界最速・最高品質の審査」の実現を支援するため、特許庁職員等に対する研修、審査資料及び審判資料の整備、提供等の業務を、引き続き着実に遺漏なく実施する。</p> <p>(1) 特許庁職員に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁策定の「研修計画」に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を着実に実施する。 特許庁の職員に対し、法定研修及び職員の能力向上に資する研修を着実に実施し、弁理士、弁護士等の実務家、大学、企業研究者等が有する経験及びノウハウ等を特許庁に対して提供する。 I N P I Tが提供した特許庁職員向け研修について、特許庁研修担当者へのヒアリングを実施して研修の運営状況、効果等を精査及び評価し、より効率的な研修となるよう適宜改善を図る。 <p>(2) 調査業務実施者の育成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁の「調査業務実施者育成研修実施方針」に従い、先行技術文献の調査を実施する調査業務実施者を育成する法定研修を確実に実施する。 特許庁の審査官のニーズに適切に対応できる文献調査能力及び対話能力を有する調査業務実施者を育成するため、受講者個人に対して研修期間中に自らの課題を認識させるためのフィードバックを実施する。 より効率的かつ効果的な研修となるよう、評価委員会を開催し、研修カリキュラムの内容を精査及び評価し、適宜改善を行う。 <p>(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許審査資料及び審判資料として必要な特許協力条約に規定する文献(ミニマムドキュメント)、特許公報以外の技術文献、意匠、商標審査及び審判に必要な商品カタログや雑誌等の資料を収集、管理し、特許庁審査部及び審判部に提供するとともに、収集した技術文献等を蔵書検索システム(OPAC)に登録し、出願人等から当該資料の閲覧請求があった場合に閲覧に供する。 特許庁が審査及び審判で引用した技術文献を証拠資料として管理するため、特許庁の文献データベースに電子文書化した
--	--	--	---

	<p>【指標】 (定量指標)</p> <p>指標 4-1: 特許庁の職員の能力向上状況を踏まえて判断を行う。 特許庁の職員に対し、法定研修や職員の能力向上に資する研修を確実に実施し、中期目標期間中毎年度、400科目数以上を達成する。</p> <p>指標 4-2: 特許庁の職員研修担当者に対し、INPI Tが提供した特許庁職員向け研修について、A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの2つの評価項目に関するヒアリングを行い、それぞれの項目を4段階で評価し、各項目の最上位評価指標の平均割合について、中期目標期間中毎年度、25%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <p>(定性指標)</p> <p>指標 4-3: 特許庁の職員等に対する研修の実施にあたり、弁理士・弁護士等の実務家や大学・企業研究者等有する、特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を特許庁に対して提供し、職員等の能力向上に貢献する。</p>	<p>求めに応じ迅速に出納管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁庁舎内に相談窓口を置き、出願方法等の産業財産権手続に関する相談に的確に対応する。 特許行政における国際協力の一環としての我が国公報の英文抄録作成、特許分類の英訳作成等を行い、特許庁の取組を支援する。 <p>【指標】 (定量指標)</p> <p>指標 4-1: 特許庁の職員の能力向上状況を踏まえて判断を行う。 特許庁の職員に対し、法定研修や職員の能力向上に資する研修を確実に実施し、中期目標期間中毎年度、400科目数以上を達成する。</p> <p>指標 4-2: 特許庁の職員研修担当者に対し、INPI Tが提供した特許庁職員向け研修について、A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの2つの評価項目に関するヒアリングを行い、それぞれの項目を4段階で評価し、各項目の最上位評価指標の平均割合について、中期目標期間中毎年度、25%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <p>(定性指標)</p> <p>指標 4-3: 特許庁の職員等に対する研修の実施にあたり、弁理士・弁護士等の実務家や大学・企業研究者等有する、特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を特許庁に対して提供し、職員等の能力向上に貢献する。</p>	<p>技術文献を確実に蓄積する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁の行政文書である出願書類（包袋等）を適切かつ確実に保管し、特許庁からの貸し出し請求に対して迅速に対応する。また、特許庁からの包袋廃棄の依頼に基づき引き渡しを行う。 特許庁庁舎内に産業財産権相談窓口を設け、出願方法等の産業財産権手続きに関する相談に對して的確に対応する。また、ユーザー対応の品質向上のため、満足度を測るアンケートを実施する。 知的財産相談・支援ポータルサイトの安定的かつ円滑な運用を継続実施する。 特許行政における国際協力の一環としての我が国公開特許公報の英文抄録の作成、特許分類の英訳の作成等を行い、外国の工業所有権庁への提供や、J-PlatPat による諸外国のユーザー等への提供を通じて、特許庁の取組を支援する。 <p>【指標】 (定量指標)</p> <p>指標 4-1: 特許庁の職員の能力向上状況を踏まえて判断を行う。 特許庁の職員に対し、法定研修や職員の能力向上に資する研修を確実に実施し、令和7年度は、400科目数以上を達成する。</p> <p>指標 4-2: 特許庁の職員研修担当者に対し、INPI Tが提供した特許庁職員向け研修について、A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの2つの評価項目に関するヒアリングを行い、それぞれの項目を4段階で評価し、各項目の最上位評価指標の平均割合について、令和7年度は、25%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <p>(定性指標)</p> <p>指標 4-3: 特許庁の職員等に対する研修の実施にあたり、弁理士・弁護士等の実務家や大学・企業研究者等有する、特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を特許庁に対して提供し、職員等の能力向上に貢献する。</p>
--	--	--	--

<p>II. 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的・効率的に実施するため、理事長によるリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行うものとする。</p> <p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント 各業務の進捗状況を反映する活動モニタリング指標を活用しつつ、目標管理と進捗管理を踏まえた業務マネジメントを実施する。その上で、PDCAサイクルをより一層徹底し、業務の継続的な改善を図り、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。</p> <p>(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用 外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが予見される事業においては、外部有識者へのヒアリング等を活用し、業務の効果的な実施を図る。</p> <p>(3) プロパー職員・専門人材の採用と育成 今後のINPITの業務・組織体制等も見据え、プロパー職員の計画的な採用を行う。また、プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承やモチベーション向上のため、採用後のキャリアパスを明確化した人材育成方針等を策定し、計画的な人事配置や研修を行う。 さらに、INPITが知的財産経営支援の中核機関としての役割を果たすためには、「知財」と「経営」を上手く結びつけられる人材の確保が求められるところ、企業経営について専門的な知識を有する人材を採用できるよう検討を進める。</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的・効率的に実施するため、理事長のリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行う。</p> <p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント 各業務の進捗状況を反映する活動モニタリング指標を活用しつつ、目標管理と進捗管理を踏まえた業務マネジメントを実施する。その上で、PDCAサイクルをより一層徹底し、業務の継続的な改善を図り、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。</p> <p>(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用 外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが予見される事業においては、事業上の課題や事業内容の見直しの方向性について外部有識者へヒアリングを実施すること等により、業務のより効果的な実施を図る。</p> <p>(3) プロパー職員・専門人材の採用と育成 今後のINPITの業務・組織体制等も見据えて、引き続き、プロパー職員を計画的に採用する。 プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承及びモチベーションの維持・向上のため、採用後のキャリアパスを明確化した人材育成方針等を策定し計画的な人事配置を行うとともに、今後のINPITの中核を担う人材として育成するため、業務に必要な専門知識からゼネラリストとしての幅広い知識まで習得できる内容の研修を行う。 INPITが知財経営支援の中核機関としての役割を果たすため、知財と企業経営を上手く結びつける専門的な知識を有する人材を採用する。</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的・効率的に実施するため、理事長のリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行う。</p> <p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント 中期目標及び年度計画を達成するため、活動モニタリング指標等を活用しつつ、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。 具体的には、本年度の業務運営を適切に実施するため、活動モニタリング指標等を定め、役員会、幹部会及び定例会等の会議体を通じて、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、進捗の遅れや問題が生じたときには迅速に改善策を講じる。</p> <p>(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用 外部有識者等の人材が有している知見及びノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが予見される事業においては、事業上の課題や事業内容の見直しの方向性について外部有識者へヒアリングを実施すること等により、業務のより効果的な実施を図る。</p> <p>(3) プロパー職員・専門人材の採用と育成 今後のINPITの業務及び組織体制等も見据えて、引き続き、プロパー職員を計画的に採用する。 プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承及びモチベーションの維持、向上のため、計画的な人事配置を行うとともに、今後のINPITの中核を担う人材として育成するため、業務に必要な専門知識からゼネラリストとしての幅広い知識まで習得できる内容の研修を行う。 INPITが知財経営支援の中核機関としての役割を果たすため、知財と企業経営を上手く結びつける専門的な知識を有する人材（知財戦略エキスパート等）を確保するとともに、支援スキルの習得のために必要となる研修を行う。</p>
---------------------------	---	---	--

	<p>2. 業務運営の合理化</p> <p>デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により、デジタルを活用した利便性の高い情報分析のための IT サービスの導入を検討・実施し、政策的エビデンス情報の収集分析及び組織内業務の効率化を推進する。</p> <p>3. 業務の適正化</p> <p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第六期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上（毎年度、前年度比1.3%程度）の効率化を図る。</p> <p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化 委託等により実施する業務については、INPIITが策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、外部委員から構成される契約監視委員会による精査と指示に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進するとともに、外部有識者の活用や調達結果の公表等透明性の確保を図る。</p> <p>(3) 組織体制及び業務の見直し 政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・特許庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止、又は類似業務との統合等を進める。</p> <p>4. 給与水準の適正化</p>	<p>2. 業務運営の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により、情報分析や事務手続の簡素化に有用な IT サービスの導入を検討・実施し、政策的エビデンス情報の収集分析によるサービス向上及び組織内事務処理の効率化を推進する。 <p>3. 業務の適正化</p> <p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第六期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上（毎年度、前年度比1.3%程度）の効率化を図る。 <p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託等により実施する業務については、競争性のある調達を原則とし、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による点検と改善すべき点についての意見に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進する。 契約監視委員会の活用や調達結果の公表等により、契約における透明性を確保する。 <p>(3) 組織体制及び業務の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応できるよう、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・特許庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止、又は類似業務との統合等を進める。 <p>4. 給与水準の適正化</p>	<p>2. 業務運営の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄積された相談データ及びアンケート調査で得られた情報をもとに、外部有識者の知見を取り入れながら、地域の中小企業・スタートアップ等へのサービス向上に資する情報の分析と利活用を進める。 事務手続の一層の簡素化、迅速化を図るとともに、情報システム利用者の利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む）に資するよう、継続的に見直しを行い、業務の効率化に向けた改善を図る。 生成AIの急速な技術発展及び普及を踏まえ、INPIITにおいても生成AIを導入し、職員の業務効率化に向けた検討を行う。 <p>3. 業務の適正化</p> <p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標に定める「一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加及び拡充分を除き、第六期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上（毎年度、前年度比1.3%程度）の効率化を図る。」を達成するため、引き続き、業務見直しにより、効率化を図る。 <p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に予定されている委託契約及び請負契約については、競争性のある調達を原則とし、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による点検と改善すべき点についての意見に基づいて、一者応札及び一者応募の解消を含め契約の適正化を推進する。 また、契約における透明性と公平性を確保するため、契約監視委員会の活用に加え、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容の充実、調達結果の公表等を行う。 <p>(3) 組織体制及び業務の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策的要請に伴う業務の新設、増加に対応できるよう、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・特許庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制、事業内容の見直し、廃止又は類似業務との統合等を進める。 <p>4. 給与水準の適正化</p>
--	---	--	--

	<p>給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。</p> <p>5. 情報システムの整備及び管理業務</p> <p>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)(以下「政府方針」という。)に則り、情報システムの適切な整備及び管理について投資対効果を精査した上で行うとともに、政府方針の改定等に適切に対応する。</p> <p>また、クラウドサービスを利用できる場合、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書により情報システムの調達を進める。</p> <p>加えて、情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。</p> <p>上記取組の実施に際しては、以下の指標により対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PMOの支援実績 ・ 情報システムの調達時における、投資対効果に係る精査実績 ・ クラウドサービスの活用実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持する。 ・ 給与水準の検証結果等は、毎年度ホームページで公表する。 <p>5. 情報システムの整備及び管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)等の政府方針に従い、情報システムの適切な整備及び管理について投資対効果を精査した上で適切に行うとともに、政府方針の改定等に適切に対応する。 ・ また、情報システムの調達時にクラウドサービスを利用できる場合は、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書を作成し、調達を実施する。 ・ 加えて、情報システムの整備及び管理にあたっては、情報システムの利用者に対する操作性、機能性等の改善や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PMOの支援実績 ・ 情報システムの調達時における、投資対効果に係る精査実績 ・ クラウドサービスの活用実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持する。 ・ 給与水準の検証結果等は、ホームページで公表する。 <p>5. 情報システムの整備及び管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)等の政府方針に従い、情報システムの適切な整備及び管理について投資対効果を精査した上で適切に行うとともに、政府方針の改定等に適切に対応する。 ・ また、情報システムの調達時にクラウドサービスを利用できる場合は、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書を作成し、調達を実施する。 ・ 加えて、情報システムの整備及び管理にあたっては、情報システムの利用者に対する操作性、機能性等の改善、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PMOの支援実績 ・ 情報システムの調達時における、投資対効果に係る精査実績 ・ クラウドサービスの活用実績
--	---	---	---

<p>Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>V 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保</p> <p>「独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。また、財務諸表は毎年度、ホームページで公開する。</p> <p>2. 効率化予算による運営</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>3. 業務コストの削減</p> <p>管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析や契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進するとともに、持続可能な調達活動も意識しながら業務を実施する。</p> <p>4. 自己収入の確保</p> <p>受講料を徴収している民間等の人材を対象とする研修については、研修の内容・効果等を勘案して、受講料を徴収する新規研修の検討を、また、産業財産権情報提供サービスの利活用を促すための個別セミナーの有償化についての検討を行う。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。また、財務諸表は、毎年度ホームページで公表する。 <p>2. 効率化予算による運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 <p>3. 業務コストの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析や契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進するとともに、グリーン購入法による調達など持続可能な調達活動も意識しながら業務を実施する。 <p>4. 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図る。例えば、民間等の人材を対象とした受講料を徴収する新たな研修の検討や、中小企業等の産業財産権情報提供サービスの利活用を促すための個別セミナーの2回目以降の受講に対する有償化の可否を検討する。 	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。また、財務諸表は、ホームページで公表する。 <p>2. 効率化予算による運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 <p>3. 業務コストの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析、契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進するとともに、グリーン購入法による調達など持続可能な調達活動も意識しながら業務を実施する。 <p>4. 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、普及・啓発の観点からも精査を重ねたうえで、受益者負担の拡充を適切に検討する。例えば、民間等の人材を対象とした受講料を徴収する新たな研修の検討、中小企業等の産業財産権情報提供サービスの利活用を促すための個別セミナーの2回目以降の受講に対し、必要に応じ有償化の可否を検討する。
-------------------------	--	--	--

<p>IV. その他業務運営に関する事項</p>	<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>(1) 内部統制の基盤の充実 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付総管査第322号総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づき、I N P I Tの全ての役職員が、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全等、内部統制の機能と役割を理解し、日常の業務に反映する取組を継続的に実施する。</p> <p>(2) I N P I Tの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組 I N P I Tが運用する全ての情報システムについて、その扱う情報の格付けに応じて必要なセキュリティ対策を実施する。 また、情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえて、サイバーセキュリティ戦略本部において作成された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に基づき、I N P I Tの全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、統一基準群を踏まえて定めた「情報・研修館セキュリティポリシー」を遵守して業務が適切に実施されているかについて、毎年度、内部監査を実施する。委託等により外部機関に実施させる業務についても、必要に応じてI N P I Tによるヒアリング等を実施する。 さらに、N I S C (内閣サイバーセキュリティセンター)等が提供する情報システムの脆弱性等に関する情報に基づき、サイバー攻撃の未然の防止に努めるとともに、サイバー攻撃等のセキュリティインシデント等が発生した際の初期対応等について職員の教育を徹底すること等により、情報セキュリティの強化を図る。</p>	<p>IV その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>(1) 内部統制の基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> I N P I Tの全ての役職員を対象として、内部統制の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)、内部統制の要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びI C Tへの対応)の理解を促進し、日常の業務への反映を図るための研修を、毎年度実施する。 I N P I Tの業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況について、合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、適法性、妥当性及び有効性を診断し、業務運営の適正化や改善に資することを目的として、監査室は、内部監査を毎年度実施し、内部監査報告書を理事長に提出する。理事長は、必要に応じて監事の意見を聴取し、必要な措置を指示する。 <p>(2) I N P I Tの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> I N P I Tが運用する全ての情報システムについて、「独立行政法人工業所有権情報・研修館情報セキュリティポリシー」及び「対策基準」「実施手順」(以下、「情報・研修館セキュリティポリシー等」という。)に基づいて、取り扱う情報の格付けに応じた必要なセキュリティ対策を実施する。 また、情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が作成した政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下、「統一基準群」という。)を踏まえて、I N P I Tの全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、統一基準群に基づいて策定した情報・研修館セキュリティポリシー等を遵守して業務が適切に実施されているかについて、毎年度、内部監査を実施し、外部委託等によりI N P I Tが管理・運用する情報システムのセキュリティ対策状況についてもヒアリング等により、毎年度確認する。 さらに、N I S C (内閣サイバーセキュリティセンター)等が提供するI N P I Tに関連する情報システムの脆弱性等に関 	<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>(1) 内部統制の基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> I N P I Tの全ての役職員を対象として、内部統制の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)、内部統制の要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びI C Tへの対応)の理解を促進し、日常の業務への反映を図るための研修を実施する。 I N P I Tリスク対応計画に則って各担当において業務を遂行する。その結果についてフォローアップを行うとともに、情勢変化等に応じて同計画を見直し、必要に応じて改定を行う。 I N P I Tの業務に関わる諸規程及び業務の遂行状況について、合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、適法性、妥当性及び有効性を診断し、業務運営の適正化や改善に資することを目的として、監査室は、内部監査を実施し、内部監査報告書を理事長に提出する。理事長は、必要に応じて監事の意見を聴取し、必要な措置を指示する。 <p>(2) I N P I Tの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> I N P I Tが運用する全ての情報システムについて、「独立行政法人工業所有権情報・研修館情報セキュリティポリシー」及び「対策基準」「実施手順」(以下、「情報・研修館セキュリティポリシー等」という。)に基づいて、取り扱う情報の格付けに応じた必要なセキュリティ対策を実施する。 また、情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が作成した政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下、「統一基準群」という。)を踏まえて、I N P I Tの全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、統一基準群に基づいて策定した情報・研修館セキュリティポリシー等を遵守して業務が適切に実施されているかについて内部監査を実施し、外部委託等によりI N P I Tが管理・運用する情報システムのセキュリティ対策状況についてもヒアリング等により、確認する。 さらに、N I S C (内閣サイバーセキュリティセンター)等が提供するI N P I Tに関連する情報システムの脆弱性等の最
--------------------------	---	---	--

	<p>2. 広報活動の強化</p> <p>INPITの支援施策の利用促進には、INPITの知名度・認知度を高めるとともに、知財の重要性についての理解の向上を図ることが重要である。</p> <p>INPITの知名度・認知度が十分とは言えない現状に鑑み、知財に関する総合的な支援機関としての知名度・認知度を高めるため、より効果的な広報のあり方について検討を行いつつ、INPITのブランド力を高めて広報活動を強化する。</p> <p>3. 大規模災害等発生時の対応</p> <p>自然災害や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等を毎年度点検し、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。</p>	<p>する最新情報をチェックし、情報システムの脆弱性等に関する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じるとともに、サイバー攻撃等のセキュリティインシデント等が発生した際の初期対応等について職員の教育を徹底すること等により、情報セキュリティの強化を図る。</p> <p>2. 広報活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> INPITの知名度・認知度がまだ十分とは言えない現状に鑑みて、知財に関する総合的な支援機関としての知名度・認知度を高めるため、SNSなどの媒体の更なる有効活用の方策を検討する。 これまでのINPITにおける各種事業について、効果的な周知方法の検討を行った上で、全国の知財総合支援窓口や各経済産業局等、その他の関係機関等の協力を得ながら広報活動の強化を図る。 <p>3. 大規模災害等発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等を毎年度点検し、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。 	<p>新情報をチェックし、それらの情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じるとともに、サイバー攻撃等のセキュリティインシデントが発生した際の初期対応等について職員の教育を徹底することにより、情報セキュリティの強化を図る。</p> <p>2. 広報活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> INPITの知名度及び認知度をさらに向上させるため、令和6年度の広報委員会にて承認された広報戦略及びアクションプランを踏まえた対応を図るとともに、INPITホームページ、SNS（X、Facebook、YouTube）等の媒体の積極的な有効活用を図る。 これまでのINPITにおける各種事業について、効果的な周知方法の検討を行った上で、全国の知財総合支援窓口、各経済産業局、その他の関係機関等の協力を得ながら広報活動の強化を図る。 <p>3. 大規模災害等発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程、マニュアル等を点検し、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。
--	---	---	--

独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について(平成30年3月30日総務省行政管理局)に基づく「財務内容の改善に関する事項」参考情報

(単位:百万円、%)

	令和6年度末 (初年度)	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	0	0		
目的積立金	735	1,410		
積立金	1,220	2,283		
うち経営努力認定相当額				
その他の積立金等	0	0		
運営費交付金債務	0	0		
当期の運営費交付金交付額(a)	11,554	12,000		
うち年度末残高(b)	0	0	0	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0%	0%	0%	

注)百万円未満の端数は四捨五入